

太子堂額字。 竪二尺三寸五分。横四尺三寸五分。筆者不知。表門二楹。

鳥居。 長一丈三尺五寸。横一丈一尺四寸。

別當、寶珠山理性院如意輪寺。

天台宗。

東叡山末。

起立ミ年代及開山開基共相知不申也。尤往古より太子堂別當寺ニ奉。別當ミ號相唱申也。

客殿。 間口二間。奥行四間半。

本尊、如意輪觀世音。 木像。丈一尺一寸五分。

右ハ葛西三十三所之内第二番目。

石碑。 高七尺一寸。横八寸四分。

碑面ハ西葛西三十三所第二番目紀三井寺寫、寶珠山如意輪寺と有之。天明二年建。

——續府内備考

太子堂。 境内餘地五百七十坪。 愛染堂の南に並べり。二間半四方。塗屋の堂なり。前に三間四方許の礎あり。昔は拜殿も有しと見ゆ。門に太子堂の三字を扁せ。門内に石の鳥居一基を建。起立の年歴その詳なる事は傳へざれども、往古ハ今の小梅村水戸家御藏屋敷の邊に有て、村開闢よりの堂なりといへば、古くよりのものなるは論なし。當所へ移りしその年歴は傳へざれども、寛文二年梓行の江戸名所記に中ノ郷太子堂とのせたれば、是よりさき移りしはしらる。同書に云、太子堂はこれ慈覺大師の建給ひしなり、その比太子の像を安置し給へり。此像ハ太子みづから作り給ふ所なり、數年を経て、文祿年中此堂のほとりに夜な／＼光りありければ、その地を掘たりければ、 この地と云は、古の地なるや、つまびらかにせむ。一つの石塔を掘出せ。 石のおも

てに彌陀三尊の種字あり。その下に文字ありとみえしが、きへて知りがたし。文明二年庚寅 ○現元二一三〇年。 さのみ久しき石塔にはあらそと覺へ侍り。是を掘出して立置けるよりして、光り物二度出ることなしと。これは太子にあづからざる事蹟なれど、舊地の一證となせし。

別當如意輪寺。門を入て右の方に住居を。天台宗。同所成就寺末。寶珠山理性院と號せ。本尊大師の本
地如意輪觀世音を安置す。 ——葛西志

太子堂。同所 ○北本所。 元町にあり。天台宗如意輪寺に安置せ。本尊聖德太子の像は十六歳にならせ給ふ時、自親造り給ふとなり。當寺ハ淳和天皇の嘉祥年間慈覺大師東國遊化の頃の創建にして、帝百畝の水田を寄附し給ふ。天文の頃此地祝融氏の災よかりしとたも、太子の靈像ハ自火焰を通れ出給ひて恙なかりしよし、江戸名所談よみえたり。 ——江戸名所圖會

中之郷元町。 ○中略。 里俗如意輪寺門前ヲ太子堂前ト唱フ。

如意輪寺。寶珠山ト號ス。天台宗。成就寺末。開基開山詳ナラズ。寺地五百七十坪。 ——東京府志料

中之郷元町 ○中略。 里俗の稱は左の如し。

檢長屋。南方の横町をいふ。

太子堂。如意輪寺(十二番地天台宗)前をいふ。 ——新撰東京名所圖會

本所中之郷 ○本所區吾妻橋三丁目。 天台宗南藏院ハモト業平天神社ヲ以テ知ラル。業平天神ヲ

徳川氏入國以前

業平天神、南藏院(天台)

其稱呼ニヨリテ在原業平護持ノ菅神像トシ、元慶ノ勸請ト爲スハ信ズル能ハズ。タ
 ヲソノ業平塚ハ、或ハ在原業平、里見成平、某氏業衡、角抵者成平ノ墳墓遺跡、或ハ
 ソノ二三傳説ノ混同トシ、紛争決スル所ナシ。南藏院ノ創始ヲ貞和年間ト爲スモ
 亦確證ナシ。若シ業平天神ノ稱ヲ徳川家光ノ言ニ起ルトノ説ヲ信ゼンニハ、社寺
 ノ起立ハ江戸時代ノ初期若クハ其已前ニ在ラム。時代不明ナレバ、暫ク此間ニ採
 録シテ後考ヲ俟ツ。

○江戸名所記。紫の一本。東都紀行。南尚茶話。今業平物語。本所雨の舎。江戸神社略記。
 江戸惣鹿子。再校江戸砂子。江戸志。墨水消夏録。江戸紀聞。中之郷寺社書上。續府内備考。
 江戸名所圖會。遊歴雜記。東京府志料。大日本地名辭書。新撰東京名所圖會。

業平塚事

牛島業平塚、

そのかみ在原の業平朝臣は二條の後の事によりて東のかたにくだり給ひしとかや。京やすみうかりけん
 あづまのかたにゆきて、すみどころもとむとて、友とまゐる人ひとりふたりしてゆきけりと、伊勢物語に
 かきたり。ある説に業平は東國に流され給ひしといへり。京やすみうかりけんとかきたる筆勢は流され
 たるよはあらむ。四條大納言匡房卿の江次第の第十四卷にかゝれしは、業平そのころは左中将にて、二
 條の后を犯し奉らんはかりことに出家せられしが、そのち髪をはやさんために陸奥國の八十嶋にいた
 りて、小野の小町が髑髏の

秋風のふくにつけてもあなめく

といへる聲の聞へしかば、草むらをわけく、聲をもとめて入てみれば、髑髏の目の穴より薄の生ぬ
 きて風にもまるゝ音也ければ、業平あはれがりて、下の句をつけて

小野とはいはし薄おひけり、

と詠せられし、かのどくろはすなはち小町にて侍べりしといへり。小町が事さだかに知がたし。京の北
 山なる小野といふ山里にて死けりとて、今も石塔あり。小町は狂氣しけるよし。陸奥國までも狂ひくた
 りし事もや有らん。しかるに業平すでに都にのぼらんとて舟まのり給ひしが、此ほとりの浦にて舟損じ
 て死給ひしを塚につきたりといへり。伊勢物語に、東にくだりしとはありて、のぼられしとはかき侍らず、
 又つゐにゆく歌はありて、いづかたにて死なれしといふ事もみえず。さりながらかやうの事はしめて
 吟味するに及ばずといへり。三代實錄には元慶四年○紀元一
 五四〇年五月二十八日辛巳、從四位上右近衛權中將
 兼美濃守在原朝臣業平卒、時年五十六としるせり。しかるに牛島の古老の傳に、此所にて舟損じて死な
 れしを塚につきこめたり、その在所の名も今に業平村といふ、塚の形ちすなはち舟のこゝくにて残れり
 と也。

なきあとのゑるしこゝに在原や

塚のかたちも舟のなりひら

——江戸名所記

業平塚。牛嶋の内にあり。業平此國へ下り、入間の郡みよし野の里に、今日はなやきそと讀し女と住た
 まひつるが、其頃は今の本所も入海にてありし故に、船遊に爰に來りたまふ所に、俄に浪風荒く成りて
 徳川氏入國以前

舟くつがへりて供人残らば溺死するに、業平の立たまひたる所は陸と成りて水に溺れたまはずおはしける。其を所のもの見奉り、たゞ人にてはおはしませずとあがめ奉り、舟にて死したる人々の死骸を求めて此處に塚につきこめ、業平の御かたちをも寫し、木に刻み御影とせ。其より此塚を業平塚と云ふ。所をも業平村と云。今小梅村へ行く所の橋を業平橋と云は、業平村への橋故頃日人の云習はせるなり。業平の御影のある所に天神をいはひ奉る。則業平天神と云。又一説に云、業平の事在五中將の事にはあらず、上總の國に業平と云名乗の侍有り、武藏國へ攻寄せ大きに戦ひしが、軍利を失ひ此所にて討死せしを、爰に塚に築籠めしより業平塚と云といへり。江戸名所記の説と此二説相違なり。何も慥ならざ。

——紫の一本

業平塚に出ぬ。在原の翁此里に下り給ひし事伊勢物語の難儀にして、是ハ歌人の傳に有よしを聞り。まして爰元に古塚の有べき筋なし。我若かりし時にたしかに見聞し事有き。何某とかや色好みの男有けり。形艶雅なる故に時の人今業平とよびし。渠は浪人なりしが、此所にて寛文の中頃いかなる者にか切られて死せしに、親類舊知もとはずやありけん。その死せる所に埋めたる塚を此所の小兒業平塚と申せしは今の事なり。在中將の舊跡に申すはまことに附會の甚敷もの哉。小梅梅澤など云に付ても、此天神は定めて菅神なるべし。寛文のはじめ宗匠執筆内陣に伺公して參詣の緇素に俳諧をすゝめけるより、好士連者は拜殿に集りより、俳諧百韻興行あるに、互に面を見知られじと綴笠を着て句を付ける故に、笠附俳諧と呼付たる。我も其席を見及びたる事よ。今俗間に業平橋業平天神などいひなやむは、角田川に付て業平の名をかりたるいつわりなるかな。

角田川都の鳥の跡方も

なき偽りを書流すらん

——東都紀行

業平天神の事諸記に其説多し。愚按に、伊勢物語によりて業平の神を祀れる地成るべし。塚の名にかゝはるべからず。武州川越の城内にも業平の神を祀れりといふ。これも入間の里に居住のゆへ成るべし。彼地の人々物語に、川越の神像は朱衣なるよし。是の處の神像も委しく尋ね度事よ。本所中の郷業平天神近年開扉ありゆ刻、予も詣で拜し奉る。黒衣にして、朱衣にあらず。尋常菅神の尊像の如く、容貌壯年の御影なり。略縁起に云、元慶年中在五中將歌枕たづね給はんと、此東路に下り給ひ、武藏國入間郡三芳野の里に住所求めんとて、五百崎島に逍遙し、御歌に、

眞土山五百崎島に舟よせて

いさこととはん汐のたえまを

別當元は在泉寺と號しけるが、今南龍院と改む。又業平朝臣のかり住なりし故、里人ども中將郷といひしを、里諺に誤て中の郷といひならはしけるとぞ。古老の村夫かたり傳ふ。——南向茶話

ほどもなく宮戸川につき給ひ、わたしの舟に便船して、世をうし島はいつくぞと、むかひを見給へば、人大勢あつまりて、念佛の聲聞えけり。いかに船頭、あの念佛は、日比聞き及びしすみた川梅若丸の墓所にてましますかとたづね給へば、船頭聞て、いや、梅若の舊跡は、あれより遙か北に見えたる森のうちにて候なり、あれは牛島なり、業平塚の念佛にて候と申。○中此所にいけその、左京頼仲とて、公卿のなかれおはせしが、あまり美男にまし／＼て、多の人にこひられ給ひしか、所のものとも今業平と異

徳川氏入國以前

名を申侍りし。○中あれに見えたる寺こそ池園山菩提寺とて、池園との御ぼたひ所にて候へば、かしこへ行てとはせ給へと、云ひ捨て、通りけり。

——今業平物語

業平天神社（南藏院）

中の郷の東小梅代地町といふ所よ、業平天神と云宮あり。別當ハ南藏院と云。在五中將の塚とて有。業平ハ平城天皇の御孫阿保親王の御子、御母伊豆の内親王と申。從四位の上右近衛權中將にて、美濃の權の守を兼給ふ。元慶四年○紀元一五四〇年五月廿八日ハ五拾六まで身あかりたまふ。大和國石上在原山光明寺葬の地なりと。されは從三位爲子の歌よ、

かゝそかりその名残りて在原の

むかしの跡を見るそなつあし

と讀し。さるよよりて此所の塚を皆人覺東なしといふ。業平のむろしを聞て、二條の後の事によりて東の方より給ひしとらや。伊勢物語に、京や住うかりけん、東の方に行て住所もとむとて、友とせる人ひとりふりして行ると。○中業平東より下り給ひ、隅田川にて都鳥の歌なとよみ給ひしに事よせて、此所に業平の塚あるまや。ある者のいひしハ、是ハ中將の墳にてはなし、なりひらといひし相撲とりの墓なり。そきを在中將にいひならせしたるなりといふ。人口のさかなくてよき程にいふまや。宮の右の方に少壇を築、四方に垣をかこひ竹を植置ぬ。其竹、葉ハ女竹よて竹ハ男竹なり。よりて業平ハ美男にて女とも見へ給ひしとなり、是によりて此竹を業平竹といひ侍るとぞ。又塚のいさきハいさきらば、此御神ハ業平の守り本尊の天滿天神なり。それを業平天神といふと、あまねくいひつゝへぬ。いやしき者の

業平天神南藏院（天台）事蹟

誠と思ひつとむハ、猶志あるまとも有べし、少したかひりたる人のさもとおもひて人よも語るは、つたなき事にて、かゝ腹いさくたへ侍る。業平ハ陽成院の元慶四年○紀元一五四〇年よ世を去給ふ。菅原相ハ醍醐

天皇延喜二年○紀元一五六三年二月廿五日に安樂寺よて葬給ひ、其後村上天皇の御時、天曆元年○紀元一六〇七年九月

九日山城の國北野に遷座ましゝて天滿天神と仰られ給ふ。業平より後の事にて時代違たるを、在中將の守り本尊よままひしとはめつらしき事なり。又ある人の語りしハ、むろし安房の國に里見安房守源の義弘といふ人あり。生實の御所義明と心を合せ、下總の國鴻の臺といふ所よて小田原の北條と戦ひしか、里見方の軍さやふきて、義弘の一族よ里見なりひらといひし者、痛手あまふて馬よかり、漸此所迄落來り爰よて死す。其の塚をなりひら塚と云といへり。されとも何を比書よも見へぞ、さたりならざる事なれハ、是も又信用しかさし。又業平よてに都への不らんとて舟よ乗まみしが、此邊り近き浦よして、のり給ひし舟損して水よ入、むなしく成給ふを葬りたる、塚の形も則舟の形よて残り。伊勢物語に東より下りしと有てのり給ひしと云事ハなし。又終よゆくの歌ハ有ていつあよて死給ひしといふ事も見へねハ、舟損して死給ひしも誠にやあらんといふ。伊勢物語はうろふむりに始て、ついに行の歌よて終る。されは東下りの後に、大原野の行幸を初めとして、都の事ともあまふ有、終よ行の歌の前にいと深草野とや成なんの歌もあまふ、東より都へのり給ひし事うたかひなるへし。又終よ行の歌ハ有て、いつあよて死給ひしと云事も見へま。げよも伊勢物語よはいつあよて死給ひしと云事ハ見へねとも、男煩らひて心地あぬる覺へたまは、

終よゆく道とはかねて聞しりと

きのふきふやのおもひさりしを

此歌古今集哀傷の部此あとかきよひ、やまひしてよやく成ける時よめるとほきひ、煩らひ給ひしあき
らかなり。又大和物語に水のおのみよとの御時、左大辨のむすめ辨のミヤせん所とていままかりけるを、
ミカと御くしをろし給ふてのちよひとりいままかりけるを、在中將忍ひてかよひけり。中將やまひいと
ねもくしてわつらひけるを、もとのめともあり、是はいとまのひてある事なれば、えはきもとふらひ
たまはき、まのひくまなんとふらひけるを日々にはりけり。さるふとはぬ日なんほりける。やまひも
いとなりて其日になりける。中將のもぎより、

つれくといとこころは侘しきに

けふはとはせてくらしてんや

とておほせたり。よはくなりにたりとて、いといたくなきさはきて、返りあとなともせんとさる程ふ、
まよけりときよて、いとみみしかりけり、まなんとさる事いまくとなりて讀みたりける、

はるま行道といひ給てきよしかと

きのふけふといはれもささりしを

とよみてなんさへせてよけるとあれを、都にて死給ひしと見へたり。然れは舟損して死給ひしといふも
又とりかさし。但るる書よ云、在原業平貞閑雅、善和歌、殆乎和歌之神也、一旦入吉野川上而不知所終
とあるを、業ひら武藏國三芳野の里に住給ひしと云事あき、大和のまよしは武さしのまよし野おなし
名なれば、是またよて、舟損して死給ひしと云傳ふるまや。是も用ひりさし。まの塚のろちまなは

ち舟のことくよて残きりと。むろしはふねのろちまもまらな、今丸き塚なり。塚の上は櫻一木より六
七本に分きたるを植置り。又云、業平三吉野の里に住給ひし時、末世の爲に像をみつら二尺よき
さし給ひしを、此里人社を建てかの像を納め、業平天神といふといふ。自作自畫此くひ世よ多くい
ひ傳ふる事なきは、さもあるへき。又業平東下りたまひし時、まはらく旅おし給ひし其跡をうしな
はしと、あるしに築る塚なりといふ。此いさきおもしろし。兎角此塚は業平を葬しと思ふより、うさ
かひしき事もあり。必其廟はあらねとも石碑へ建る習ひなれば、只業平の神靈残此所を勸請して天神と
崇め奉るまてあるへし。木母寺は梅丸の舊蹟のみにて業平の跡はなきを、隅田川近き此邊は都鳥のゆ
とを殘し、業平のことを末のよと迄留る事、誠は有るたく殊勝なるべし。今名高き舊跡と成て、詣
て來る人絶せして、利生むなしからぬ。横堀といふ流有。業平天神の脇を流るゆへに、業平川と云。
それに懸りし橋を業平橋といふ。

——本所雨やどり

業平天神。所祭神
業平集

在江戸本所中之郷。

元屬下總國。

按名所記等曰、當社ハ在原業平ヲ祭ル。其故ハ、昔業平朝臣歌枕見トテ吾妻ニ下リ、此所ニ身死リ玉フ
故ニ、神ニ祝テ業平天神ト號ス。故ニ境内ニ塚アリテ業平塚ト謂、當所ヲ中郷ト謂モ彼中將ノ舊蹟ニ因
テ也。嘉敦謂、伊勢物語ニ、昔男吾妻ニ下リ此隅田川ニテ、イザ事間ン都鳥ノ歌、及ビ入間郡三吉野ノ
里ニ住所求メ玉フ事アリ。此舊言ニ因テ、後人社ヲ立テ祭シニヤ。亦武州ニモ業平朝臣ノ子孫アリト云
事、谷重遠ノ記ニモ見ヘタレバ、彼朝臣ノ後裔ノ人祭置シ事モアルベシ。然下モ業平朝臣此所ニ身死リ
玉フトハ妄談也。三代實錄曰、元慶四年〇紀元一
五四〇年五月二十八日辛巳、從四位上行右近衛權中將兼美濃守

徳川氏入國以前

三五七

在原朝臣業平卒ストアリ。大和國石上在原山光明寺其葬り地ノ由相傳。玉葉集ニ、在原寺ニテ從三位爲子カ讀ル、○形バカリ其名ノコリテ在原ノ昔ノ跡ヲ見ルモナツカシトアル則ハ、此所ニ死セザル事明也。想ニ業平天神ノ社在テ後ニ中郷ト號、亦ハ業平塚ナド稱スル事ハ、後世好事ノ者ノ所爲ト見ヘタリ。社説ニハ、業平朝臣歌枕見ントテ、武藏國三吉野ノ里ニ住所求メ玉フ時、末世ノ爲ニ御身形ヲ自御長二尺餘ニ彫刻シ玉フヲ、里人此所ニ社ヲ建テ、件ノ像ヲ安置シ、業平天神ト號スト云フ。○中別當、南藏院。

舊號東泉寺、當社別當九世住僧良海法印靈夢以來改南藏院。

——江府神社略記

業平天神社。本所中の郷。天台業平山南藏院東泉寺。

當社ハ在五中將の靈社こと云。開基林能法印。

本地佛、聖觀音並業平の影像、共ニ中將の自作と云。

明光稻荷。當社の地主。

業平塚。社の側ニ在。

九世の別當良海法印靈夢に依テ南藏院と號すと云。

舊本云、此塚在原の業平にほらむ、角力とりの塚なりと。

紫の一本にハ、上總の國比武士業衡といふ人の戰死しる塚こと。是等の異説尙ちハなるハ畢竟在五中將ならざる故なるべし。粵に一證あり。東都紀行ハ曰、在原の翁此里ニ下り給ひし事、伊勢物語の難義にして、是ハ歌人の傳に在よしを聞けり、尙して爰許ハ古塚有べき由なし。我若かりし時ハ、慥ニ見聞し事ありき。何某とろや色好ミ此おとこ有けり。形艶雅なる故に、所の人今業平とよびし。渠ハ浪人

成しが、此所マて寛文中頃いろなる者マか切らきて死せしに、親類舊知とても問こぞや有けん、其死せる所マ埋めたる塚を、此里の小兒比業平塚と名付しハ近き事ことあり。又此神社マて寛文中ある宗匠執筆内陣ハ伺候して參詣の緇素に俳諧の連歌をまゝ免けるハ、好士達者ハ拜殿ヲ集り、百韻興行あるハ、互に面淺見知られじと綴笠を着し句殘附たるゆへ、笠着俳諧と名付たる、我も其席を見及びたる事あり。ほらく此文を考るに、彼業平が討きて此所マ埋るを見聞したると有。又此社ハ奉納の俳諧の席も出向じはりたるとほまむ、紀行の作者ハ其ころ此人にして、在五中將の塚と云事をうけがらむ、當社ハ菅神なるべしと書れたり。後世マ至るほど異説區々として、人の惑とけらさかるべし。

東都紀行ハ若州の酒井家の臣辻井氏君命マ依テ撰せし實記也。證とまるに堪たり。信まべし。彼里見成平の説先人すでに辨む。最信用し難く、好事の人強テ牽合して名所古蹟とする類此所のみならん、駒止橋駒止石のさぐひあまゝ有。當社ハ必定菅神比社なるべし。

——江戸惣鹿子

業平天神社。

業平山東泉寺南藏院。

天台、

中ノ郷。

當社ハ在原業平朝臣を祭と云。開基林能法印。

聖觀音並業平の影像、ともに業平の自作と云。

明光稻荷社。當社の地主なり。

業平竹。女竹男竹也。

業平塚。つろのかさち舟の形と云。

九世別當良海法印靈夢の事ありて南藏院と云。

徳川氏入國以前

社説曰、業平朝臣歌枕見んとてむさしの國をよし乃、里ま住所もとめ給ふ時、末世のさめにかさちをこつから三尺を彫刻し給ふを、里人社を建、その像をおさめ、業平天神といふ。

業平東國へおむき給ふ事、江次第十四云、業平その頃、左中將まで、二條の后を犯し奉らんぞかりおとに出家せられし、その後髪をそやさんさめむつの國八十嶋に到る。略下伊勢物語。むさし乃國と

下つさの國との中、いとおほきなる川あり。それをすみさ川といふ。このほとりまむきぬておもひやきて、かきりなく遠くもきにけるらなと。略下又云、まむ所なん人間の郡みよしの、里なりける。略下此

まよし野の川越のあさり。各所記、此所にて船損して業平死ましを塚まつきこめさり、さるほとに塚のらさちをも舟のおとくに残せり、宇治の扇の芝なとの心と記。此説虚也。

河海抄。在原業平貞閑雅而善和歌。殆乎和歌之神也。一旦入吉野川上而不_レ知所終。略中三代實錄。元慶四年紀元一五四〇年五月廿八日辛巳、從四位上行右近衛權中將兼美濃守在原朝臣業平卒。

古鹿子。此塚まおとの在原のなりひらまあらは。いよしへ成平といふ相撲のほりしうみまろりし後土中にうつむ。その墳墓也。

紫一本。上總國に業衡といふ武士あり。此所までたうひ討死せしを塚まつきさるとあり。又ある人の云、永祿の頃安房國里見と小田原の北條とたうふ時、里見義廣の弟里見成平此所まで戦死。その靈

たうをなす。よつて神ままつりて成平天神といふ。成平塚も勿論その古墳なり。在原のなり平ちうきあさりのすみさ川へくたり給ふとある伊勢物語よりして、成平と混合しさるといふ。

又角力とりと云へ、所までいへるへ、案下總國國府臺は里見の出城と云、成平なども此城中にあるら

免。尤成平強勢の士。隣國なれば河津股野のあとき此あさりへ来て角力もやとりけん。さるよよつて所の者へ相撲取のやうに覺て、いひつゝへさるなるへし。

補。此説のあとく、里見四郎五郎業衡の事。補。ある書云、天正のある秀吉公角力を見まふ事ありしに、九州秋月家より出されさる竹宮武藏守と

北條家土河越の成川運平二人を大關と定らる。成川大兵まで美男なり。世人成平といひならは。その後總州鴻臺に角力ありて成川も出たりし、歸路は田川七郎左衛門といふものみ討れさるとあり。按、

此成川を世人なり平と諱名せしとあれ、此ものみやとおもへと、其ある北條曾て秀吉公の命を應ぜ、ましてやはるく都へ角力のさめ家士をつあひすへきや。いふらし。これは此書も證としらさるも比

と覺ゆ。——再校江戸砂子

業平天神社。

別當、業平山東泉寺南藏院。天台宗。

社傳云、元慶年中在五中將業平朝臣歌枕尋ね給さんと、此東路を下り、五百崎の浦に船遣遙の折から俄に悪風を著しく舟悉くくつりへりぬれとも、中將の御船は艦機残らず漂流せと云へども、恙なく此渚に

上り給ふ。彼の御船具流着し所を艦島磯島楫島とて今地名とせ。斯て中將は末世に御像をとめんと御たけ二尺餘の衣冠の靈像を彫刻せ給ひて里人へ附屬し給ふ。村長船島に社茂造營とて、右の尊像を鎮

祭りて、業平天神と崇む。其邊りに草庵をむすひ神供を捧し、跡を東泉寺と云。當寺九代住僧良海法印靈夢に依て南藏院と改號せ。業平塚と申へ、中將自ら書寫し給ふ法華八軸並之驛路の詠草茂地中に埋め

八重比櫻一本茂植、あるしやま給ふより経塚と云。往古の木立物ふりて中將の森と云しやま。亦業平徳川氏入國以前

朝臣乃かり住なりし故、里人共中將の郷と云し茂、里諺誤りて中乃郷と云ならはしけると云々。求涼雜記云、往古ハ此社横川向小梅あり。横川堀わりの時、今の所へ移さる。舊地ハ今水戸公御下屋しき乃内入と云。鱸島楫島磯島を皆小梅水戸侯御やしき乃内入と云。別當東泉寺。開山ハ忠豪法印。開基ハ林能法印なり。寺傳云。

按ざるに、業平天神の事數説あり。紫の一本ハ、上總國業衡云武士有り、戦ひて討死せしを塚よつきふると有り。

江戸鹿子ハ、成平と云相撲乃ありしりみまかりし後土中に埋む。其墳墓云。亦江戸砂子ハ、ある人の云、永祿の比安房國里見と小田原北條と戦ふ時、里見義廣乃弟成平此所よて討死す、神ヲ祭りて成平天神云。成平塚も其古墳なりと。是等乃説いづれも信しかたし。里見と北條鴻臺ハ戦ふ時、里見成平此所よ討死せし事、古書ハ其證慥クならん。據なし。附會の説ならん。江戸砂子ハ續編よいつる。東都紀行を引て、寛文の頃今業平と異名せし者此所よて討れしを埋む、里の童へ其塚を業平塚とよひし由茂記云。此説さもありなんか。

業平山東泉寺南藏院。

天台宗。

同所。

○北本所
荒井町。

開山、忠豪法印。

貞雄補、江戸惣鹿子名所大全云、開山林能法印、本尊聖觀音。地主神明光稻荷。當院九世の住良海法印靈夢に依て南藏院と號すと云々。亦同書よいわく、業平塚ハ塚の形船のなりと類書よも記したれども、船の形とも見へん。在五中將ならざる事ハ辨を待たせして、知る人ハ去るべし。

光明稻荷社。業平天神のうしろ。

大日堂。同門前あり。

石地藏。俗よ去そられ地藏と云。願望の事あれば是を縛き。故よ去り云云。

——江戸志

業平墳、牛島の内にあり。業平此國へ下り、入間郡三吉の、里に、けふはなやきそと讀し。その頃は今の本所も入海にて有し故に、舟遊びにこゝに來り給ふ所に、俄に波風あらくなりて船くつがへりて、供人不殘溺死するに、業平の立給ひたる所は陸となりて水に溺れ給はせおはしける。それを所のもの見て、たゞ人にはあらざとあがめ、舟にて死たる人の死骸を求て、此所につかにつきとめ、業平のかたちをも寫し、木にきざみ御影とす。これよりこの塚を業平塚といふ。所をも業平村といふ。今小梅村へ行所の橋を業平橋といふ。業平村への橋故、人のいひならはせるなり。業平の御影を天神といはひ、業平天神といふ。或人の云、業平の事、在五中將のことにはあらざ。上總の國になりひらといふ名のりの侍あり。武藏の國へ攻よせ、大に戦ひしが、軍利を失ひ、此所にて打死せしを、こゝに塚をつきこめしより、業平といふといへり。江戸名所記の説、この二説相違せり。いづれかたしかならず。

——墨水消夏録

寛文十一年の江戸圖をみるに、業平橋といへるハ今の□森の邊の、きり。業平天神といよほと隔りぬ。尤業平天神の社も此也。これよれば、昔向小梅ありしといふ説さもあるべし。

又江戸名所記をみるに、寛文二年の刻なり。牛島業平塚ありと云。牛島の古老の傳云、此處よして舟をんして死なれしを塚よつきこ免たり、その所此名をも今業平村といふ、塚の、ち則舟のことくよて殘まりとや、

徳川氏入國以前

歌よなき石とのちるしほこゝもゆり原や塚のあちも舟のなりひらとあぞ。圖にもたゞ塚のみありて、社とさらよなし。是によれば寛文の圖に業平天神と有り。名所記ハ塚とのみあり。うたふべし。されどこの名所記の説は傳聞にてのきしやうよもみへたり。

——江戸紀聞

江戸淺草寺末。本所中之郷業平天神別當

天台宗 業平山 東泉寺 南藏院

一、境内御除地七百九拾五坪。

但何年頃御除地と相成ハ哉、相分不申ハ。

一、當山起立貞和四戊子年

○南朝正平三年、
紀元二〇〇八年。

開山林能和尙當社天神と社邊に草庵を營み、朝夕の神供を獻

東泉寺と號ハ。其後年代不分、九世の僧良海代、何と譯御座ハ哉相知不申ハ得共、靈夢と由之、南

藏院と號唱初ハ。以來通稱と致ハ。

一、開山林能同貞和四〇〇八年。三月十五日入寂仕ハ。但當代迄廿八世と相成申ハ。

不總國葛飾郡葛西庄中之郷業平天神ハ、陽成院御宇元慶年中、在五中將在原業平武藏國にくだりたまひ、入間郡三芳野の里にすみ所もとめたまふの折ふし、うたまくらたづねんとて、人々いざなひ、舟のりて、五百崎の浦にきたりたまひ、

まつち山五百崎島に舟よせて

いさことゝはん鹽のたへまを

とながめたまふ時、にはかに鹽むかひ風はげしくして舟くつかへり、せん中の老若のこらむ水におぼれ

しむるといへども、中將ひとりいきたくまづかにかくちにあがりたまふ時、人こそりてふしぎのおもひをなすところふ、くつがへりし舟ろかいかじ一々しまとけんし、ろ島かぢしまかいしまとて、いまにこれあり。

業平朝臣ハ東にありける水尾ふむかひ、まつせさいどのためふとて、御長一尺よに、そくたいの像を彫刻し給ひ、末世衆生、濟度方便、朝野遠近、現宰官身と四句を唱、禮拜し、これを里人よあたへたまふ。これによりて里人舟島と社をたて、中將自作の尊像をあんちして、業平天神とあがめたてまつるなり。

そのかたはらに草庵をつくりて、あさなゆふなのほうみ神くうを備たてまつる。これを東泉寺となづく。後代にいたりて南藏院といふなり。○南藏院といふこと當寺九代の住僧良海法印。

業平朝臣ハ仁王五十一代平城天皇第三御子三品彈正尹阿保親王第五男、母ハ伊登内親王、桓武天皇第八皇女なり。天長二年○紀元一〇八五年。八月八日に誕生したまひ、いとけなきときまんだら丸とごうし、天下にし

やうしてびなんとすといへり。まことにていろうかんれいにして、よく和歌を作り、神仙まつうだつせしめ、陰陽和合の道をさとし、男女の中をやわらげ、たけきものゝふの心をもなぐさむるわが倭歌の道をつたへたもふによりて、陰陽の神と申つたふること、世よあまねく人まれり。承和七年○紀元一〇〇〇年。正月七日よ、十六歳にして元服し、左近將監に任じ、次第のしやうまんせしめ、左近衛中將藏人頭兼美濃權守從四位上にて卒したまへり。あるひハ吉野のおくに入りて、そのおはりを知らざるともいへり。當所に業平塚と申つたふことは、かの水におぼれしゝたる老若、業平卿のいりきよよりて、ながれもゆかぞ一まよにあるを、浦人よりてかきあつめ塚となせば、業平卿は法華八軸の眞文を書寫、讀誦おはりて

塚の内へおさめたまふ。これを業平塚とも、あるひへ中將森とも、又は法華經を塚の内へおさめたもゆへに、経塚ともいへり。往古より塚あるしの櫻あり。これを八枝櫻といへり。塚のほとりに水尾ありて、わたらんとするにたよりなし。故より里人よりてかけわたせし橋をなりひら橋となづくるなり。業平朝臣は本地十一面觀音住吉大明神の化身といへり。かくのごとくさつたの示現神祀つうたつの勝地なれば、當社にあゆみをはこび、此御社をまんくのかたぐひ、本地さつた垂迹和光の擁護にあづかり、夫婦和合衆人愛敬息災延壽現當二世諸願成就うたがひあるべからざるものなり。開基よりこのかた八百餘歳。社記大略如此。

一、業平自作の像を水かゞみの御影と申傳るなり。
一、聖觀音。御長二寸餘。業平卿御作。

享保庚子年夏開帳

業平山 南 藏 院

——中之郷寺社書上

業平天神社。除地七百九十五坪。

元慶四庚子年五〇紀元一五四〇年。鎮座と申傳い。

本社。寶政二年正月廿二日社頭頼徳住に付、假に境内大日堂の鎮座在置、本社造營出來申は。

神體長壹尺二寸。御自作。水かゞみの御影と申傳い。

明光稻荷社。

神體。白狐共。大五寸。

元社地八軒町年貢地之る貳拾九坪有之い。當所の引移は儀相知不申い。

大日堂。間口二間半。奥行二間半。

大日。木坐像。丈二尺二寸。

地藏堂。間口九尺。奥行二間半。

地藏尊。石立像、丈三尺七寸五分。

右は俗ふえはられ地藏と稱しい。信心のもの願掛は節、繩を以右地藏尊をまはり置、願成就の節繩を解は事故、かく唱い。

元門前町屋有之い由之御座は得共取拂、當時無御座い。尤取拂は年月等相知不申い。

別當、業平山東泉寺南藏院。

淺草寺末。

起立貞和四戊子年〇〇紀元二〇〇八年。開山林能和尙當所天神と社邊之草庵を營、朝夕の神供を獻 東泉寺と號い。

其後年代不知、九世良海靈夢と由之る南藏院と號唱初、以來通稱といさしい。

開山、林能和尙、貞和四年。〇〇紀元二〇〇八年三月十五日卒。

本堂。間口六間半。奥行五間半。

本尊、釋迦如來。木坐像。丈一尺九寸。

文殊、普賢。各丈八寸五分。

不動明王。木立像。丈二尺。二童子。丈九寸。

梵字不動尊。權大僧都良海筆。

徳川氏入國以前

聖觀世音。木立像。丈二尺四寸。業平作。

地藏尊。木坐像。丈一尺七寸。

以上戊子書上

豊太閣成平角力を見給ひしこと、龍溪雜話といふ書に見へたり。其略、天正十八年小田原役の時太閣江戸より來り給ふ。其時松平上總介忠輝卿太閣御馳走の爲角力を興行あり。又秋月長門守太閣の命よ依て力士を出し、忠輝卿の力士と番はしむ。忠輝卿より出されし大關の關の谷と云。秋月方ハ竹宮武藏守なり。此時秋月方異島○下には異島とあり。と云その成川運平なりければ業平と異名せり。と取むすび、はしめは成川勝、二度目ハ異僧勝に大に廣言せ。爰に旗下の土石川又四郎異僧か廣言をまくとて、わろ姓名をかくし力士の體より出立、異僧と取組、忽ち異僧を投たるに、餘りつよく投られて即死せり。異僧ハ弟田川七郎右衛門秋月家士。と云者、異僧を投殺せしハ成川ハ親族なるへしと察し、成川を兄の仇として、鴻の臺より歸路、本所中の郷よてかれを討取たる由。又運平ハ女父の仇を討し事など詳に記せり。されど此書全く信用せへきものとも見えされハ、全文ハ抄録せざ。

——續府内備考

業平天神社。中の郷南藏院といへる天台宗の寺境あり。傳いふ、在原業平朝臣の靈を鎮ると云云。

江戸名所記は業平すてに都のほらむとし舟に乗せ。しかるに其乘る所の舟のあたりの浦にて覆り溺死せ。乃里民塚に築こめたりし故に、塚のかたち舟のごとくなり。其在所を今も業平村と云と。又江戸鹿子といへる册子も成平より作り、相撲と云。業の一本も業衛より作り、武夫とせるの願ひ猶多しといへども、いづれも證とするにたらず。求涼亭云く、此祠昔は今小梅の水府公御やしきの地にありしとなり、横川堀割の頃今の地に移さるゝとなり。又南向亭の説は、中の郷は業平假住の地なれば、中將の郷といふべきを誤りて中の郷と云とあれども、附會なるべし。

按に、當社の傳説紛々として詳ならず。南向亭の茶話に、河越の三吉野の里ハ在五中將の詠よ、よるとなくなるよしの此里とありし地なれハ、後三吉野天神の相殿ハ業平の靈と菅神とを合せまつ

まり、されハ此處も隅田川の流近く、と云彼伊勢物語に因て、こゝも業平の靈を齋まつり、菅神をも勸請せし故よ、業平天神とは稱しけるならん歟とあり。此説の如く、伊勢物語を作りたるをのたとゝらで、後世ハ附會せしものならん。

——江戸名所圖會

武州葛飾郡本所小梅代地業平山南藏院淨土。は業平橋の際にあり。是は中古よりふたつの事蹟を混同して業平寺とは稱しける也。頃は慶長八癸卯年東照神君征夷大將軍淳和并學兩院別當源氏の長者に御任官ましく、六拾餘州全く御手に入、専ら仁恵を施し賜ふがゆへに、上下太平を唱ひ、四民おのゝ泰山の安きに枕す。是に依て諸國の大小名悉く武江に下向し御賀を奉り、君の萬々歳を祝せ。斯て何かな御慰にとて、西御丸下に於て終日相撲興行ある。これ大小名の面々君に御保養を奉らんが爲なり。則面々召抱置たる力者を雙方に振分東西とし角力數刻に及びける。此頃は武人一番の勝負にて事済にはあらざ。勝たる方ハは幾人も新手を入替て負るまで取組せけり。その日西方の相撲勝込て、貫の來梶之助身の丈六尺三寸、力量逞しく八人まで入替り取組といへども、一度も負ざりしが、最早梶之助に立合者なければ、角力は是限りと見えたり。然るに越前中納言秀康卿の抱に成川運平といふは、力拔群に勝れ、聞ゆる手取にして、貫の木に勝べき者は成川のみなりと雖、その日七番入替り取組たる節足を蹙しに依て、大久保彦左衛門忠郷は石川又四郎八左衛門實父を呼、今日の角力西の方勝多く、東の方勝少し、關東方西國に負たりといはれんは君の瑕瑾なるべし、貴君梶之助に取組て貫の木を負し賜はんやと。又四郎思慮にも及ばず、衣服脱きて梶之助に立合、成川運平の弟子と號し、しばらく揉合しが、身の丈漸く五尺三寸、貫の木は小男と侮り抓出さんとせしを、聞ゆる大力といひ、劍術手練を以てじひ投に土俵の真中に

投出せしかは、梶之助氣絶せしを弟子介抱して引入、その日の角力それ切に成、追日大小名己々が國へ引とらる。是によりて越前秀康卿も成川運平を召連歸國ありける。然るに貫の木梶之助結ひの相撲に投付られしより打身の痛更に平愈せざ。その頃播州芥川の邊に幸坂對馬とて外療打身の名醫あり。是は武田信玄後援に閑居せるを傳聞て、梶之助遙々此芥川に來り療治をたのみしに、容易の打身にはあらざ、禁穴を當たるなりとて、手を盡し療せしに依て、數月の後氣血順環し全快せり。是より梶之助は成川運平を恨惡む事甚し。然るに慶長九甲辰年七月十七日竹千代君御誕生まし、後に大猷院君と申奉る。翌年二月台徳院君將軍宣下ありて、征夷大將軍に任し賜ひしかは、旁の御祝として諸國の大小名下向ひりて御賀を申上奉らる。此度も先規の例に任せ相撲興行あり。但し江戸御城御造營によつて、本所小梅に於て、雪見山十左衛門勸進元として晴天十日興行し、西の關は貫の木梶之助、東の關は成川運平と定りたれば、貫の木大に喜び、一昨年武者を頼み急處を當見苦しく不覺をとらせ、數月療治して漸く全快に及ぶ、此遺恨をはらすは此度也、我成川と立あはゞ投殺さんと、心中に謀略せり。然るに成川は覺なければ、遺恨を含るゝをまらざ、年齢貳拾七歳、身の丈六尺一寸、色白く顔面柔和、美男なるを異名して業平といひ、名の上下の文字を取て成平とも呼り。斯て天氣相續き、初日より六日目まで人群をして繁昌夥しく、明後日八日目にて、貫の木成川取組と定りしが、六日目の夜中より雨降出し、翌終日は大風雨に付、三四日の間相撲延引す。まかるに世上及び角力仲間の噂に、成川が力量貫の木に倍し、その上當時の手取なれば、梶之助は勝難かるべしとの風聞を傳聞て、貫の木心配する事いふべからず。爰に本所柳島の邊に博貫の儲事ありて招くに付、貫の木は弟子四人を引具し、夕方より出宅して小梅代

地にさしかゝりぬ。まかるに成川は龜戸天神を○龜戸天神ハ寛文ノ勅ヲ請ナリ。時代錯誤トス。信仰してその日參詣し、下向の折柄小梅の橋にて雙方行合けり。頃は慶長十乙巳年三月十三日黄昏にして、前後に人影なければ、立別れ通過して、後より肩先をまたゝかに切付、弟子四人はおのゝく助力せしまゝ、成川萬夫不當といへとも叶はせして、鉾を橋の欄干に切込ながら一朝の露と消けるとなん。成川か拔放せし一刀は貳尺壹寸來太郎國光の玉ちるはかり亂焼にて、是秀康卿より拜受のわざものなれば、人のまらざるを幸に奪ひ取拵置き、梶之助が差料とし、又守袋重く量高なれば金子にやと、弟子とも奪取しが、中には銅像の天滿宮ありて、その作甚細密なりしかば、四人の弟子の内鬼石藤藏といふ者望て自身所持せしか、後年鬼石藤藏貫の木が勘氣を請、角力仲間を構はれたるを無念に想ひ、藤藏裏返で、成川か後家八重娘仲へ打明、證據を以てくわしく嘶せしかは、元和六庚申年娘拾七歳にして、石川八左衛門か助太力大久保彦左衛門か後見によりて、父の敵貫の木梶之助を討取事とはなりぬ。されは貫の木及び弟子顔の見へさるを幸ひにし、各跡をくらまし逃去けるが、更に貫之木の業とする者なく、成川横死の趣見届相濟、小梅代地南藏院へ屍は葬りける。成川橋の上にて討れたるより、小梅橋を成平橋とよびたる濫觴是より起る。○中略成平竹は本堂の東業平天滿宮の前にあり。方圓く、一間ばかり、高さ壹尺程、廻りに石を積、小竹數十本生ぜり。是むかし成川運平の死骸を埋し處なり。斯て成川横死の後、妻の八重は當歳のむすめ仲を懐にし、居宅日本橋鞘町より日毎に來りて託歎落涙せしか、傍の籤に生せし細竹貳株根より拔來て、墳上に手つから植、魂魄わか貞烈を知靈あらは、母子に力を添て敵を討しめてよと、一心に念願せし烈心の一念にや、此竹墳上に繁茂し、雄竹にして節高く、節下の樋深く落込て、枝の容體等全く雄竹でありながら、葉は長く筋ありて雌

竹にして、今に存す。依て建札に和合竹と書て、なりひら竹と假名を付たるも理と見ゆ。是横死せし成川の無念の魂魄と八重か貞烈の一念凝會して、一竹に男女の面影を残すをの。是を成平竹と稱す。

業平天満宮は和合塚の後にあり。間口貳間半奥行三間の小社に安置す。是は寛永年間大猷院君本所隅田川邊御成の砌、有原の業平の住し古跡やあると、處々村々御たつね廻しける。是は人皇五十四代仁明帝の御宇、有原中將業平の郷は勅勘を蒙り左遷になり賜ふ節、東海道駿河路より下向ありて、下總國葛飾郡墨田川のほとりにまはらく寓居ありし事を思召出して尋賜ふに、御咽の頻に渴き給へは、牛島村の寺へ入御ありて水を乞せ給ひ、頓て御渴止ければ、長命寺と寺號を賜ひぬ。此日還御の砌、小梅の邊御遁ありて、此南藏院へ御立寄あり。有原の業平の古跡やある、此邊にはなきやと尋ね給ふに、寺僧小さき東帶の座したる木像を持出、先年土中より掘出せし由を言上し、上覽に入しかば、是有原の業平天神ならんと上意ありしに依て、業平天満宮と勸請し、夫より山號を業平山と名付たりとかや。成川運平を葬りてより貳拾餘年後の事なり。夫有原の業平は中納言行平卿の弟にして、人皇五十三代淳和帝の御宇天長二乙巳年○紀元一四八五年に生れ、○中略人皇五十七代陽成院の御宇元慶四庚子年○紀元一五四〇年五月八日五十六歳にて卒し、攝津國に葬る。今の在原寺これなり。又菅相承は仁明帝の御宇承和十二乙丑年○紀元一五〇五年に生れ、六十代醍醐帝の御宇延喜元辛酉年○紀元一五六一年菅公五十七歳にて左遷し、同じく三癸亥年○紀元一五六三年薨じ賜ひて、業平卿よりは二十三ヶ年の後なれば、業平東國下向の頃は菅公漸く八九歳、いまだ天満宮の稱號なしと雖、忝くも三代の將軍、有原の業平東國へ左遷し、此邊にて自身の像を刻置しならん、斯れば業平天神たるべしとの上意にして、夫より以來業平天満宮と稱し、又業平山南藏院と呼もの也。成平橋和合

竹成平塚と混同すべからず。

遊歴雜記

在原神社。中將在原業平ヲ祀ト云。俗ニ業平天神ト云フ。

南藏院。業平山ト號ス。淺草寺末。貞和四年起立。開山林能。寺地九百九十五坪。

東京府志料

業平橋。中之郷八軒町の東、大横川に架す。八軒町南藏院に業平天神といふ祠堂あれば也。

此處王孫遊、煙波落日浮、自看洲鳥白、京國至今愁、

江上絕句、

南郭

砂子云、中之郷南藏院の天神社は在原業平朝臣を祭るとて、其塚も有り。名所記に、業平此所にて舟損

じ死しけるを塚につきこめたりといふは虚也。古鹿子に成平と呼べる相模の墓と記す。紫一本に業衡と

云ふ武士の討死せし塚と。又一書に、永祿の比里見北條合戦、里見義廣の弟成平此所に戦死す云云。昔

在五中將此近き隅田渡に至り給ふにすがりて兩事混合したる歟。

大日本地名辭書

南藏院は、中之郷八軒町二十五番地に在り。業平山と號す。貞和四年林能法印の開設に係る。境内もと

業平神社有り。○中略業平神社はもと南藏院境内に在りて、南藏院此が別當たりしが、明治の初年神佛混

合禁止の際、當時の住職神體の木像を請地の正觀寺に隠し寂去したりしかば、久しく行衛不明となりぬ。

然るに四十年一月同寺の天井より之を發見し、南藏院に復歸す。竹内久一氏の鑑定に據れば、二三百

新撰東京名所圖會

前の圓空などの作ならむといへり。

天正年間梶原朝景○三河守馬込村○字久保。○大森區馬込東三丁目ノ古刹ヲ再興シ、禪僧明空○徳光ヲ以テ

馬込萬福寺
(禪)草創説

徳川氏入國以前

三七三

開山トナシ、法諡ニヨリテ萬福寺ト名ク。寺ハモト大井村○大井町ニアリ。寺傳ニ、鎌倉幕府ノ初梶原景時草創シ、僧大覺開山タリト爲スモ、景時開基說ハ朝景ノ同姓ナルヨリ附會セルガ如シ。開山大覺ヲ北條時頼ノ歸依セシ僧道隆トナサバ、此寺恐ラクソノ武相地方ニ建立セル諸寺刹ノ一カ。元應二年庚申○紀元一九八〇年ニ燒亡セシヲ、梶原景季ノ後裔景綱○掃部助馬込ノ今ノ地ニ移セリトイフ里傳ヲ信ズレバ、朝景ハソノ苗孫ナランカ。而シテ景時開基說ニシテ既ニ信シ難シトセバ、附近ニ散在スルソノ塚墓邸址モ亦從ツテ後ノ梶原氏ノモノタラザル可カラズ。ソノ世系事蹟ノ詳ナラザルタメ、開創ノ跡摸索シ難キモ亦、徳川氏入國以前ノ一古刹ナル可シ。

○江戸鹿子。四神地名錄。新編武藏風土記稿。江戸名所圖會。東京府志料。東京府村誌。武藏通志。東京近郊名所圖會。

萬福寺

萬福寺。

禪宗。

馬込村。

目黒より池上へ出る往還なり。此邊第一の古跡なり。

梶原氏代々鎮護の八幡宮並梶原の武具、石橋山合戦の砌、頼朝公以下用ひ給ひし漆器等、當寺此什寶之。いにしへを慕ふ人の往て問ふべし。古器品々在。梶原宇治川を渡し馬比鞍も當寺に在り。極て古物にして殊勝の物なり。

——江戸鹿子

馬込村を行過しに、名主慈眼山萬福寺の事跡を記して送りぬ。此寺古き所にて、古しへ頼朝公狩遊行

し給ひ一宿ありし寺なりとて、左の古書あるよし、其寫しなりとて、

在々御鳥馳被成、大井郷於方福寺一夜御休之時節寺に小者鷹と畫□□其恩賞鷹羽並平林吉平次被下者也。

建久七年三月

取次

和田嘉久

梶原嘉久

此書解しかたし。和田梶原の實名同し事まで、且文章も聞へかたし。按み寺にて覺書よまるし置る古書にて、其頃の住僧文盲愚才まで、右のことく不誤り置しまや。尤も解し聞るよりも、かゝる埒もなき古書よは、眞物のまゝあるもの之。此頃萬福寺無住にて、本書を見ざりしは遺念もおもひしなり。まゝいふ、什物よ、景時布袋鞍鐙螺朱の膳椀あり。螺と富士のまき狩み用ひし螺なりと云々、傳ふる事なり。本尊は金銅三尊の阿彌陀佛と云々。金銅解しかたし。また云、常陸の大椽國香の後胤梶原景時と記しあるよし。梶原氏ハ權五郎景政の子孫とはいへとも、國香の後胤といふ事未聞、何れを誤り來りしものもや。大井郷と梶原の食地もや。則景時の墳墓此寺ありと、名主の物語りし之。是らも不審少からず。國香は貞盛の父まで清盛の祖ときゝぬ。

初荏原郡の卷に記し置し萬福寺此古書直不見さる事故よ、遺念よを思ひ且不せんさくの事よも恥しおそれ、再ひ此寺に至り院主に乞ひて一見せしに、古書はいよ／＼うさかそしき文章よして、時代紙を以て後人の筆記せしものと見へ侍りし也。梶原布袋鞍と名つけし鞍と鐙は、いろも古物よして、鞍よは前輪布袋杖を持て居る姿を蒔繪とせしものよて、それもきれいさまでやう／＼見ゆる黒ぬりの鞍

徳川氏入國以前

かり。鐙は今此世よいふころくと稱ざる鐙のとく、小形にて、鳩むね比所障泥走りの所のと薄き鐵を
そりし物にて、輕き鐙にて鎌倉時代比製と見へ侍りしも比之。朱椀朱膳は今いふ根來細工と見ゆ。尤古
し。螺の貝はいろも陳螺貝あり。頼朝公富士比卷狩み用ひ給ひし貝と云ひ傳ふる也。金銅の三尊の阿
彌陀と號せしは、中なる御長二尺餘、左右は一尺餘。初は祭しの道の自然銅にして、見る所上赤銅之。
此三佛は今世は鑄る銅佛と違ひて、一躰をうつろませして鑄佛せしも比故み、重きこと十貫目餘もあ
りと院主比物語りぬ。開基は梶原景時なりとて、木像を安置せり。座像にて、長凡一尺五寸せり、立
烏帽子をかむり大紋と見ゆる衣を着し、面躰は勇猛よしより敷、奸佞の形容を上手の細工人の刻
ましものにて、爰かしこ損して古き像あり。位牌に万福寺殿前三州大守香山不隱大居士、正治二年正月
廿日と記せ。正治比年號其頃は見せ。○正治二年己未ハ紀元一八六〇年ナリ。其頃見ストハ何ユヘニヤ。仁治を誤るなる處し。境内は景時墓と稱
して五ヶん比古墓あり。銘は見へせ。僕按に、梶原諸大名比訴よりて鎌倉またまりあね西國比方へ逃
行し時、駿河國まで一族残りなく討きし事、東鑑に見ゆ。此地はゆらりよても有て、墓を建しよや。法
名比前三州比大守を解しかさく、鎌倉時代に右のときの法名をつけし事もなく、大居士の號なとい佛書
佛法に決てなき事にて、遠のらぬ世より釋徒の會釋より初りし號ふして、今の世乃通用となりて、田舎
におゐては居士號をかねたふ出せり賤しき土民の法名ふもつける風俗となる。彼是考へ察せるふ、此邊
小景時枝流の者ありて、此寺を建立せしを、景時世ふ高きを以て、いつとなく何もかも梶原景時ふ丸
めしものなるへし。古き武器の有るを幸とし、小さかしき者有て、中興こしらへし古書古墓を思ひ侍り
し事なり。

——四神地名録

萬福寺。境内二町餘、村^{○馬込}ノ東方ニヨリテアリ。昔ハ郡中大井村ノ内ニアリシガ、海邊ナレバ波濤ノ
患ヲ避テイツノ頃ニカ當所ニ移リシト云。曹洞宗。相摸國德翁寺末。慈眼山無量院ト號ス。寺傳ニ、梶
原平三景時ガ開基セシ由ライヘリ。モシ然ラバ文治建久ノ頃ノ創建ナルヘケレド、疑フベシ。大檀那梶
原三河守ガ墓アルニヨリテ附會セシナルベシ。ソレライカニト云ニ、平三景時ハ鎌倉ニ住セリ。當國多
磨郡ノ内柵井領ト號スル所ハ皆景時ガ領地ノ跡ナリト、土地ニテモ云傳フ。カノ領内元八王子村八幡宮
ハ景時カ勸請セシ所ニシテ、其側ニ景時カ屋敷ノ跡モアリ。是ヲ以考フルニ、景時モシ一寺ヲモ建立セ
ントセハ、其住所及ヒ所領ノ地ヲ置テ、遠ク當所ヘ起立スヘケンヤ。寺ニ傳フル所イフカシキ事ナリ。
ヨリテ按ニ、小田原北條家人梶原三河守當寺ノ大檀那ニシテ、此人ヲ萬福寺ト號セリ。此人當寺ヲ中興
セシユヘニヨリ、梶原ノ家號ヨリ誤テ平三景時カ開基トセシナラン。其誤シモ又ユヘアルニ似タリ。境
内ニタテル梶原氏ノ碑陰ニ、梶原三河守影時同子息助五郎影末云云ノ文字ヲ刻シタルニヨレハ、三河守
カ先祖景時ヲ慕ヒテ其名ヲ冒シ、其子助五郎モ又平三カ子源太景季カ名ヲ冒シタレト、猶文字ヲハ憚リ
テ違ヘシナラン。古キ人ハカ、ル例多シ。鎌倉公方永安寺殿ノ名ヲ氏滿トマウセシニ、堀越御所政知其
跡ヲ慕ヒテ、後ニマタ氏滿ト改メラレキ。是ヲ評シテ先祖ノ名ヲ冒スコトハ其餘慶ヲウケントテノ事ナ
リト、今川記ニイヘリ。其餘猪俣小平六カ子孫世々先祖ノ名ヲ用ヒテ範綱ト號セシ事モアリ。三河守父子
モカ、ル類ナリシヲ、不文ノ僧等タ、平三カ著名ナルノミヲ知テ、イカニモ己カ寺ノ古キ世ヨリ起リシ
事ヲ傳ヘンカタメ、カク附會セシニアラスヤ。然ルニ天正十六年^{○紀元二〇四八年}ノ文書梶原三河守景朝ト記シ
タル時ハ、此影時影末トエリシモ、其世ノ人妄作ニ出シモ知ヘカラス。開山ハ大覺公大和尚。寂年ヲ失

徳川氏入國以前

三七七

ス。寺傳ニヨレハ平三景時ト同時代ノ人ト云シカ。サレト開闢ノ事ハ、鎌倉時代ノ事トモ定メカタキコトハ、始ニモ云如シ。又此開山ヲ大覺和尚ト云ヲ以按ニ、唐僧道隆和尚ハ、寛元四年○紀元一
九〇六年。舶來シテ後鎌倉ニ來リシトキ、北條時宗崇信シテカノ地ヘ一寺ヲ建立セリ。後時頼時宗深ク歸依セシアマリ、武相總ノ間ソコハクノ寺院ヲ建立セシヨシ。郡中海晏寺モ其一ナリト彼寺ノ記録ニ見エタリ。道隆和尚示寂ノ後謚ヲ賜ハリテ大覺禪師ト號シタレハ、コ、ニイヘル大覺公トイヘルハ、若カノ勅賜ヲ誤リ傳ヘテ稱號トセシモ知ルヘカラス。モシ然ラハ當寺モカノ時頼建立アリシト云内ノ一寺トセンカ。又按ニ寺號三河守カ法名ヲモテ名付シ時ハ、開闢ノ頃ハサセル寺院ニモアラテ、寺號モアラザリシニヤ。中興開山勅特賜德光禪師明堂和尚、天正十九年○紀元二
一五二年。四月十六日寂セリ。是三河守カ歸依セシ僧ナルベシ。總テ中興トイヘルモノ恐ラクハ當寺ノ開基開山ナルベシ。其後慶安二年大猷院殿ヨリ寺領六石四斗ノ御朱印ヲ賜ハリシヨリ、今ニ其他ヲ領セリ。

表門。坂ノ中腹ニアリテ、南ニ向ヘリ。兩柱ノ間九尺。前ニ石階二十一級。門内ニモ二十六級アリ。客殿。石階ヲ距ルコト二十間餘、八間ニ六間四尺。本尊ハ三尊ノ彌陀、三國傳來ノ金銅佛ナリト云。中尊彌陀ハ長二尺九寸。左右勢至觀音ハ共ニ長一尺九寸五分。二像トモニ普通ノ狀トハ自カラ異ナリ。寺僧ノ話ニ、此本尊ノ銅像其中ウツロナルモノトハ見エス、重サ十貫目ニ餘レリトイヘリ。側ニ達磨ト大權トノ像、及ヒ中興開山德光禪師ノ木像ヲ安ス。又側ニ古キ厨子アリ。ソノ内ニ立烏帽子ヲ戴キ直垂ヲ著シテ坐シタル狀ノ木像アリ。長一尺一寸許。側ニ木ニテ作レル筋骨ヲ置。此ノ骨ハ立烏帽子ノ上ヘ戴クヘキヤウニ作りテアリ。像ハスヘテ埃ニソミタレト、面體勇威アルサマニ作りナセリ。寺僧ハ是ヲ梶

原平三カ像ナリト云。サレト木像ヲ納メシ龕中ニ位牌ヲ安シテ、牌面ニ萬福寺殿三州大守香山不陰陰カ大居士ト記セリ。始ニモ云如ク、梶原三河守ハ北條氏直ノ家人ニテ當所ノ領主ナレハ、此人ノ像ナル事疑フヘクモアラヌヲ、是モ愚蒙ノ僧徒景時カ著名ナルニヨリ、誤リ傳ヘテ眞ヲ亂ルニ至ルコト歎息スヘシ。三河守カコトハ猶古蹟ノ條ニ出シタレハ、照シ見ルヘシ。

寺寶、三光阿彌陀如來一軀。右大將頼朝守本尊ナリト云傳フ。
鬼子母神像一軀。日蓮上人ノ護持佛ナリト云。
韋駝天像一軀。弘法大師ノ作ナリト云。

鞍一口。總體金ノ梨子地ニシテ、海ナシノ鞍ナリ。前後ノ輪ヘ布袋和尚ノ繪ヲ高時繪ニシタレト、ソレモミナスレヤツレテ古色ナルコト見ルヘシ。其サマ普通ノ鞍ノコトクニシテ、後輪ヤ、ソバタテリ。寺傳ニハ、梶原景時ガ戰陣ニ用ヒシモノナリト云。サレドコレモ三河守カモノナルベシ。下ノ鐙轡モ同シ。鐙一掛。總黑塗ノ五六鐙ナリ。幅四寸五分。サスガ子無左右ニシテ、其大様ハ普通ノ鐙ト異ルコトナシ。轡二掛。今世ニ用ユル洗轡ノ如キモノナリ。

螺一口。周圍一尺六寸、吹口鐵ヲ以カザル。是モ景時所持ノ螺ニテ、右大將頼朝富士ノ牧狩ノ時用ヒシモノトス。又ハ石橋合戰ノ時用ヒシモノトモイヘリ。何レモウケガタキ説ナリ。サレド總體古色ニシテ永祿天正年代ノモノトハ見ユ。○中
略。文書一通。ソノ文左ノ如シ。

定

一在々御鳥放被成大井郷於万福寺一夜御休之時節、寺之小者鷹之畫戒□其恩賞、鷹羽並平林吉平家次被下者也。

建久二年三月

取次
和田嘉久
梶原嘉久

頼朝

右ノ文中ニ、取次ノ人ノ名二人共ニ同キモ疑フヘシ。又文中ニイヘル平林吉平家次カ子孫今ニ村内ノ百姓トナリテアリ。里正ノ話ニ、カレカ家ニ近キ頃マテ頼朝ノ文書ヲ藏セシカ、其筆意墨色ヨリ紙ノ性ニ至ルマデ、疑フヘクモアラス古物ナリシト。今其家ニツキテ尋ヌルニ、サキツ頃父母ヲ失ヒシニ、子ナルモノハ末夕幼カリシカハ、其紛レニ失ヒテ今ハナシトイヘリ。此寺寶ノ文書ハソレヲ寫シ誤リシモノカトイヘリ。

閻魔堂。表門ノ内ニアリ。二間半ニ二間。

秋葉白山聖天合社。客殿ノ南ニアリ。三座ノ内聖天ハ印子ノ像ニシテ、梶原景時ノ守本尊ナリト。

梶原景時墓。客殿ノ西、丘ノ上ニアリ。五輪ノ石塔ニシテ、法名卒日等ヲ記サス。寺傳ニ平三景時カ墓ナリトイヘトモ、是モ三河守ガ墓ナルベシ。景時ハ駿州狐崎ニテ誅セラレシナレバ、コ、ニ葬ルヘキノイハレナシ。モシ景時當寺ノ開基大檀那ナレハ、後ニ菩提ノタメ境内ニタテシ碑ナリトイハ、イハハン歟。トニカクニ慥ナラヌコトナリ。

梶原某墓。同所ニアリ。是モ五輪ノ塔ニテ、面ニ繁室淨榮居士ト刻シ、其側ニ慶長十一丙午年六月九日

ト記ス。是ハ梶原助五郎カ墓カ。未タ其正シキコトヲ知ラス。碑陰ニ云、梶原三河守影時、同梶原助五郎影末石塔。從先規雖有之爲敵亂今度安倍猪左衛門家久爲改者也、此梶原孫々代々馬込村慈眼山萬福寺檀那依今建立之者也トアリ。文字湮没シテヤウヤク讀ワクヘキハカリナリ。此碑ノ文ニヨリテモ、此二墓ハ三河守影時カ父子ノ爲ニ建シコト知ヘシ。外ニモ慶長ノ頃建シ男女ノ墓アレト其人ヲ傳ス。

橋本但馬守教與墓。境内南ノ方ニアリ。碑面ニ銀宋淨金禪定トアリ。側面ニ元和九癸亥年九月廿六日ト彫ル。此但馬守ハ何人ナリシヤ詳ナラス。今村民庄三郎ト云モノカレカ子孫ナリト云ノミニテ、世系舊記等モ傳ヘサレハ、總テ考フルニヨシナシ。

裏門。表門ノ西ノ方ニアリ。南向ナリ。兩柱ノ間七尺。

梶原塚。村^{○馬込村}ノ中央ニアリ。高サ九尺許ノ石塔タテリ。寛永十九年十一月朔日、武州馬込住人奉行聖□□上人ト刻セリ。土人或ハ平三景時ガ墓ナリト云。是モ例ノ附會ナルコトハ、萬福寺梶原ガ墓ノ條下ニ辨セシ如シ。此塚何人ノ墓ト云コトハ知ヘカラザレドセ、當所ノ舊主梶原氏ガ一族ノ内ノ墓ナル事ハ、サモアリナン。

梶原屋敷跡。村^{○馬込村}ノ中央ニアリ。此屋敷跡アルユヘニ、地名ヲモ根小谷ト云。三面ハ崖ソハタテテ、背後ノ方僅ニ平地續キタルニ堀ヲ設ケシ跡ナド見ユ。今ハ熊野三社ノ構ヘトナレリ。社ハ中腹ノ地ヲ平ケテタテリ。其地形ハ大ニ變シタレト、今モ僅ニ館迹ノサマ見ルベシ。相傳フ、北條家分國ノ頃、領主梶原三河守住セシト。三河守ガ事ハ世系事迹トモニ失シテ考フベカラズ。萬福寺境内ニタテル碑陰ニ、梶原三河守影時同助五郎影末トアリ。是ニヨレバ三河守ガ子ヲ助五郎トイヒシナリ。小田原分限德川氏入國以前

帳ニ、當村ノ地頭梶原助五郎トアリ。分限帳ハ永祿二年^{〇紀元二二〇年}ノ改定ナレバ、助五郎ト記セシハ三河守ガ初ノ名ナルカ。モシ然ラハカレ三河守ト改メテ後、其子又父ガ初ノ名ヲツキテ助五郎ト稱セシナラン。萬福寺ノ傳ヘニモ、三河守没セシ年月ヲ失シタレバ今ヨリ考フベカラズ。村内ニ傳フル所天正ノ末ノ文書ニ、梶原三河守朝景トアリ。コレ分限帳ニイヘル助五郎ガ後ノ名ニシテ、萬福寺境内ニタテル景時ノ墓ト云モノハ此人ノ墓ナルベシ。サレバ其子ニモ又助五郎トイヒシ人アリテ、其人ノ碑モ萬福寺ニタテシカ。カクイヘト其年歴ヲハカルニ猶考ノ穩ナラサルニ似タレド、シバラク記シテ後ノ考ヲマツ。此餘分限帳ニ梶原日向守ト云人ヲ載タリ。又天正八年^{〇紀元二四〇年}武田勝頼駿州へ出張ノ時、北條家ノ海賊梶原備前守景興及ビ其子兵部太夫景光ガ戰艦ヲ出セシコト小田原記ニ見エタリ。コレヲ梶原モ皆三河守ガ一族ナルカ、是モ亦考フヘカラサレト、何レモ名ニ景ノ字ヲ用ヒタレバ、昔ノ平三景時ガ庶流ナルニヤ。又豊島郡梶原堀之内ナトニモ梶原カ事蹟ヲ傳ヘタリ。合セ考フベシ。此館迹今ハ村民縫左衛門ガ持ナリ。又此縫左衛門ガ宅ハ是ヨリ縫ニ隔タリテ東ノ方ニ當レリ。其所ハ梶原ガ藏屋敷ノアリシ地ナリト云傳ヘリ。是モカノ一族ガ居リシ所ナラン。

萬福寺蹟。村^{〇大}ノ南ノ方ナリ。昔馬込村ノ萬福寺コ、ニアリシガ、應永ノ頃屢高波ノ患アリシカバ、ソレヲ避テカノ地ニ移リシ跡ナリトイヘリ。又土人コノ處ヲ丸山ト唱フレドモ、ソノ來由ヲ詳ニセズ。

——新編武藏風土記稿

慈眼山萬福寺。馬込村ニあり。曹洞派の禪林にして、相州の徳翁寺に屬す。本尊は自然銅、彌陀觀音勢至一光三尊なり。中尊長二尺餘、左右ハ二尺ばかり宛あり。相傳ふ、當寺は梶原平藏景時創立の梵宇なりと云。靈牌並墳墓あり。

按小、靈牌の表に萬福寺殿前三州太守香山不捨大居士、正治二年正月廿日とあり。是疑ふらくハ後世造る所なるべし。鎌倉時世かゝる法名ある事をまらざ。大居士と云を附せる事ハ遠くハ世より起りし事なりとおほし。小田原北條家の幕下の士ニ梶原三河守と云あり。又梶原助五郎江戸馬込の地を領する事、北條家の所領役帳ニみえたり。恐らくハ此三河守開創せる所の寺院ならん。景時最其名の秀々たるを以て、寺僧まゝ誤り傳ふるならん。景時三河守に任せし事、古書に所見なし。寺寶。布袋鞍。梶原氏所持のものなりといふ。前輪は布袋和尚杖を携ふる形を蒔繪とす。角々缺損して甚古物なり。

鐘。今世にころくと云鐘の如く、小形にて、鳩むねの所泥まりの所のみに薄き鐵を張しものにて、至て軽く、鎌倉時代の物と見むたり。

陣貝。右大將頼朝卿富士の裾野に御狩ありし頃のものなりといへり。

梶原氏肖像。座像にして、長一尺五寸をり。烏帽子を戴き大紋の如きを着す。面體勇猛にして奸佞の形容なり。寺僧は景時の像なりといへとも、是も又三河守の像なるべし。

證文一通。右大將頼朝卿建久七年此地に放鷹ありし時當寺に一夜ありて、其後恩賞として、寺僧に鷹の羽ならひよ平林吉平家次等の太刀を賜ふ。その古文書なりといへとも、眞偽定らならざ。

馬込八幡宮。同所より三丁をり坤の方池上道にあり。當社は梶原氏累代の鎮守なり。

梶原氏宅地。同所通りを隔て、向ふにあり。今農民の園中に入る。土俗景時の館とす。是も三河守および助五郎等の宅地なるべし。

——江戸名所圖會

徳川氏入國以前

万福寺。慈眼山下號ス。曹洞宗。相摸國德翁寺末。寺傳ニ、開基ハ梶原平三景時、開山ハ大覺和尚トイヘト、信シ難シ。寺地二百四十坪。

—東京府志料

万福寺。字久保ニアリ。寺地東西三十一間、南北二十八間、面積八百四十七坪。禪宗、曹洞派。相摸國鎌倉郡山田村德應寺末派。創建年月詳ナラス。天正年間僧文龍中興。

—東京府村誌

慈眼山無量院萬福寺。

馬込村馬込村 字久保ニアリ。域内八百五十坪。曹洞宗。寺傳云、建久三年壬子〇紀元一八五二年七月、梶原景時本郡大井村ニ創建シ、元應二年庚申〇紀元一〇九八年十月火災ニ罹ル。梶原景嗣掃部今ノ地ニ移スト。後僧明空禪師之ヲ中興シ、天正十九年辛卯〇紀元一五五二年四月十六日寂ス。慶安二年己丑、徳川氏寺領六石四斗ヲ付ス。本堂明堂ノ木像アリ。側ニ烏帽子ヲ戴キ直衣ヲ穿テタル一像アリ。前ニ位牌アリ。萬福寺殿三州太守香山不捨大居士ト刻ス。亦景時ノ像ナリト云。

按ニ、景時ト稱スル者誤ナリ。村人高山氏藏天正十六年戊子〇紀元一五四八年十二月文書、梶原三河守朝景アリ。北條氏ノ臣ニシテ、嘗テ此地ヲ領ス。位牌万福寺殿三州ノ法號アリ。且僧道隆ヲ以テ開山トナスト云。因テ考フルニ、本寺ハ北條時頼ノ時之ヲ創建シ、道隆ヲ開山トナシ、元應中火ニ燬シテ衰頽シ、天正ノ頃梶原朝景之ヲ再建シ、僧明堂ヲ以テ中興開山トナセシナリ。故ニ烏帽子ノ像及位牌共ニ朝景ニシテ、明堂ノ像ト併存セシノミ。境内梶原氏ノ墓アリ。其墓記亦附會ニ出、舊蹟古墳ノ條參觀スベシ。

梶原朝景墓。附、梶原塚。

馬込村馬込村 字久保萬福寺境内ニアリ。五輪塔ニシテ文字ヲ刻セズ。蓋本村領主梶原朝景三河ノ墓ナリ。位牌萬福寺殿三州太守香山不捨居士ト記ス。即其法號ナラム。寺傳以テ梶原景時トナス。亦後人ノ妄ナリ。

辨、寺院萬福寺ノ條ニ詳カナリ。同所又二基アリ。五輪ニシテ、表面ニ繁室淨榮居士、側ニ慶長十一丙午年六月九日ト刻シ、碑陰ニ梶原三河守影時同助五郎影末石塔從先規雖有之爲敵亂、今度安信猪左衛門家久爲改者也、此梶原孫々代々馬込村慈眼山萬福寺檀那、依今建立之者也ト刻ス。又村内梶原塚ト稱スル者アリ。

高九尺。塚上石塔ヲ建。塔面ニ寛永十九年十一月朔日、武州馬込住人奉行聖□□上人ト刻シ、土人亦景時ノ墓ナリト云。蓋皆朝景族人ノ墳ナルベシ。

按ニ碑陰記解讀シ難シ。亦後人ノ杜撰ニ出ヅ。梶原三河守ノ名朝景タル村人高山氏文書證スベシ。蓋朝景ノ墓ヲ以テ平三景時トス。故ニ此二基ヲ以テ三河守助五郎等ノ墓トナシ、濫ニ景時景末等ノ名ヲ付セシナリ。

梶原邸址。

馬込村馬込村 根古原ニアリ。村ノ中央ニシテ、三面ハ林丘ヲ負ヒ前ニ里道アリテ、今宅地林圃トナリ、濠址僅ニ存ス。梶原朝景三河蓋此ニ住ス。村人高山氏藏文書、天正十六戊子年十二月十三日、永祿ノ頃梶原某助五郎本村三拾貳貫六十文ノ地ヲ領シ、又梶原某日向隣村新井宿五拾壹貫文ヲ領ス。蓋助五郎後三河守ニ改メシカ、或ハ其子ニシテ、日向守ハ其一族ナルベシ。村内萬福寺亦朝景再建スル所ナリ。

按ニ大井村里傳云、梶原景季ノ子三郎兵衛尉景望、其子上野介景俊、其子三郎左衛門尉景氏、其子掃部助基景、其子左衛門尉經佑、其子掃部助景嗣、其子美作守持景、其子美作守經景、其子美作守徳川氏入國以前

時景、其子三郎兵衛尉信景ニ至リ大井村ヲ領シ、大永中北條氏綱ニ屬ス。同村梶原塚及馬込村萬福寺古墓梶原塚等ハ皆其墓地ナリト。他書ヲ以テ證トナスベキナシト雖、朝景ハ信景ノ子孫ナルモ亦知ルベカラズ。姑ク此ニ附記ス。

——武藏通志

萬福寺は、馬込村池上道の東に在り。慈眼山と號し、無量院と稱す。曹洞宗にして、相摸國徳翁寺の末なり。

寺傳には、梶原平三景時の開基と稱すれども、大檀那梶原三河守の墓あれば、恐らくは此人の創立ならむといふ。三河守は小田原北條家の人にて、永祿二年〇起元二の分限帳に、二十二貫六十文、江戸馬込梶原助五郎とあるのみならず、當寺に存する位牌に、萬福寺殿三州太守香山不捨大居士と記したるに徴して推知ざるを得べし。

萬福寺蹟は、當町井町の南方に在り。昔馬込村の萬福寺こゝにありしが、應永の頃屢水害を受けし故、彼地に移轉せりといふ。土人此處を丸山といへり。

——東京近郊名所圖會

鮫洲來福寺
(眞言)

鮫洲〇品川區大井元芝町ノ來福寺ハ、僧智辯ノ草創トイフモ、ソノ時代ハ、或ハ正暦年間、或ハ元亨中トナシテ確定セズ。ソノ由來ヲ鎌倉景政〇權五郎ト梶原氏トニ托スルニヨリテ考フルニ、コレ亦足利季世ニ此地方ニ在リシ小田原北條家ノ配下梶原氏ノ建立セシ所カト推測セラル。因テ萬福寺ニ附記ス。

〇再校江戸砂子。江戸志。江戸紀聞。江戸名所圖會。新篇武藏風土記稿。武藏古蹟志。東京府志料。東京府村誌。東京近郊名所圖會。

來福寺蹟

來福寺

海賞山來福寺。

長遠寺末。

品川さめず御林町。

本尊、經讀地藏。長九寸八分。弘法大師の作。

承保の比、相州の住鎌倉權頭景道一子なき事を歎きて、地藏に祈て瑞夢を感じ、神仙消積正元丹といふ靈藥又符をさづくる。これを服すにはさして男子を得たり。鎌倉權五郎景政是也。そのうち子孫梶原氏とあはさ信し、かゝるに別莊をまふけ住せ。梶原やしきと今まいひならへせり。一族の石塔も當寺にあり。

梶原松。延命櫻、梶原の植しと云。今も當寺にあり。

——再校江戸砂子

來福寺。

眞言。

長遠寺末。

開山、梶原松。境内に有と云。往古梶原の城跡當寺こといへり。

諏訪社。

來福寺持。

神明社。

同。

稻荷社。

同。

荒神社。

同。

赤熊權現社。

同。

徳川氏入國以前

——江戸志

海賞山來福寺。○中梶原一族の石塔ありと云へ非なり。或人丁酉秋院主よひて當寺のことを問ふ、答云、梶原の石塔もとよりなし、本尊を信仰せし梶原氏といへるも、假名實名戒名ともに傳へず、古き過去帳も焼失せしゆへ、梶原氏のこと更よ知るべきなし、當寺北方の畑の中は梶原塚といへるあり、百姓のあつかりなりと云。行て見しに畑中より。まじめ塚の上は石ありしが、いつの頃か落しや、その石も見しに石碑とも見へず。塚は五尺ばかりの山にて、上に杉四五本生たりと云。

——江戸紀聞

海賞山來福寺。砂水御林町あり。眞言宗にして、本尊に地藏菩薩を安置す。弘法大師の作御丈九寸八分なり。梶原氏の草創にて、則此地に其宅地なりしとなり。縁起云、此本尊は梶原氏代々其家に相傳へて尤靈威なり、然る元亨の頃智辨と云沙門眼疾を患ひ、此本尊を祈念して不日に本快を得たり、其後世の中大に亂る、爾は本尊の所在を忘れさりしに、文龜年間梅巖阿闍梨當寺より四五町西の方經塚といへる地にしてこれを感得せしとなり。

按ふ、當寺開基梶原氏と稱するもの、小田原北條家の幕下たりし梶原日向守なるべし。永祿二年○紀元二二九年の頃六郷内新井宿の地を領せし事北條家所領役帳に見えたり。是より考ふるに、此所は日向守の采邑の地にして、又其宅も此所にありしと思されたり。土民相傳へて其宅の舊跡は來福寺あるひは砂水松平土佐侯の別荘の地なりともいへり。

延命櫻。本堂の左の方の庭前あり。梶原松。同所あり。梶原氏手親裁るとあり。梶原塚。寺の後畑の中あり。塚上は杉を植たり。此邊農民の墓の中にも梶原塚と號せしものあり。是も其氏族の墓所なるべし。其餘一族の石塔當寺あり。○中略。納經塚。來福寺より六町ばかり西あり。相傳ふ、往古右大將頼朝佛經を書寫なし給ひ、此地より收るゝといへり。來福寺本尊地藏菩薩此所より出現し給ひし頃、土中にして夜なく讀經し給ひしとぞ。

故に來福寺本尊を世に經讀地藏尊と稱せり。

——江戸名所圖會

來福寺。境内除地四段一畝十八歩。村ノ東北ニアリ。新義眞言宗。同郡馬込村八幡宮別當長遠寺ノ末ナリ。海賞山地藏院ト號ス。正暦元年○紀元一六五〇年。智辨阿闍梨ノ草創ト云。客殿七間ニ六間。本尊ハ弘法大師ノ彫刻ニテ、延命經讀地藏ト云ヘリ。寺傳ニヨレバ、此像ハ鎌倉權五郎景政ノ守佛ナリシガ、數傳ノ後梶原景季ニ傳ハリ、終ニ當寺ヘ納タリトイヘド、證トナスベキモノアラザレバ、ウケカヒカタシ。天神社。門ヲ入テ右ノ方小高キ處ニアリ。

梶原塚。境内北ノ方ニアリ。景季ノ墳ト云。按ニ此邊梶原景時父子ノ舊蹟ト云モノ多シ。已ニ馬込村ノ條ニモ記セシ如ク、永祿ノ頃小田原北條家人ニ梶原氏ノモノアリテ、馬込村ヲ領シタルニヨリ、後人附會ノ説ヲ起シ、カク景時ガ舊跡ノヤウニ云傳ヘシナラン。○中略

梶原松。延命櫻。此二木ハ共ニ客殿ノ前ニアリ。梶原景季地藏信仰ノ餘自ラ植シト云傳フ。今モコノ例ニナラヒテ、地藏尊信心ノ人ハ櫻ノ木ヲ納ルコト、ナリタレバ、當寺ノ境内ニハ昔ヨリ櫻樹多カリシガ、猶近キ頃檀越ノ寄進ニテ再ヒ植増セシニヨリ、毎春花ノ頃ニハ人コトニツトヒ來リテ賑ヘリ。

——新編武藏風土記稿

地藏堂。境内拜領地九百九十六坪。小名御林町ニアリ。昔ハ濱川町ニアリシカ、寛文五年コ、へ移サレシト云。三間四方ノ堂ナリ。來福寺ノ持。

神明社。除地一段十二歩。小名濱川町ニアリ。此所ノ鎮守也。社二間ニ九尺。當社モ村ノ開闢ヨリノ神社ト云ノミニシテ、其年代ヲ傳ヘス。祭禮毎年九月十六日。神樂ヲ奏ス。村内來福寺持。下五社持皆同。

徳川氏入國以前

末社。稻荷社。天神社。痘瘡神社。辨天社。右何レモ本社ノ側ニアリ。共ニ小祠ナリ。
荒神社。除地四畝六歩。村ノ西方ニアリ。

藏王權現社。除地八畝十歩。村ノ北ノ方ニアリ。祭禮毎年九月三日。神酒ヲ供ス。此社アルニヨリ、此
アタリヲ權現臺ト呼ヘリ。

稻荷社。除地七畝十歩。村ノ西ノ方ニアリ。土人此地ヲ稻荷森ト呼ヘリ。

瀧王子權現社。除地五畝五歩。村ノ中程ニアリ。相殿ニ稻荷ヲ配祀ス。土人瀧氏ノ稻荷ト稱スルヨシナ
レトモ、ソノ來由ヲ詳ニセス。是モ瀧王子稻荷トヨヒシヲ誤リ來レルニヤ。

諏訪社。除地四畝十八歩。小名濱川町ニアリ。祭禮毎年ノ六月二十日ナリ。

—新編武藏風土記稿

予丁酉季秋○安永六年九月二十六日詣院主問、院主法印答曰、梶原の石塔なし、本尊を信仰せし梶原氏も假名實名戒
名共ノ不知、古き過去帳焼失故、梶原氏のこと不知由也。來福寺北の方畑の中に梶原塚と云あり。百姓
持の由。教に任せて裏門を出づ。百姓の話に、塚の上に石ありしが下に落たりと。往て見るに、五尺計
の塚にて、上に杉四本あり。南の下に石あり。碑とも見えぬ。

—武藏古蹟志

來福寺。海賞山下號ス。新義眞言宗。馬込村長遠寺末。正曆元年○紀元一六五〇年。智辨創建ス。寺地三千四百二
十坪。客殿ノ前ニ梶原松、延命櫻ト云ヘル二樹アリ。又梶原塚ト唱フル塚アリ。

—東京府志料

來福寺。本村○大井村ノ東北ニ在リ。寺地東西五十間、南北三十五間、面積一千七百五十六坪。眞言宗、新

義派。仁和寺末派。正曆元年庚寅○紀元一六五〇年。創建。僧智辨開山。

—東京府村誌

來福寺は、立會川の東鮫州に在り。海賞山と號し、地藏院と稱す。眞言宗新義派にして、馬込村長遠寺
の末なり。本尊ハ弘法大師の作、延命經讀地藏といふ。世ノ其名高し。

正曆元年○紀元一六五〇年。智辨阿闍梨の草創なりといふ。此處地勢高く、石階二十九級を登りたる上に表門あり。
素木瓦葺にて、彫刻を施す。前に府内八十八箇所第二十六番弘法大師の新石標を建つ。門内北方に小丘
あり。上に堂宇ありて、歡喜天と扁し、一百七隻權大僧都法印祐尊書と署したり。蓋し聖天と弘法大師
堂を兼帶せるものと見え、傍に納札所あり。本堂は正面に聳えて東向し、棟上に一大白龍を附す。金眼
雅として日に輝く。向拜の楯間にも大龍の浮彫あり。堂前の大庭には、幾條となく茶樹を列植し、その
間に櫻樹を植。大抵若木なり。二三の朽株も見ゆ。かの梶原松延命櫻など、その名のみを存せり。○中略
境内南に弘法大師一千年御忌塔と題せし塔ありて、天保五年歲次甲午三月二十一日造立焉海照山現住快
雅と刻す。山號を諸書海賞に作る。こゝには明かに海照とあり。海照とするがよきにや。
來福寺地藏堂は御林町の裏八幡神社の南に在り。入口に來福寺地藏堂としるしたる石標を建つ。寶曆四
甲戌年十二月三日と刻す。墓地の奥に佛堂あり。地藏堂なるべし。又此處入口外南角にも地藏堂ありて、
石地藏を安置す。參詣者多しと見えて、香火絶す。

かの經讀地藏尊は、或ハ前の地藏堂に安置しあるはあらざるか。○中略俗傳は載せて續江戸砂子に在り。
○上ニ引用スル再校江
戸砂子ト同ジ。省略。而して何に因りて經讀地藏と稱するにや、其由來を記せず。淺草榮龍寺にも此と同稱の
ものあり。

曳尾菴の我安永五年の條に、石地藏讀經の風説に關する面白き記事あり。云く、品川邊にて石地藏經をよみし聲聞へるよし風説あり。伊奈半左衛門殿より御吟味有之、地藏の雨覆を取はなし改めい處、後の方に蜂の巢有て、讀經の聲と聞へは數多の蜂の聲なり。俄に參詣し願かけなどせし人種々の靈驗もあるやうにいひふらしけるが、一時の笑ひ種になりけり。單に品川邊とのみありて、其所を指ざれば、明かならざれども、前記路角にある地藏などにはあらざるか。

——東京近郊名所圖會

河崎宗參寺
(禪)草創説
附 佐々木
神社

天正年中、間宮信盛豊前守。信盛或ハ康信ニ作ル。禪僧自山ヲ請ジテ河崎○砂子町。ノ一廢寺ヲ中興シテ宗參寺ト名ク。或ハイフ、廢寺ハモト佐々木高綱ノ香華院ニシテ、間宮氏ハ其末流ナルガ故ナリト。或ハイフ、宗三ハ康信ノ法諡ニシテ、其子信盛父ノ爲ニ此寺ヲ創建セシナリト。或ハイフ、信盛ハ永正大永年間ノ人、舊寺ヲ復興シテソノ法諡ヲ命ゼシハ其孫康俊ナリト。諸傳紛々タルハ、蓋シ天正中回祿ニヨリテ舊記悉ク燼土ニ歸セシニ因ル歟。○江戸名所圖會。新編武藏風土記稿。武藏通志。大日本地名辭書。東京近郊名所圖會。宗參寺ニ近ク、佐々木神社アリ。夙ニ高綱ノ草創セル所ト傳フレドモ、信盛ガ江州蒲生郡ノ佐々木神社ヲ勸請セシモノ、如シ。○江戸名所圖會。新編武藏風土記稿。日本地理志料。

宗參寺事蹟

宗參寺

瑞龍山宗參寺。河崎驛砂子町の右側の向ふあり。洞家の禪刹にして、末吉の寶泉寺に屬す。本尊釋迦如

來り座像にして、一尺五寸計の唐佛なり。脇士ハ文殊普賢の木像にして、作者詳ならず。當寺古は藥師の別當寺にして、蓋光寺の藥師此寺にあり。相傳ふ、當寺ハ佐々木四郎高綱の香花院にして、其頃ハ砂子一邑悉く當寺代食地なりしとなす。

開山ハ臨室玄統和尚と號す。昔ハ濟家の禪林にて、鎌倉の建長寺に屬せしといふ。遙の後天正に至り、小田原北條家の功臣間宮豊前守信盛といへるは、永祿二年小田原北條家の所領役帳に、間宮豊前守所領、武藏久良岐郡杉田、江戸十八貫百廿二文の地を領する由みえり。佐々木四郎高綱が遠裔なりしらば、寺境方八丁を寄附し、末吉呂寶泉寺四代の住持自山長老を請して、當寺の中興開山とし、曹洞宗に改む。信盛法名を瑞榮院殿雲谷宗三大居士と號す。其石塔ハ當寺佛殿の後の方銀杏樹の下に存す。元祿年間、御幕下間宮家より宗參大居士供養の爲其

按に、當寺什物、元祿四年辛未正月、間宮家寺領寄附狀に、間宮豊前守信盛、法名宗三といふとあり。又當寺開基の墓碑も、雲谷宗參居士、佐々木前豊前守入道源康信と鐫む。まろうして信盛の法名を宗三と作り、康信の法名を宗參に作る。猶疑なし。然れども寺號を宗參寺と稱し、又康信茂當寺の開基といふ時、康信の法名ハ宗參なる事疑無きに似たり。

高綱護持の本尊ハ、如意輪觀音の木佛にして、座像一尺五寸あり。作者詳ならざ。別堂に安して本堂の左まほり。——江戸名所圖會

宗三寺。北側ニテ小土呂町ノ境ニアリ。往還ヨリ奥ノ方三十二間程ニ表門タテリ。瑞龍山下號ス。禪宗曹洞派ニテ、郡中末吉村寶泉寺ノ末寺ナリ。寺傳ヲ閱スルニ、鎌倉右大將頼朝ノ時代僧領室玄統ノ開闢スル所ニシテ、初メハ臨濟宗鎌倉建長寺ノ末山ナリ。コレヨリサキモ庵室ニテ、久シク藥師堂ヲ別當セシト云。其藥師ハ已ニ前ニ出セシ教安寺ノ本尊是ナリ。然ルニ佐々木四郎左衛門高綱此邊ヲ領セシト

徳川氏入國以前

キ、當寺ヲ菩提寺ト定メ、砂子一村ヲ寄附セシユヘ、頗寺門繁昌セシト云。按ニ其頃ノコトハ寺傳ニモ詳ニイハサレバ、山號寺號トモニ傳ハラズ。因ニ云、今上總國望陀郡奈良輪村坂戸明神ノ社頭ニ、古鐘一口アリ。其銘文ヲ見ルニ、此河崎庄内勝福寺ト云寺ノ鐘ニシテ、檀越佐々木壹岐守泰綱ガ名ヲ彫リタレバ、略。是ニテモ川崎ノ地、佐々木氏ニ所縁アルコト證スベシ。又寺傳ニ、後四百年ノ星霜ヲ歷テ、法燈モタエタエナリシニ、天正ノ頃小田原北條氏ノ家人間宮豐前守信盛此地ニ住シテ近郷ヲ領セシ時、高綱ガ子孫タルヲ以、當寺ヘ八町四方ノ地ヲ寄附シ、己ガ領地ノ寺院郡中末吉村寶泉寺第四世僧自山ヲ中興開山トセシトゾ。信盛ガ法號ヲ瑞龍院雲谷宗三ト號ス。寺號山號ハ此法諡ノ字ヲトリシト云云。按ニ、此寺傳ニヨレバ、昔ノ寺ハ一旦廢シテ、僅ニ藥師堂及ビ佐々木社ナドノ存セシヲ、信盛寺域ヲ寄進シテ起立セシナラン。又信盛ヲ天正中ノ人トイヒ、佐々木高綱ガ子孫ナリト云モノハ誤ナリ。信盛ハ高綱ガ父秀義ノ兄成頼ガ庶流ニテ、北條早雲及ビ氏綱ニ仕ヘタレバ、永正大永ノ頃ノ人ナルベシ。モト佐々木ト同族ナレバ、ユカリニツキテ當寺ヲ起立セシナラン。御打入ノ後宿内地割アリシ時、境内モセハマリテ今ノ如クナリシト云。本堂ハ七間ニ五間。本尊ハ釋迦ノ坐像ナリ。側ニ中興開基間宮豐前守信盛及ビ其子豐前守盛頼ガ法名ヲシルセシ位牌ヲ安ス。

鐘樓。門ヲ入テ右ニアリ。略。

觀音堂。本堂ニ向テ左ニアリ。三間四面ノ堂ナリ。寺傳ニ云、此觀音ハ佐々木高綱ノ守本尊ナリト。十三年ニ一度開帳シテ人ニ拜セシム。今近郷札所三十四番ノ一ナリ。

中興開基間宮豐前守信盛墓。本堂ノ西南ニ當レル樹下ニアリ。碑面ニ當寺開基雲谷宗三居士ト刻シ、左

右ニ宇田天皇皇子敦實親王拾六代佐々木間宮豐前守入道源康信トアリ。側面ニ天和三癸亥年三月廿九日、施主間宮孫兵衛盛重、同金五郎盛正ト彫ル。コノ盛重盛正ハ父子ニテ、トモニ大御番衆ナリシガ、盛正後ニ亂心シテ家廢セリ。コ、ニ豐前守ガ名乘ヲ康信ト記セシハ誤ナリ。信盛ガ玄孫ヲ三郎右衛門康信ト云シナリ。

川崎鼻跡。宗三寺境内ノ邊ナリト云。コレ間宮豐前守信盛ガ居住セシ所ナリ。前ニモイヘル如ク、シバシバ變革セシ地ナレバ、其詳ナル事ハ今ヨリ知ルベカラズ。

——新編武藏風土記稿

瑞龍山宗三寺。

川崎町砂子ニアリ。域内七百八拾坪。曹洞宗。寺傳云、佐々木高綱四郎此地ヲ領シ、一寺ヲ創建シ、僧玄統ヲ以テ開山トナシ、源賴朝ヨリ賜フ所釋迦木像ヲ以テ本尊トナス。長壹尺五寸。又砂子村ヲ以テ寺領トナスト。後臨濟宗鎌倉建長寺末寺タリ。屢兵亂ニ遭ヒ漸ク衰廢、當時寺號亦傳ハラズ。北條氏ノ臣間宮信盛守此地ヲ領スルニ及ビ、其佐々木氏ノ族ナルヲ以テ、之ヲ再建シ、宗三寺ト號シ、末吉村寶泉寺第四世僧自山ヲ以テ中興開山トス。信盛卒シテ瑞龍院雲谷宗三ト諡ス。天正中火ニ燬シ、舊記等灰燼ニ歸シ、其詳ヲ得ズ。寶曆十一年辛巳再ビ火災ニ罹リ、後之ヲ造營ス。徳川氏寺領五石八斗ヲ付セシガ、此火災ノ時朱印書ヲ燒失スト云。

按ニ、寺傳、天正中間宮信盛之ヲ再建シ、寶泉寺四世僧自山ヲ以テ開山トナスト云フ。疑フベシ。信盛ハ永正大永中ノ人ニシテ、寶泉寺亦永正二年一六五二ヲ以テ之ヲ創建ス。同時忽チ四世ニ傳フベカラズ。蓋天正中信盛ノ孫康俊之ヲ再建シ、信盛ヲ以テ開基トナシ、其諡號ヲ取り宗三寺ト名ツケ、寶

徳川氏入國以前

泉寺四世僧自山ヲ開山トナセシナム。然レドモ他ニ證スベキナケレバ、姑ク寺傳ニ從フ。
間宮信盛墓。

川崎町宗三寺域内、本堂東北銀杏樹下ニアリ。高貳尺七寸、幅壹尺壹寸五分、厚九寸五分、臺石高壹尺二寸、幅壹尺八寸、厚壹尺六寸。正面ニ家章細輪ノ内四ツ目結ヲ付シ、當寺開基雲谷宗三居士、右ニ人皇五十九代宇多天皇第八皇子一品式部親王十六代之後胤、左ニ佐々木間宮豊前守入道源康信ト刻シ、右面ニ施主間宮孫兵衛尉盛重、左面ニ同間宮金五郎尉盛正、天和三癸亥年三月二十九日奉建之ト記ス。雲谷宗三ナル者信盛ノ法號ナレバ、其康信ニ作ル者蓋誤ナリ。

按ニ、新編風土記稿云、其康信ト記スル者誤ナリ。信盛ノ玄孫三郎右衛門康信アリト。然ルニ盛重盛正、皆其子孫ニシテ、祖先ノ墓ヲ建ツ。而テ其名ヲ誤ル、亦疑フベシ。一説康信ハ信盛ノ父ノ名ニシテ、雲谷宗三八其法號ナリ。信盛此地ヲ領スルニ及ビ、其父ノ爲ニ一寺ヲ創建シ、宗三寺ト稱スト。則此墓亦子孫其祖先ノ爲ニ之ヲ追建シ、因テ康信ト記スル者誤ニ非ザルナリ。且風土記稿信盛玄孫康信アリト云。康信ハ康俊ノ子信盛ノ曾孫ナリ。又信盛ノ二子信次ノ孫左衛門尉信盛アリ。祖孫同名者其例甚多シ。亦恠ムニ足ラズ。但寛永系圖等宗三ヲ以テ信盛法號トナス者或誤アル亦知ルベカラズ。一説今其考據ヲ失ヘバ姑ク他日ノ檢披ヲ俟ツ。

川崎城址。

川崎町砂子。宗三寺ノ邊其地ナリト云。今詳ナラズ。北條氏ノ臣間宮氏世々之ヲ守ル。天正十八年庚寅康俊伊豆山中城ニ戰死シ、城廢ス。

——武藏通志

弘長三年九〇紀元一の古鐘銘に、河崎庄勝福寺と云ひ、建武三年元一〇紀元一勸修寺門跡當知行院宣の中にも武藏國河崎庄を收めたり。今眞福寺と稱する密院あり。もしくは勸修寺門跡の末葉にて、其傳を失へるにあらざや。○中略上總國望陀郡奈良輪村坂戸明神の社頭に、弘長三年九〇紀元一に鑄たる古鐘一口あり。

其銘文を見るに、明らかに河崎庄内勝福寺の鐘にして、檀越佐々木壹岐守泰綱か名を彫りたれば、當時其知行地ならむ。今土俗の傳にも佐々木氏の事を語り、其廟あり。——大日本地名辭書

宗三寺は、京濱電車川崎停留場を出て、富士見橋を渡り、東に行く、川崎町の西側にあり。曹洞宗にして、瑞龍山と號す。もと間宮豊前守信盛入道宗三が宅地に於て建立したるものなりといふ。信盛法號を瑞龍院雲谷宗三といへり。

門前に新札所如意輪觀世音の石標を建つ。門には瑞龍山の額を掲ぐ。前大乘九十九翁愚禪と署す。左に不動尊の堂あり。門内に鐘樓並に大悲閣あり。本堂は瓦葺にて、その背に銀杏の老樹聳立す。

——東京近郊名所圖會

佐々木神社
社事蹟

佐々木神社

佐々木明神社。養光寺の境内本堂の右に並へり。此地○川の鎮守にして、守參寺より奉祀也。祭神近江の佐々木明神是なるんと相殿高綱の靈を崇むると傳ふ。高綱鎌倉右大將家の命を蒙り、此河崎の地山王宮に建立の奉行たりしかば、其縁を採て間宮信盛先靈の神徳を追慕し、江州の本祠を摸して此地に當社を創立せりと云。九月十九日を以て祭日とす。——江戸名所圖會

佐々木社。東側ニテ養光寺ノ南ニ隣レリ。宿内宗三寺ノ記録ヲ閱ルニ、鎌倉將軍家ノ時、佐々木四郎左徳川氏入國以前

衛門高綱、近郷山王社修造ノ奉行タリシ時、先祖ノ靈ヲコ、ニ祀リシト云。按ニ沙々貴神社ハ江州蒲生郡ニ坐ス式内ノ神ニテ、佐々木氏世々ノ氏神ナレバ、高綱遙拜ノタメニ勸請セシナルベシ。又宗三寺ノ傳ニヨレバ、後ニ高綱ノ靈ヲモ合セ祀リテ、佐々木大明神ト號セリトイヘリ。近キ頃マデモ神體ハナカリシヲ、元祿十二年宗三寺ノ檀越間宮勅負信常寶劍一口ヲ納メシヨリ、ツヒニ是ヲ神體トセリ。此劍ニ佐々木大明神ノ六字ヲエレリ。社ハ九尺四方許ニシテ、宮作ナリ。前ニ鳥居ヲタツ。例祭ハ年々九月十九日ナリ。宗三寺持。末社。稻荷秋葉合社。本社ニ向テ左ニアリ。

——新編武藏風土記稿

篠筥。訓闕。按當讀云佐佐介。草木部引蔣魴切韻云、篠細小竹也。和名之乃。一名散散。之乃已見上。按古事記天香山之小竹葉。注云、訓小竹云佐佐。萬葉集亦小竹之葉訓佐佐乃波。本居氏曰、神樂振小竹爲樂。蓋因天照大神隱岩屋戸時天鈿女命手草結香山之小竹葉之古事也。振小竹其音佐佐。故名小竹爲佐佐也。萬葉集佐佐那美用神樂聲浪字、省作神樂浪、又樂浪。又但馬樂前鄉讀佐佐乃久萬、皆可證佐佐之名出神樂也。爲細小得名者非是。器皿部引禮記注云、筥、盛食器也。和名介。介見武烈紀影媛歌、萬葉集有間皇子歌。新撰字鏡、筆訓太加介。即竹筥也。凡盛物之器皆謂之介。禮訓佐良介。是淺筥之義。稱訓袁介、是麻筥之義。本爲盛積麻之器、轉爲盛水物之用也。羽族部引文選、鷓鴣小鳥也。和名佐佐岐。日本紀同訓。稻穀部引崔馮食經、大角豆和名佐佐介。繼體紀有壹角皇女。本注、壹角此云婆佐礙。恐角壹之誤倒。未詳其取鳥與取穀也。或作佐佐貴、一聲相通。孝元七年紀、大彥命狹狹城山君祖也。姓氏錄作佐佐貴山君。即貫于此。本居氏曰、山君、職掌山林、統督山部山守、是冒地名呼佐佐貴山君也。如小月之山君、春日之山君、可以例。神名式。蒲生郡沙沙貴神社、今在佐

佐木莊常樂寺村。祀大彥命。後配享敦實親王。即近江源氏祖也。○中略尊卑分脈云、敦實親王裔源成賴、任鎮守府將軍。食邑於佐佐木莊。因氏。源賴朝之起、舉族應之、爲幕府勳臣。足利氏時、泰綱居江南。其弟在京師六角。氏信居江北。第于京極。於是分爲二流。曰六角氏。曰京極氏。支屬布滿州內及出雲隱岐。其分派不遑殫紀也。○下略

——日本地理志料

天正以前、澁谷道玄坂附近ニ道玄寺アリテ、天正末年ニハ猶存セシガ如キモ、詳ナラズ。○天正日記。江戸砂子。江戸志。新編武藏風土記稿。江戸名所圖會。東京近郊名所圖會。

廿二日。○天正十八年九月二十二日。○中略。どうげんの庵室ゆいしよさし上る。

どうげんの庵室ハ澁谷道玄寺ナリ。此寺久シク廢シテ、諸書其年代ヲ詳ニセス。然ルニ比記ニ據レハ、天正ノ末ニ尙存セシナリ。

——天正日記

道玄坂。澁谷より世田ヶ谷へ行道之。此坂を過て上目黒に至。道玄寺といふ寺あり。道玄氏ハ大和田之。和田義盛カ一族之。建曆三年○建保元年、紀元一八七三年。五月叛逆ありて、和田の一族亡ぶ。その殘黨此所の岩窟にかくれ山賊となる。その名を呼てまかいふ。

——再校江戸砂子

道玄坂。澁谷より世田ヶ谷へ行道之。是より中目黒駒場へ出る之。江戸砂子に此坂を過て上目黒に至ると書シハ誤之。道玄寺と云寺あり。道玄ハ大和田氏之。和田義盛一族之。

——江戸志

道玄坂。村○中略ノ東南ニテ、相州矢倉澤道ナリ。登リ一町餘。坂下ノ町屋ハ則道玄坂町ナリ。大永ノ頃道玄太郎ト云者此所ニ住セシトモ、又一説ニ、古ヘコノ邊ニ道玄寺ト云寺アリシヨリノ唱ナリトモ云

徳川氏入國以前

ト、其正シキヲ知ラス。又上澁谷村ノ傳ニヨレハ、三町程東ノ方宮益町内富士見坂ハ元地ニテ、後年其名此所ニ移リシトイヘト、彼所ノ中程ニ道玄坂町ノ切地アレハ、カ、ル説ヲ附會セシナルヘシ。

——新編武藏風土記稿

道玄坂。富士見坂の下、耕地を隔て、向ふの方、西へ登る坂をいふ。○中世田ヶ谷へ行く道なり。○道玄或ハ道元に作。里諺小云、大和田氏道玄ハ和田義盛ノ一族なり。建曆三年○建保元年、紀元一八七三年五月和田の一族滅亡也。其殘黨此所の窟中に隠れ住みて、山賊を業とせ。故に道玄坂といふとなり。○中按ざるに、大和田ハ大多和なるへき賊。三浦一族の中に大多和と號するあり。東鑑に、治承四年○紀元一〇四〇年八月廿二日三浦次郎義澄、同十郎義連、大多和三郎義久、子息義成、和田太郎義盛、同次郎義茂、○中三浦を出て參向すとあり。或人云、道玄ハ沙門にして、此地に昔一字の寺院ありて、道玄寺と稱したり。故に坂の名ヲ呼ひ來れるともいひて、一ならざ。

——江戸名所圖會

道玄坂は、中澁谷の小名として、宇田川の通りより大山街道を西に行く市街をいふ。道玄坂と稱する坂路あるに因り、かく名つけたるなり。○江戸名所圖會、新編武藏風土記ヲ引用ス。省略。駒場野に鐘鑄塚、並に下澁谷に道場が淵などありしよしなれば、道玄寺も或はありしにやと思はる。因て推想するに、和田の殘黨此地もありし道玄寺の傍に住せしより、土人或ハ道玄太郎など稱せしにはあらざや。

——東京近郊名所圖會

鎌田地藏寺
(眞言)

鎌田村 ○世田ヶ谷區 砧村字鎌田。ノ眞言宗地藏寺ハ、縁起ニ天平十二年○紀元一〇四〇年ノ草創トナスモ、輒ク信ジ難シ。但世田ヶ谷ノ吉良氏小田原ノ北條氏ノ歸依ヲ得タリトイヘバ、當時ノ一古刹タルヲ知ルノミ。○向岡閑話。調布日記。新編武藏風土記稿。江戸名所圖會。武藏名勝圖會。

地藏寺事

地藏寺

大藏村にむかし地藏寺といへる古寺あり。今は鎌田村にうつれり。故に大藏村の畑より布めある古瓦を掘出せ事多しと、名主石居市郎右衛門かたりぬ。行基菩薩の作れる地藏尊あるゆへに寺號とせ。今は無住なり。大藏村に今地藏屋敷といふあり。玉川の岸にそひて、大藏村鎌田村六七ヶ所も入相てあり。地藏寺吉祥院の縁起は調布日記にうつし置ぬ。名主市郎右衛門古瓦一を贈れり。三月四日。鎌田村、小名堂屋舗。大藏村ト當村ノ境ニアリ。吉祥院古へ此處ニアリシト云傳。——向岡閑話

——新編武藏風土記稿

武州多摩郡世田谷領鎌田村、東覺山地藏寺吉祥院略縁起。
本尊地藏菩薩、御長一尺七寸、
行基菩薩御作。

不動明王
良辨上人御作。

印子聖天
弘法大師御作。

日輪弘法大師繪像
同 御自筆。

七觀音繪像
興教大師御筆。

夫東覺山吉祥院は、仁王四十五代聖武天皇の御宇天平十二庚辰年○紀元一〇四〇年行基菩薩の開基なり。其頃多摩郡鎌田の郷に齡六十ばかりの貧女あり。いかなる因縁にやありけん、地藏菩薩信仰の行者となり、幼年の頃より朝夕地藏菩薩の御稱をとなへ奉ることまばらくも止むことなし。朝暮供養し奉りけり。其頃帝の御願として行基菩薩勅をうけ奉りて、諸國に伽藍を建立し、自佛像を彫刻し安置し給ふ。當國に徳川氏入國以前

おゐても堂舎を建立し給ふよしを貧女つたへ聞、歡喜のおもひをなして、菩薩のみもとにゆき、我は此ちかき郷の賤女なるが、御僧は誠に貴き聖にておはします由、吾は五障の雲あつき女人なり、聖人の御慈悲に未來成佛得脱の法を示し給へと云々。行基菩薩聞召、善哉々々、我汝に地藏の尊像を彫刻し與へん、常に禮拜供養すべしと約し給ふ。貧女歡喜のおもひをなして歸りぬ。數月を経て、翌年天平十三正月廿四日、菩薩鎌田の里に來り給ひて、約諾のこごとく貧女に地藏の尊像を與へたまふ。今の尊像是なり。行基菩薩貧女に誓ての給はく、此所地藏菩薩有縁の地なり、汝此所において地藏菩薩埵の精舎を建立すべし。貧女こたへて、我は孤獨の貧女なり、曾る糧財なし、いかてか建立せん。菩薩聞召、汝剃髮染衣の姿となり、建立の大願を企なば、自然に糧財等寄附の旦那あるべし、速に建立の願を企べし、依之吾精舎の勝地をひらくべしと。則手杖にて敷地を極給ふ。今の地藏屋敷是なり。かたのこごとく貧女剃髮染衣し、建立の大願を企ぬれば、同郷に秦氏の何某といへる富家あり。貧女が大望を感嘆し則糧財の旦那となり、田園をも寄附しぬれば、精舎僧房迄無殘成就し侍り、永く稱名散花梵唄の聲絶ることなし。則右の貧女を所のもの地藏尼と呼と云云。其後星霜數百年を経て、火災ありて堂舎僧房一字も不殘焼失せしむ。悲哉、住僧本尊靈佛見へ不給、感涙肝にめいし忘、前後折節、安藤何某といふもの門前に行懸る處に不思議や笹山の内より光明赫然として、深更闇夜に月のことくなりければ、立寄見れば當寺の本尊地藏菩薩並靈佛悉く出現ましますは、安藤是はと院主に告げれば、住僧奇異のおもひをなし、急立起みれば、本尊靈佛無恙ましくたり。住僧不_レ打置、歸依渴仰し奉り、僅の草堂を結び、安置し給ふ處に、誠に貴ふべし、是佛種は縁より生るの謂なりとかや。然るに百有餘年を経て、同鎌田の里に川邊何某と云者と

妻、安産願望のため奉運歩處、不思議の奇瑞ありて、易産せしむ。因茲信敬の思ひをなし、永代の旦那となり、田園を寄附し、再造立の功を成就しめ、舉手低頭の族群をなし侍るの處、悲哉、建武二乙亥○紀元一〇九四年五月十五日に依兵亂、及退轉事年久し。され共本尊は少々草堂を結び安置し奉る。其後世田谷吉良の御所不測の示現を蒙り給ひ、金銀材木其外幡蓋花幔等を御寄附、建立美を盡し、靈現もあらたなる時に、永祿の頃相州小田原北條家落城と節に、吉良と御所は不及申、當國と諸城小田原幕下たるにより、一同落城せしむ。依之無縁の寺となり、建立の旦那もなく、漸香花もたへまかちにて、信敬歸依の輩も薄くなり侍るものなり。まかし大悲代受苦の誓豈むなしからんや。

日輪弘法大師。

同御自筆。

是は嵯峨帝王八宗論御影。

七觀音繪像。

興教大師御筆。

往古吉祥院は御室御所仁和寺宮御末寺なり。依之久安四己辰○久安四年ハ戊辰ナリ。己辰ニアラズ。○紀元一八〇八年。中夏と頃、仁和寺御宮覺法親王依兵亂御下向と刻、初秋と頃まで吉祥院に御宿坊。其節此兩幅其外品々を御寄附あり。一、子安地藏菩薩。御長一尺七寸。立像。行基菩薩御作。是は世田谷吉良と御所勝國の願所なり。

印子聖天。弘法大師御作。

是鎌倉副元帥平泰時、戒名觀阿祈禱と本尊也

不動明王。良辨上人御作。

徳川氏入國以前

是は刑部少輔源義光願所と本尊なり、

以上古縁起書抜ものなり、數百年來程經ぬれば、書紙共に朽損難見分書類也。按文中永祿とあるは文祿の誤なるべし。

堂にのぼりて、地藏尊並不動明王の像を拜せ。弘法大師自筆の畫像、大師の頭上に日輪あり。白く色瓦たり。上に金泥にて大師の贊あり。其字例の奇字にして、よみ得る事かたし。又七觀音の畫像には、上に二人の天人ありて、その下に一圓を畫きて、中に七觀音をゑがく。中央の像は彌陀のごとし。其下に岩の上に圓形ありて、左右に菩薩のごとき御形にて、三ツヅゝあり。其下は、むかひて右の方に半圓の形ありて、中に愛染明王あり。其像白牛にのり給ふ。左の方に三角の形ありて、中に不動明王ありて、岩の上に座せせ。まゆひつ座といふものなり。いづれも古くみえて、彩色ことにこまかに覺えしは七觀音のかたなり。

——調布日記

吉祥院。除地二段餘。小名本村ノ中ホドニアリ。新義眞言宗。橘樹郡小杉村最明寺末。東覺山地藏寺ト稱ス。寺傳ニ天平十二年四〇〇年。行基菩薩開基ナリト云。其比多磨郡鎌田ノ郷ニ齡六旬許ノ貧女アリ。地藏信仰ノユヘニ行者トナリ、朝夕御稱ヲ唱ヘテ止トキナク供養セシガ、其比帝ノ御願トシテ、行基菩薩勅ヲ承リ、諸國ニ伽藍建立ノ時堂舎ヲ立給フ。或時彼貧女未來成佛得脫ノ法ヲシメシ給ヘト行基ニコフニ、其志ヲ憐ミ、數月ヲヘテ翌十三年正月廿四日行基再ビ此里ニ至リ、地藏ノ尊像ヲ彫刻シ、禮拜供養スベシトテアタヘリ。其後貧女剃髮染衣ノ身トナリ、精舎ヲ建ルノ志ヲ企テケルニ、秦氏ノ某トイヘル富家其志ヲ感シ、田園ヲソコハク寄附シタレハ、堂宇僧坊マテ營ミシカ、後數百年ヲヘテ丙丁ノ災ニカ

、リ、堂宇悉ク烏有トナリシニ、本尊ハ恙カナカリキ。建武二年九九五。五月十五日ノ兵事ニヨリテ退轉ニ及フコト久シ。本尊ハ僅ナル草堂ヲ結ヒテ安置シ、其後世田ヶ谷吉良家領國ノ時、金銀佛具等ヲ寄附セラレ建立美ヲ盡セリ。天正十八年北條家没落ノ時、無旦ノ寺トナリ、香花モ絶マカチニテ、信敬歸依ノ輩モナカリキトイヘリ。本尊地藏ハ木ノ立像、一尺七寸、行基ノ作ト云。

寺寶。不動像一軀、長一尺二寸許、良辨僧都ノ作ト云。弘法大師自畫像一幅。七觀音繪像、興教大師筆。天神社。除地一段二畝。村田。内吉祥院ノ門前ニアリ。本社一間ニ一間半。拜殿二間ニ一間半。東向ナリ。神體ハ尋常ノ形ニテ、長五寸餘。社前ニ鳥居ヲ立。例祭ハ年々九月廿五日。本村ノノ鎮守ニシテ、吉祥院持。元ハ西寄ノ田間ニアリシヲ、近年此處ヘ移ス。故ニ除地ハソノ舊地ニアリ。社地ハ吉祥院境内ナリ。末社、稻荷神明合祠。

諏訪社。除地一段餘。小名吉澤田ニアリ。此邊ノ鎮守トス。社ハ一間半ニ二間、西向ナリ。神體ハ長六寸ノ木像ナリ。例祭年々七月廿七日。コレモ吉祥院ノ持。——新編武藏風土記稿
東覺山吉祥院、地藏寺と號せ。大藏邑の南、鎌田村にあり。天平十二年庚辰四〇〇年。行基大士開創す。新義の眞言宗として、小杉の西明寺に屬せり。

本堂。本尊地藏菩薩立像、御長一尺七寸。行基大士の彫像なり。

不動尊。同堂内に安置せ、良辨僧都の作にして、刑部少輔源義光願所の本尊なりといへり。印子歡喜天。弘法大師の作。鎌倉元元脚平泰時祈禱の本尊なりといふ。七觀音畫影。興教大師の筆なりといふ。性古しにより、久安四年己辰、守覺法親王兵亂をさけて此地に下り給ひ、同年中夏の頃より初秋に至るまで當寺に宿せられし頃、御寄附ありしと云。日輪弘法大師畫影。慈眼帝八宗論の御影なり。同大師の眞筆にて、是も仁和寺宮御寄附なりといへり。

縁起曰、天平十二年庚辰、行基大士勅を奉りて諸國ニ伽藍を造立し給ふより、其頃當國ニ至りたまふ。

徳川氏入國以前

然も此地に齡六十をかりの貧女住り。幼より地藏尊を信じ參らせ、稱名をばらくも止時なくそ供養し奉りける。彼貧女一日行基菩薩の御許に至り、未來成佛此道を問奉る。同十三年辛巳正月廿四日行基菩薩此地に至りたまひ、地藏尊の像を彫刻ありて、これを貧女と與て曰く、此地ハ則本尊有縁の靈地なり、汝直も精舎を營むへし、吾其勝地を下せばしとて、柱杖を以て地上に畫して是を定給ふ。今地藏屋敷と云は、其地蔵屋敷なりとぞ。依て貧女ハ其頃世に地藏尼と字せしとなり。薙染して寺院建立の大志を企つるに、同郷の富民秦氏某なる人糧財を喜捨し田園茂附しければ、精舎僧坊悉く落成し、稱名散花梵唄の聲絶る事なかりし。然も建武二年〇紀元一〇九五年。の兵亂も堂宇悉く灰燼となりしより已降、本尊のみ假も草堂に安し奉りしに、遙の後世田谷の吉良氏不測の靈夢を蒙り、大も崇敬ありて寺院再興ありしかと、竟も天正の頃小田原北條家没落の後ハ、吉良氏の家も共み亡びたりしより、其後ハ漸香火の備もおろそかみなりて、今ハ僅の草堂一字を存せるのみ。性古堂舎兵火の爲に灰燼せし頃も、本尊は自ら火焔を遁れ給ひて恙なし。其後此里に住る川邊氏某、妻の安産を祈り奉りて奇瑞ありしかば、報恩の爲永世當寺の禮那となり、其頃田園等を喜捨し奉りしなり。——江戸名所圖會

吉祥院。東覺山地藏寺と號せ。新義眞言宗。橘樹郡稻毛領小杉村西明寺末なり。古利なれとも衰廢。今は除地境内三反歩。什寶はあれとも無住なる事多し。

本尊、地藏尊。木立像。一尺七寸。行基大士作。

開基行基菩薩天平十二年開闢の道場也。

寺寶。不動明王、良辨僧正作。歡喜天、弘法大師作。日輪弘法大師得像、一軸、大師自筆。

七觀音繪像、一軸、興教大師筆。

塚二ヶ所。同村内字地藏寺といふ所野路の側一ツ、廻り十間許、高六尺程。又一つは廻り五間計、高

四尺餘。其謂れ不知といへとも、村の字ハ地藏寺と號すれば、往昔右の吉祥院の地にて、破壊の堂宇をこぼちて築たる塚なり。

諏訪明神。村内鎮守。別當吉祥院。社地一反歩、除地也。杉の森なり。祭禮九月廿七日。

祭神健御名方命。神體木立像。

本社、拜殿、大門路、鳥居ハ堅額を掲ぐ。銘、二松丹羽口聲拜書とあり。

——武藏名勝圖會

高田〇豊島區高田南町一丁目。南藏院ノ藥師佛ハ、養和年間藤原秀衡ノ持佛タリシヲ、圓成〇一ニ圓乘ニ作ル。

比丘平泉ヨリ此地ニ將來セリト爲スモ、詳ナラズ。ソノ別當タル氷川神社〇高田南町二丁目。

ノ草創亦不明ナリ。土俗、同社ハ在原業平ヲ、落合〇淀橋區下落合二丁目。ノ氷川社ハ二條后ヲ祀

ルトナスハ、素盞鳴尊奇稻田媛ヲ誤リシナラム。〇南向茶話。續江戸砂子。江戸紀聞。求涼雜記。高田雲雀。若葉の梢。江戸名所圖會。新編武藏

風土記稿。遊歴雜記。東京府志料。東京府村誌。東京近郊名所圖會。

高田南藏院、氷川社。

姿見の橋北に藥師堂あり。別當は眞言宗にて、大鏡山南龍院といふ。舊記に云、此寺の前昔は大きな池あり。鏡が池といふ。故に則此寺の山號を大鏡と號しけると云ふ。鏡が池の名により、はしを姿見とは名付候よしなり。——南向茶話

高田藥師。

大鏡山南藏院。

眞言、護國寺末。

高田。

聖德太子の作。立像三尺四寸。

徳川氏入國以前

高田南藏院
(眞言)及氷
川社

南藏院氷
川社事蹟

安徳帝養和年中奥州平泉ありて秀衡持佛のよしひつたへて農家あり。當寺開山圓成比丘回國の時靈夢の事あり、笈うつして此高田の里に至る。まはらくやまらふに、此笈盤石のおとくにしてあらに。里人よし茂いふ。農人あそつてあくるに、あへてうごらば。扱ひ此所有縁の地なりと、草堂茂立て安置す。醫王の利益あらたに、今靈場となれり。△鶯宿梅あり。

大橋立慶別荘の舊地。藥師堂のうしろ。寛永の頃御鷹野の砌折く入らせられし。その時の假りの御殿の址とて梅一もと垣を結ひぬ。其水石の址今も残り。南藏院境内のうち。——續江戸砂子今按こ。是又例の僧徒の談也。養和はわつかに一年の年號也。その上靈夢の事におよへ、更に論するにたらば。

——江戸紀聞

氷川神社、祭神素盞鳴命也。土俗男體の社と云。考るに落合入口は氷川社あり、祭神稻田姫命もて、女體の社と云。或説に男の社を業平といひ、女體の社を二條后と云。神體は畫像にて、業平の姿也。後人の附會せるならん。

——求涼雜記

氷川大明神。

下高田村總鎮守。

眞言。護持院末。

大鏡山南藏院。

當所。

此地は麥から塚と往古云し。麥こき場也。同所。稻荷の社、三峰權現祠有。足立郡大宮氷川の社は武勇一の宮なれば、當國に氷川の社甚多し。風土記云、孝昭天皇三年戊辰祭る所素盞鳴尊大己貴尊、奇稻田比咩の三座を勸請すと。又言、大己貴と少彦名園韓神とも書り。出雲の國簸川上まで大蛇を退治し給ふ故、此三神を氷川の神と號す。日本武の尊、其素盞鳴の御劍を給り、東夷征伐有しより、武州足立郡簸川の郷に三神を祭給ひ、東國鎮守第一の宮と定給ふ故、武州の村々多、氷川宮を鎮守と祭れり。氷川と

書、簸の川の同訓なれば氷の字、書替傳ふるもの歟。正月十日は奉射的の祭式村中各番も行ふ。芦の矢大に一尋小ハ一ノ腕たけを短ふ。是をて矢と言。名主年寄祭禮の當前桃の弓を持ってこれを射る。的のすを梢に彫付て是を送り來當を定、米麥の作り初穂、村中人別集め、醪醢漉を作り置て、當日切ふ香、不足の湯をさまし入てこれを吞、膳はめし汁、なますハ山折敷にもり、鯛二ツを焼、檜の葉の上置、芦を折て箸とし、日光膳よかさりぬ。とひろくのさかな芋葱の外を禁む。又松竹梅の臺の物とて、大根を切、松の枝梅花ふ笹をさして折敷よのせ、當前受取渡の規式よこれを出す。其外大鼓など打、にきはしく行ふのみ。質素の禮法ハ神祇も尙納受し給ふへきと、有難く尊く侍りぬ。六月十六日、法樂、壽量偈普門品其外秘密の祭法あり。九月二十七日、十二座二十五座など有。湯花の神詔を聞、氏子一同も尊信してこれを守り慎しむいと高し。寛政二年正月石の鳥居稻垣對馬守様より御寄進。古木出水も朽ぬ。今大杉壹本殘ぬ。夏拜殿再營む。其頃宗周か發起、其外古額破ければ、万里三巴昏船狸風もかわりて、今又再興む。大鏡山南藏院。高田村。眞言宗。氷川社別當。八ツ門の寺と云て、八ツ門ありしと云り。大猷院様數度御成あり。此奥茶臼山もあかり給ひ、此見へ渡りを住寺ふとらせんと有しかは、垣を致ひよこまりゆとて、御請不申上と也。其頃御手植の梅今にあり。若木と成ぬ。其地今ハ藪と成。高田十二景に大鏡古梅と云是也。鎌倉かい道の紅葉と云あり。是を黒座頭の紅葉と言ひ、土佐ふしをかたりしめくら乞食此紅葉の下斗へ多く出さり。そふしかや參詣群集せし砌、此境内も甚賑ひて、色々の見せものなど出る。度々角力ありし處也。

藥師如來本堂。六七間四面。□□作のよし。櫻多し。又山吹萩の名所也。舊記も種々の説あり。什寶其德川氏入國以前

外略之。四五百年以前の石碑有。醍醐忠兵衛の後ろ山より出たるを後に納。

——若葉の梢

氷川明神社。是も業平塚と云。その因縁をしらぬ。業平冠かけ松、同所の神木を云。南藏院の持也。

——高田雲雀

南藏院。新義真言宗、大塚護國寺末、大鏡山醫王寺ト號ス。開山圓成比丘ト云。本尊藥師ハ聖德太子ノ作。長三尺。或云、此像ハ奥州秀衡ノ持佛タリシガ、圓成比丘回國ノヲリ夢ノ告アリテ笈ニウツシテ此高田ノ里ニ至ルニ、笈俄ニ重リテ磐石ノ如シ、此地有縁ノ地ナレハトテ草堂ヲイトナミ安置スト云。其後大橋龍慶佛道歸依ノ餘リシハラク當寺ニ寄寓シケレハ、大猷院殿此邊御遊獵ノ時シハくナラセラレ、御殿ナト御造營アリシトナリ。其頃中根壹岐守ヨリ龍慶ニ與ヘシ書狀アリ。文後ニ出ス。當寺ヘ御成ノ時四方ヘ出入セル門アリ。八ヶ所門ト名付シト云。昔境内ニ池アリ。鏡カ池ト呼シトナリ。當寺ノ山號モ是ヨリ起レリ。今境内ヲ流ルル小溝ヲ根川ト云。

今日儀廻ヘ被爲成候ふさしまはし高田ヘ被爲成候儀可有之間、ゆたん仕間敷旨御意ノ御座候。恐惶謹言。

正月三日

中根壹岐守

龍慶法印

氷川社。村高^下ノ鎮守ナリ。南藏院持。在原業平ヲ祀ルト云。神樂堂。

——新編武藏風土記稿

末社、稻荷、第六天。

大鏡山南藏院。砂利場村ニあり。真言宗ニして大塚の護國寺ニ屬シ。

當寺を大鏡山と號くるは、昔此寺前に大なる池ありて、鏡カ池と唱へしによりて此名ありしといへり。

此池に委見佛と稱する處あるも、是によりて起る號なりといふ。又當寺を古俗八ツ門寺と異名せしは、昔大樹御放鷹の頃、當寺の垣根を此所彼所より分いらせ給ひしを悉く門となせし故に。其頃は八所に門を建てありしにより、かくは異名とせしと云。

開山は圓乘比丘と號ス。本尊藥師佛は聖德太子の作ニして、立像三尺四寸あり。此靈像ハ秀衡の念持佛なりとて、養和年間頃迄ハ、奥州平泉ニありしを、圓乘比丘諸國遊化の時靈夢を感じ、彼地の農家にして是を得て此地に安置せといへり。本堂外陣に掲けたる藥師堂三文字の額は、蓮華光院大僧正道恕の筆なり。總門の額に大鏡山と書せしも同し筆なり。當寺藥師堂の後に大橋立慶の別荘の舊跡あり。寛永の頃は大將軍家度々此に入らせ給ひして、假の御殿なども構へ置れしとなり。昔ハ此地ハ鶯梅宿とて、大樹御手自裁給ひし梅樹ありしか、後枯たりとて今ハなし。此地ハ昔鎌倉街道の通路なりとて、鎌倉街道の楓樹と號くるもの、今その境内に存せり。

氷川明神社。同寺前道より左ニあり。下高田村の産土神ニして、南藏院の奉祀なり。祭神ハ素盞鳴命ニして、是を土俗男體の宮と稱ス。落合の氷川明神は稻田媛を祭れり。よつて女體の宮と稱し、當社を合せて夫婦の宮とす。毎歲正月十日祭禮にて、奉射の式あり。

甚質朴ニして古雅なり。此御手洗の川より夷子大黒砂と唱ふるものを産せ。此砂は水中に住る蟲の化せる由、近江古繁先生の雲根志にいへり。

——江戸名所圖會

氷川明神社。同申西の方田島橋より北杉林の中ニあり。祭神奇稻田姫命一座なり。是を女體の宮と稱せり。同所藥王院の持なり。高田の氷川明神の祭神素盞鳴命なり。よつて當社を合せて夫婦の宮とす。土俗あやまつて在原業平および二條后の靈を祀るといふ。甚非なり。

德川氏入國以前

四一一

正面の處蓮花ふよつゝ割たり。むかし常陸の國より當境内へ安置して、文政七甲申の年まで四百四拾六年よぶよぶよし、住持高山の嘶たりき。

——遊歴雜記

南藏院。大鏡山ト號ス。新義眞言宗。大塚護國寺末。開山圓成。寺地三千三百九十二坪。

氷川神社。祭神素盞鳴命、奇稻田姫命、大己貴命。貞觀年間創建。明治五年十一月村社トナル。本社方六尺。幣殿拜殿アリ。攝社一宇。末社五宇。社地五百七十坪。

——東京府志料

南藏院。村^{○高田}南ニ在リ。寺地東西二十八間、南北三十八間。面積七百十坪。眞言宗新義派。小石川大塚護國寺末派。僧圓成開山。創建年月詳ナラズ。

氷川社。本村^{○高田}ノ南ニ在リ。社地東西二十八間、南北十五間、面積四百十五坪。素盞鳴尊、奇稻田姫命、大己貴命ヲ祀ル。貞觀中ノ創建ト云フ。明治五年十一月村社ニ列ス。祭日九月二十八日。境内老杉アリ。

——東京府村誌

氷川神社は面影橋の北道路の西側にあり。入口石の鳥居に左の刻字を認む。

華表一基、奉獻武州豊島郡高田邑氷川大明神社前。

寛政二庚戌年五月吉日

志摩州鳥羽城主從五位下對馬守稻垣氏源昭史謹識。

玉垣の内華崗石燈籠には蕩山中とあり。石獅には文化四丁卯年十二月七日並木熊次郎造之と見ゆ。

社殿は東に向ひ、拜殿は瓦葺素木造り格子戸廻欄にて、氷川社の横額を掛く。本社は覆屋中に鎮在し、檜皮葺なり。支社に稻荷社第六天あり。境内杉林にて、西は水田に臨めり。

當社祭神は素盞鳴尊にして、落合氷川神社は稻田姫なりといふに對し、土人之を男體の宮と稱す。祭典

は毎年正月十日にて、奉射の式あり。質朴にて古雅なるよし。今尙行はるゝや否を知らず。

氷川神社は本村^{○下}の入口に在りて水田に臨む。^{○下}江戸名所圖會に云、氷川明神社、南藏院の申西

の方田島橋より北杉林の中にあり。祭神奇稻田姫命一座なり。是を女體の宮と稱せり。藥王院の持也。

高田の氷川明神の祭神素盞鳴尊なり。依て當社を合せて夫婦の宮とせ。土俗誤りて、在原業平及二條

後の靈を祀るといふ事非なり。

江戸名所圖會に、此御手洗川より夷子大黒砂と唱ふるものを産せ。此砂は水中に住る蟲の化する由、雲根志にいへりとあるは、上高田氷川神社御手洗池に産する大黒蟲の事にて、之を當社の事とせしは誤ならむ。

氷川神社は野方村大字上高田^{○中野區上}に在り。^{○中}社前を東に距る十數間に御手洗池あり。^{○中}四方の

道草文化十三年丙子彌生七日の紀行に、御手洗池に生ざる大黒蟲の事を記す云々。^{○下}

南藏院は二百九番地小字砂利場に在り。大鏡山と號し、醫王寺と稱す。新義眞言宗にして、大塚護國寺末なり。

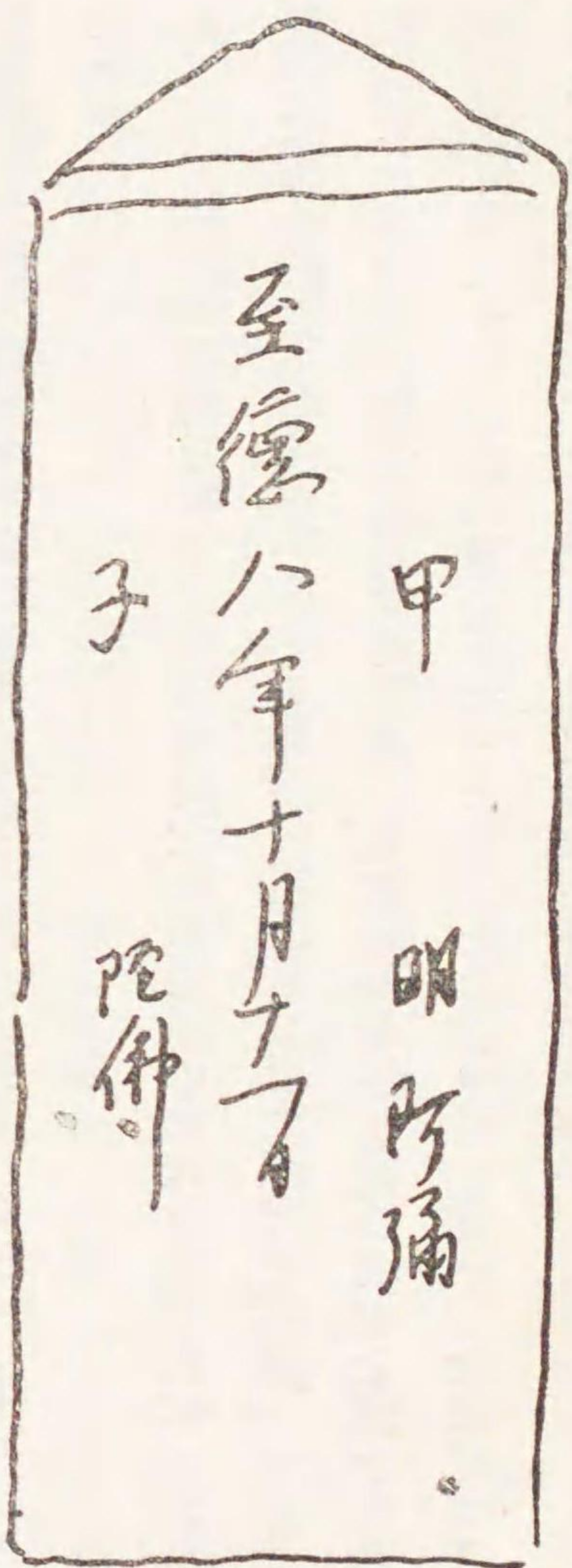
表門に大鏡山の横額を掲ぐ。蓮華光院大僧正道恕の筆なり。門前に^{○府内三十九番}弘法大師の新石標を建つ。

^{○中}本堂瓦葺にて、その北に接して大師堂あり。次に玄關あり。^{○中}玄關の前方に孤松あり。風姿觀るべ

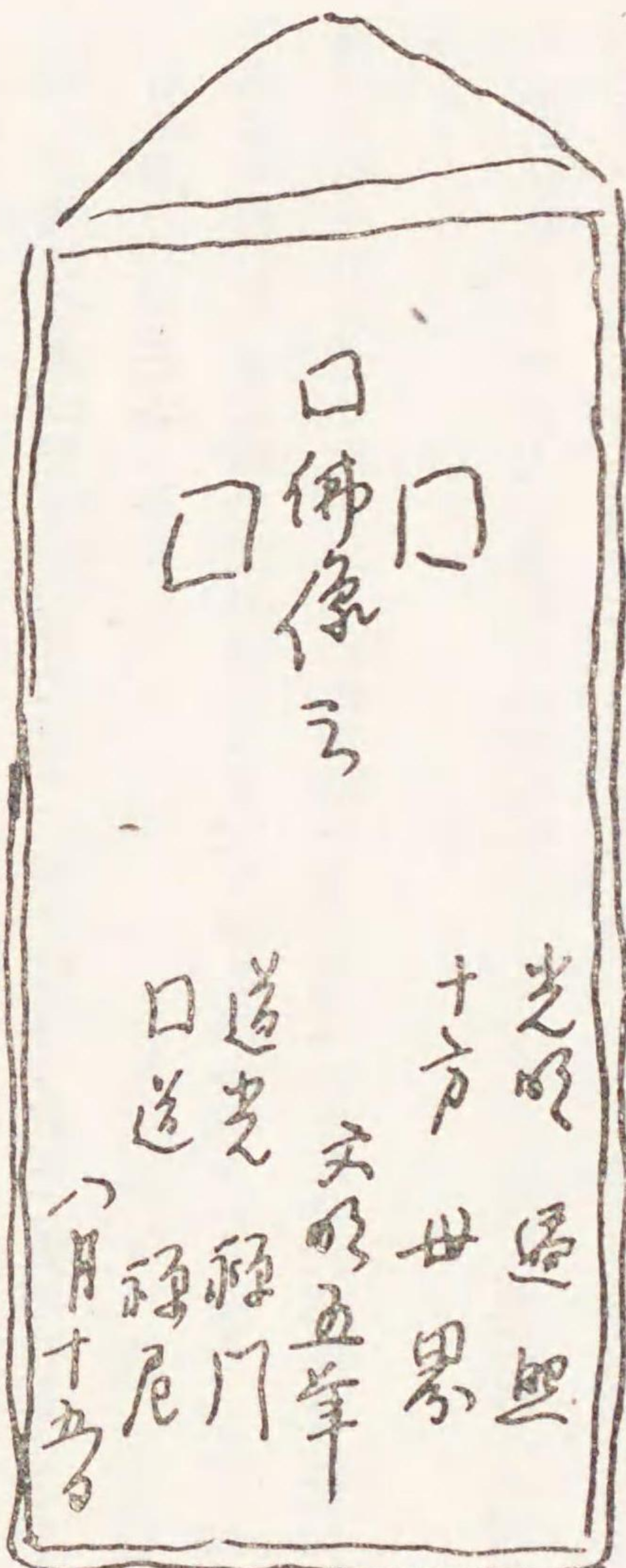
し。又一丈餘の石觀音三軀を安置せ。寛文六丙午年五月の文字を認む。墓域は南に在り。印塔中善信禪

定門靈位慶長十年乙巳八月二十七日と刻したる古き墓も見ゆ。なほ當寺は左の古碑あるよし、武藏古蹟志に載せたるが、編者探査の際には觸目せざりし。

徳川氏入國以前



長三尺二寸五分、
幅一尺、
薬師堂前石不動前に立有、
年號の上に梵字あり。



開山は圓成(成或ハ乘に作る)比丘。本尊薬師は聖徳太子の作といふ。長三尺。或ハいふ、此像ハ奥州秀衡の念持佛として、養和の頃迄は平泉にありしを、圓成比丘回國の際靈夢を感じ、之を彼地の農家に得

て、此地に安置せりといふ。その後大橋龍慶佛道歸依の餘、當寺に寄寓しければ、將軍徳川家光公此邊狩獵の時屢來られ、行殿の造營あり。其際四方より出入せる門を設け、八ヶ所門と名けしといふ。昔時境内に池あり。鏡が池と呼ぶ。山號は實に此より起れり。面影姿見の橋名も之に由るといへり。

御茶屋の蹟は境内に在り。御茶屋は即行殿にて、家光公の建られし所なり。——東京近郊名所圖會

性翁寺(淨土)中興

天正中宮城政業○豐島氏。六郷中務。宮城。○宇獵師田、今足立區北宮城町。ノ性翁寺ヲ中興ス。寺ハ明應年間淨土僧

龍吞○正譽。ノ開創トイフモ、詳ナラズ。或ハ政業ノ草創カトモ疑ハル。縁起ニソノ本

尊阿彌陀佛ヲ、往昔行基ガ所謂六阿彌陀ノ餘木ヲ以テ自刻セルヲ、本木村○足立區元木町。

善覺寺ヨリ傳來ストイフ。○文明年間清光寺ノ條參照。但性翁寺ノ號ハ後元和頃本寺ヲ再建セル阿

出川貞次○對馬守。ノ謚號ニ取レリ。○四神地名錄。武州古跡考。新編武藏風土記稿。武藏野古物。江戸名所圖會。四方の道草。東京府志料。東京府村誌。武藏通志。東京近郊名所圖會。

性翁寺

宮城村。龍燈山性翁寺。淨土宗。御朱印十石。此寺の本尊ハ、六阿彌陀彫刻有りし時に、本木のあまり

を以て行基菩薩座像の阿彌陀佛をきさみ、足立の庄司へ給りして、六阿彌陀根元阿彌陀佛とあるしの

いしを建て有り。茶屋の看板の如し。縁起を見し、初め豐島村にて聞しとは大ひに違ひ、足立の庄司

宮城宰相と云人のひとり娘を豐島左衛門の妻に送りし、引出物の不足微少なるを姑に誹謗き、夫を恥

て荒川へ身をまげ死せしより、侍女十二人も順死せ。此死骸を求得し所を十二天の森と稱して鎮守に崇るとなり。庄司娘の死骸なきを悲しみ、

諸國修行より出て、熊野に至り、權現の靈夢よよつて山中にて奇木を得、海へ流せし、さるくの大洋

をこして此荒川に來りしを、初にまるとくふ、行基六躰の彌陀佛に彫刻し、其あまり木よて此寺の阿彌陀を作り給ひ、姫の所持せし菩提樹の珠數を姫の死骸ふそらへ地ふ埋め弔らひ給ふ。其後此墓所より菩提樹生して枝葉繁茂。夫より幾度も枯れし事かれとも芽生へして、今も菩提樹墓のうしろに有り。姫の身を授しハ神龜二年丑○紀元一三八五年の六月朔日と記し有り。まゝ姫の法名ハ蓮根淨地大姉とまると。是まで道ノよて幾度も見しれん字をり有る古墓をまへ、柵をそとこして有り。庄司此所ハ草庵を結ひ、出家して菩提を弔ふ。則此寺の初めあり。姫の身を授し日六月朔日ありとて、淺間明神に崇ると記して有り。僕此寺の縁起を考へ見しハ、近き世ハこしらへしもの也。第一ハ、千年以前ハ墳のミハて墓といふハかきをのふて、右のミきの法名有る事もなし。まゝ婦人の靈を神といひしといふを、近郷ハ十二天の森淺間權現の有りしを幸ひとし、俗たましハ引合せて記せしものからん。根元の阿彌陀といへとも、見る所千年もふりし佛ハ見へ。定て故あらんもの。

——四神地名錄

龍燈山貞香院性翁寺ハ足立郡宮城村ニアリ。淨土宗ニシテ、本尊ハ阿彌陀佛、行基ノ作ナリ。四十五代聖武帝御宇、足立庄司宮城宰相ノ娘足立姫、豐島左衛門尉ニ嫁、引出物不足トテ姑ニ謗ヲ請、足立姫里歸ノ時荒川ニ飛入水死ス。侍女ノ死骸ヲ葬、今十二天森鎮守是也。姫ノ死骸尋不得、淺間大權現ト祭。庄司爲菩提諸國巡拜、紀劬室ノ郡熊野社ニ參籠、靈木ヲ授ル。后本國ニ歸ルニ大木流着ス。其地ヲ指テ熊野木ト稱。同三丙巳年春行基來テ彌陀六驅ヲ彫、餘木ニテ又一體刻。又庄司菩提樹ノ珠數ヲ搜姫ノ墓トス。其所ヨリボダイ樹生。庄司草庵ヲ結。其後明應年正譽龍香和尚一寺ヲ立。姫ノ墓ハ淺間ノ淵十二天ノ淵ヨリ折々龍燈上ル事アリ。龍燈山貞香院性翁寺ト號ス。熊野木ハ沼田渡場ノ上也。菩提樹ハ神龜

三年ニ生、貞應ニ枯、又生出。慶安年枯又生。今存。

右縁起、淨土坊主ノ偽作ナリ。天明元年足立姫ノ古碑苔蒸タルヲ水ヲ以テ洗ヒケレバ、惠曜禪定門永祿

三年○紀元二二〇年八月十五日トアリ。石碑ノ側ニ、足立姫墓、法名蓮相淨池、如斯書テ建置タリ。姫ノ戒名禪定

門イカン。神龜二ヨリ永祿三マデ八百三十六年達。豐島左衛門ハ勘解由左衛門ノ略稱。勘解由左衛門泰宗始テ號。聖武ヨリ七八百年後ナリ。宮城氏ハ豐島二郎吉國ノ男六郎政葉始號。應永頃也。一一相違ノ縁起ナリ。

——武州古跡考

性翁寺。淨土宗。埼玉郡岩槻淨國寺ノ末。龍燈山貞香院ト號ス。本尊彌陀。行基ノ作ナリ。昔此邊六阿彌陀ノ像彫刻ノ時、根元ノ餘木ヲ以テ彫刻セシ像ナレハ、根元阿彌陀ト稱スト云。六阿彌陀ノ由來ハ小臺村ノ條ニ出シタレハ、合セ見ルヘシ。○清光寺附延命寺ノ條參照寺領十石。慶安元年御朱印ヲ賜フ。開山行蓮社正譽龍香。明應七年○紀元一五八〇年二月十五日寂ス。開基ハ足立庄司宮城宰相ト云傳フ。此人宮城家譜及ヒ他ノ書ニモ所見ナシ。カノ家譜ヲ見ルニ、豐島二郎吉國カ子六郎政業(又ノ譜ニハ宮城中務ト載セタリ)當所ヲ領シテヨリ宮城ヲ氏トセリト云トキハ、此人ノ開基ナルニヤ。サレト天正十七年卒セシ人ナレハ、開山ヨリ少シ時代オクレシ人ナリ。ヨリテ思フニ、中興ノ檀越ヲタ、チニ開基ト稱スルコト、他ニモ其例アレハ、是モ實ハ中興ノ開基ナルモ知ルヘカラス。其後又阿出川對馬守藤原貞次ト云者中興開基セリ。此人ハ北條氏ノ家人ナリシカ、彼家没落ノ後、當村ニ土着シ、元和二年三月廿三日死ス。法諡ヲ性翁院覺譽相圓ト云。子孫今村内ニ住スレト、家系及ヒ記録ナケレハ詳ナラス。又云開關ノ頃ハ荒川ノ水除堤ノ外ニアリシカ、何ノ頃カ今ノ地ヘ移レリト云。

古墳。境内ニアリ。菩提樹ヲ植テシルシトセリ。是ハ足立庄司ノ女足立姫ノ墓ナリトテ、惠曜禪定門永祿十三年八月十五日ト彫タル古碑ヲタツ。カノ女ノ碑ナラサルコトハ、彫セシ法諡ニテモ知ルヘシ。寺傳ニヨルニ、足立姫ノ法諡ヲ蓮相淨地下號シ、卒年ハ詳ナラズ。父庄司カ此女ノ爲ニ六阿彌陀ヲ彫刻セシコトハ小臺村ノ條ニ出シタレハ、コヽニハ略ス。○同上延命寺ノ條參照

屋敷蹟。村ノ西荒川ノ岸ニアリ。或ハ城跡トモ呼フ。宮城宰相カ居住ノ所ナリト云。三丁五段ノ地ニテ、今ハ畠トナレリ。村内性翁寺モ古ハコヽニアリシト云。又此地ノ續ニ馬場跡ト唱フル地アリ。コレモ宰相ノ調馬場ノ蹟ナリト云。今ハ萱野トナレリ。

淺間社。當社ハ足立庄司ノ女子ヲ祀レリト云。○中略性翁寺ノ持末社。稻荷社。

本木村。○足立區本木町村名ノ起リハ今宮城村○足立區宮城町性翁寺ノ本尊本木彌陀ト云モノ、昔村内善覺寺ニ在テ名高カリシユヘ、後村名ニナセシト云。本木彌陀ト稱スル由來ハ性翁寺ノ條ニ記セリ。サレト永祿ノ頃ハ淵江ト唱ヘシコト前ニ見エタレバ、其後村名ヲカヘシナラン。カノ一番ノ像ハ今豊島郡豊島村西福寺ニアリ。○清光寺附近福寺ノ條參照

善覺寺。新義眞言宗。西新井總持寺門徒ナリ。菅原山下號ス。本尊彌陀ヲ安ス。

——新編武藏風土記稿

足立郡 淵江領 宮城村足立姫ノ墓。

淨土宗 龍燈山 貞香院 性翁寺

本尊本餘彌陀、行基作。緣起曰、四十五代聖武帝御宇、足立郡宮城宰相ノ娘足立姫豊島左衛門尉嫁、引出物不足ニテ姑ニ謗ヲ請。足立姫里歸ノ時、荒川ニ飛入水死ス。侍女三人モ水死ス。于時神龜二年乙丑○紀元一三八五年六月朔日也。即日死骸ヲ尋ニ、十二人ノ侍女○上ニ三人トアルハ誤記カ。ノ死骸ヲ葬。今十二天森○舟方村鎮守是之。姫ノ死骸尋不得。淺間大權現ト祭。庄司○上ニハ宰相左衛門トアルモ庄司トハナシ爲菩提諸國巡拜、紀州室ノ郡熊野社參籠、靈木ヲ授ル。后本國ニ歸ル。大木流着所ヲ熊野木ト稱。同三丙丑年○丙寅ナラン春行基來、彌陀六軀ヲ彫、餘木ニテ又一鉢刻。又庄司菩提樹ノ珠數ヲ搜、姫ノ墓トナス。其所ヨリボダイ樹生。庄司其所ニ草庵ヲ結。其后明應年正譽龍吞和尚一寺ヲ立。姫ノ墓ニ淺間ノ淵十二天ノ淵ヨリ折々龍燈上トアリ。龍燈山貞香院性翁寺ト號。熊野木ハ沼田渡場ノカミ之。菩提樹ハ神龜三年ニ生、貞應ニ枯、又生、慶安中枯又生、今存。

右緣起淨土坊主文迄育ノ偽作。天明七丁未年十月七日詣。足立姫ノ古碑苔蒸タルヲ、水ヲ濯アラヒケ



徳川氏入國以前

レハ、文字アラハレタリ。
菩提樹ノモトニアリ。

足立姫墓 法名蓮相 如斯書テ建置タリ。

姫ノ戒名禪定門イカン。神龜二ヨリ永祿三マデ八百三十六年違。豊島左衛門ハ勘解由左衛門ノ略稱。勘
ケ由左衛門泰宗始テ號。聖武ヨリ七八百年後之。宮城氏ハ豊島二郎吉國ノ男六郎政業始號。應永頃之。
一々相違ノ縁起也。

——武藏野古物

餘木阿彌陀如來。宮城村龍燈山性翁寺ニ安之。往古行基大士六體の阿彌陀如來の像を彫刻あせしその餘
材を以て是を造りたまひ、草堂の中ニ安置ありしを、遙ニ後明應の頃正譽龍吞和尚改て一字の梵刹とな
して此地ニ住し給へり。則此寺の開祖也。當寺ニ足立姫の墳墓と稱するものあれとも詳ならず。

——江戸名所圖會

この縁起○性翁寺の縁起更に取に足す。信用すべきにあらず。彌陀佛像の如きも行基のきざみたるは、いつの昔
にかうしなひて、今あるものは悉く凡作ならんか。千住四家村高橋平藏が樺原より持來り、己が持の地
に庵をつくりてあがめ置所の地藏尊一軀あり。行基のあらき作り也と言傳ふ。淺草觀音堂のうちにある
荒痛の文珠佛と少しもたがはざ、彩色を施さば、所々朽たる所もありと、平藏いへり。過る年荒痛の文
珠菩薩開帳の時、これを拜するに、實に平藏が言の如し。凡作にあらず。古作と凡作とは一拜して知る
べし。

六あみだの一性翁寺は、小田原北條家の侍阿出川何某の開基にて、性翁は即其人の法名なり。石碑もあ

りて、俗名年號をも彫付と言。重遊の時を俟て詳にまべし。阿出川の子孫今にあり。小菅の御藏番と成
と言。性翁寺中に阿出川の苗字を彫付たる墓石いくらも見ゆ。

——四方の道草

性翁寺。龍燈山下號ス。淨土宗。埼玉郡岩槻淨國寺末。開山龍吞。明應七年○紀元二一五八年。寂ス。寺地九百九
十二坪。

——東京府志料

淺間社。社地九十坪。
性應○翁寺。熊谷堤ノ北ニ在リ。寺地東西一町十間。南北五十五間。面積三百八十五坪。淨土宗。埼玉
郡岩槻淨國寺末派。開山ノ僧正譽ハ明應七年戊午○紀元二一五八年。寂ス。開基ハ宮城宰相ト云ヘトモ、詳ナラ
ズ。

——東京府村誌

龍燈山貞香院性翁寺。

江北村宮城村字 狐師田ニアリ。域内八百五十八坪。淨土宗。創建詳ナラズ。僧龍吞行連社 正譽ヲ以テ開山トナス。七年
戊午二後宮城氏之ヲ中興ス。宮城氏ハ豊島吉國二ノ子政業六郷 中務本村ヲ領シテ宮城氏ヲ稱シ、太田資正
ニ仕へ、天正十七年己丑○紀元二一四九年。卒ス。宮城 家譜蓋政業之ヲ中興スルナリ。寺傳、足立庄司宮城宰相開基ト云。荒
川貞次對馬守ナル者再ヒ之ヲ中興ス。貞次ハ北條氏ノ臣。小田原役後此地ニ來リ、元和二年丙辰三月廿三
日歿シ、法名性翁院覺譽相圓ト云。寺號蓋之ヲ取ル。慶安元年戊子徳川氏寺領拾石ヲ付ス。本寺舊荒川
堤外ニアリ。水患ヲ避テ此ニ遷ル。本尊阿彌陀像ハ、里傳云、行基六阿彌陀像ヲ刻スル時、樹根ノ餘ヲ
以テ之ヲ刻ス。因テ根元彌陀ト呼ブ。俗此地ヲ木餘ト稱ス。

本木村。○中村名ノ起リハ、今宮城村性翁寺ノ本尊本木彌陀ト云モノ、昔村内善覺寺ニ在テ名高カリシユ

徳川氏入國以前

へ後村名ニナセシト云。本木彌陀ト稱スル由來ハ性翁寺ノ條ニ記セリ。○中善覺寺。新義眞言宗。西新井總持寺門徒ナリ。菅原山下號ス。本尊彌陀ヲ安ス。
 性翁寺は、宮城村荒川堤より北に入りし處に在り。門前一條の渠水を通ず。石缸を渡れば標石あり。刻して云ふ、六あみた、木餘如來、永井大江充房建之、龍燈山性翁寺。側面に、足立姫墓とあり。又背面に、天保十一年庚子二月、二十八世暢譽上人と鐫せり。門を入れれば正面に本堂あり。龍燈山の白字額を掲ぐ。堂内に左の詠歌を扁す。

六體をまはる功德も木あまりの

彌陀の淨土へみのる菩提樹

堂前西畔に地藏堂あり。子どもしうの病ある方は無事生長を願可被成、妙力ふしぎの地藏ぼさつなり。かく紙ヲ書して貼り付けあるを見る。墓域に入りて足立姫の墓といふを尋ねしに、直に發見せり。そは大なる菩提樹のありしを以てなり。接して之を檢せれば、全く板碑にして、西に面して建てり。單に梵字を認め得るのみにて、他の文字は明確ならず。風土記稿には、惠曜禪定門永祿十三年八月十五日とあれば足立姫の墓にあらざとの説なり。果してかくあらば、女子の墓碑にあらざるは論なし。是は墓碑なければ標目立たずとて、他より持來りしにや。疑ふべし。足立姫の法諡は蓮相淨地といふよしにて、諸人の建てし塔婆には悉く蓮相淨地大姉足立宰相家菩提云々と書しあり。此の如き供養の塔婆甚多く、三方に屏牆を成せり。以て年々彼岸には追弔者の少からざるを見るべし。

菩提樹は、大さ凡そ一圍にして、根元より雙生し、別に支幹二本あり。此墓此樹の由來ハ六あみだと題

したる條に説きたればこゝには略す。○清光寺の下六阿彌陀巡拜記参照 縁起には、菩提樹神龜二年生、貞應に枯又生、慶安に枯又生し、今存すとあり。慶安よりは二百六十餘年なり。

又荒川なる淺間の淵、十二天の淵より、折々龍燈上ることありとて、龍燈山と號するよし、縁起に見ゆ。墓域には阿出川家の碑多くあり。その他延寶寛文の碑もあり。屋敷蹟と稱する地、村の西荒川の岸に在り。宮城宰相が居住の所なりといふ。三丁五段の地にて、今畠となれり。性翁寺も古はこゝに在りしとぞ。その地續きに馬場蹟と唱ふる處あり。

足立姫の事蹟傳ふる所區々にして、當寺の縁起には、足立庄司宮城宰相の女足立姫豊島左衛門尉に嫁す云々とあり。六阿彌陀巡拜記には、豊島庄司左衛門清光の女隣郡足立の豪家沼田治部少輔に嫁す云々とあり。又縁起には、女の法號を蓮相淨地とし、巡拜記には貞香信女とす。何に因てかく混亂せしにや。畢竟その根據確ならざるがためならむ。好古家は宜しく更に考案すべし。——東京近郊名所圖會

本木吉祥院
(眞言) 其
 末寺(寶壽
 院、瑞王寺、
 寺、瑞王寺、
 大聖寺、圓
 乘院)

本木○足立區元木三丁目ノ眞言宗吉祥院ハ由緒明ナラズ、嘉元三年乙巳○紀元一ノ創建トイフハ信ジ難シ。然レドモ同所ノ寶壽院○元木町三丁目ハソノ末寺ニテ、應永元年甲戌○紀元二ノ起立トイヒ、光輪寺○足立區元木町一丁目ハ貞治三年甲辰○紀元二ノ、瑞王寺○足立區元木町四丁目ハ明應七年戊午○紀元二大聖寺○元木町二丁目ハ文祿七年○文祿ニノ、圓乘院○今ハハ享徳三年甲戌○紀元二ノ草創ナリトイフ。皆吉祥院ノ門徒トス。○新編武藏風土記稿斯ル本末ノ關係ヨリ推測スルニ、江戸開府以前ノ舊刹ナル可シ。○四神地名錄。新編武風土記稿。東京府志料。東京府村誌。東京近郊名所圖會。

吉祥院其末寺事蹟

吉祥院、其末寺

本木村淵江山吉祥院。新義真言宗。御朱印五石。度々住僧かむりて由緒知れず。當住僧よき出家よや、きれいなる境内、寺もひしからず、殊勝よおもひぬ。寺中に嘉元三年○紀元一〇六五年の古墓あり。

——四神地名録

吉祥院。新義真言宗。山城國御室仁和寺ノ末ナリ。東照宮ノ御時寺領五石ノ御朱印ヲ賜ヘリト云。小名星ノ谷ニアルヲ以テ、淵江山星谷寺ト號ス。本尊大日ヲ安セリ。當寺ハ嘉元三年○紀元一〇六五年ノ起立ナリトイヘト、覺束ナシ。境内ニ嘉元三年ノ古碑アルヲ以テイヘルナラン。掃部宿ノ名主庄左衛門カ傳ニハ、當寺開山ノ僧ハ遠州ノ産ニテ、先祖石出掃部亮カノ地ヨリトモナヒ來レリト云。此說ニヨレハ、嘉元ノ起立ト云ハ彌附會ノ說ナルヘシ。

鐘樓。天明三年鑄造ノ鐘ヲカク。 山王社。

八幡社二字。一ハ吉祥院持。一ハ大聖院持ナリ。

御獄社二字。一ハ吉祥院持。一ハ寶壽院持ナリ。

稻荷社。吉祥院持ナリ。

寶壽院。吉祥院ノ末ナリ。應永元年○紀元一〇五四年ノ起立ナリト云。惠日山妙尊寺ト號ス。本尊不動ヲ安ス。

光輪寺。吹塚山ト號ス。貞治三年○紀元一〇二四年ニ開キシ寺ニテ、本寺吉祥院ノ住僧隱棲ノ地ナリト云。本尊觀音ヲ安ス。

瑞王寺。阿修羅山ト號ス。明應七年○紀元一五八八年ノ草創トイヘリ。本尊觀音ヲ安セリ。コレヲ夕顔觀音ト稱

ス。○葛飾郡飯塚村安福寺ノ夕顔觀音ト云。何ノ關係アリヤ。安福寺ノ條參照。 千葉氏ノ彫刻セシメシ所ナリト云。其彫刻セシ故ヲ傳フトイヘトモ、妄誕ニワタリシ說ナレハ、コ、ニ取ラス。

大聖寺。關原山ト號ス。本尊不動ハ相摸國大山及ヒ埼玉郡大相摸ニ安置セル像ト同作ナリト云。當寺ハ文祿七年ノ起立ト云。文祿ハ五年ニシテ改元ナレハ、文字ニ誤アルヘシ。

圓乘院。醫王山ト號ス。本尊藥師ヲ置ケリ。享德三年○紀元一〇一四年ノ草創ナリト云。以上ノ四ヶ寺吉祥院ノ門徒ニ屬シ、古キ起立ノ由傳フレト、記録ナトノ證トスヘキモノナシ。○四ヶ寺トアレド、寶壽院以下ハ五ヶ寺ナリ。

十王堂。寶壽院持ナリ。

熊野社。寶壽院持ナリ。

地藏堂。光輪寺持ナリ。

氷川社。村○本村ノ鎮守ナリ。圓乘院持ナリ。末社、神明社、稻荷社。

第六天社。同寺持ナリ。

——新編武藏風土記稿

吉祥院。淵江山ト號ス。新義真言宗。山城國仁和寺末。正應元年○紀元一〇四八年創建。開山ヲ圖眞ト云。寺地千五百三坪。

寶壽院。惠日山ト號ス。吉祥院末。應永元年○紀元一〇五四年ノ起立ニテ、開山ヲ賢長ト云。寺地五百九坪。

光輪寺。吹塚山ト號ス。吉祥院末。貞治三年○紀元一〇二四年創建。吉祥院ノ住僧隱棲ノ地ナリト云。寺地八百五十五坪。

瑞王寺。阿修羅山ト號ス。吉祥院末。明應七年○紀元一五八八年ノ草創ト云。寺地九百坪。

徳川氏入國以前

大聖寺。關原山下號ス。吉祥院末。文祿年中ノ起立トス。寺地三百坪。
圓乘院。醫王山下號ス。吉祥院末。享徳三年○紀元二一四四年ノ起立ト云。寺地四百十四坪。
十王庵。吉祥院末。寺地二百四十六坪。

氷川神社。祭神須佐之男命。創建年月不詳。村○本村ノ鎮守ナリ。明治五年十一月村社トナル。本社方六尺。拜殿アリ。攝社八字、末社三字、社地三百二十坪。

御獄神座二座。祭神國常立尊。一ハ社地四十坪、一ハ社地六坪。

八幡神社二座。一ハ社地七十二坪、一ハ境内二百二十五坪。

熊野神社。社地八十一坪。

稻荷神社。社地六坪。

——東京府志料

吉祥院。本村○元村ノ中央ニ在リ。寺地面積二千七百二坪七合五勺。眞言宗新義派。山城國葛野郡御室仁和寺末派。元星谷寺ト號セリ。正應元年戊子創建。僧□眞開山。——東京府村誌

吉祥院は三島神社の東に在り。淵江山と號し、星谷寺と稱す。眞言新義派にて、山城國御室仁和寺の末なり。

本堂は草葺にて、杉櫻相雜りて其境を護す。門前東方は總て墓地なり。

光輪寺は同村○元村。荒川堤の直北に在り。吹塚山と號す。貞治三年（五百四十年前）の開設と云。前記吉祥院の住僧隱棲の地なりとぞ。

本堂草葺にて、門の石柱に眞言宗光輪寺と刻しあり。

門前道路石橋の側に在る黒松は風姿觀る可し。

——東京近郊名所圖會

千住○一丁目ノ眞言宗慈眼寺ハ、モト吉祥院ノ辨天社ノ在リシ遺跡ヘ建立ストイフ。

千住慈眼寺
(眞言)金藏寺(同)、
不動院(同)、
西森神社

稻荷社ノ別當ナリ。同地ノ同宗金藏寺○千住二丁目ハ舊氷川社ノ別當ナリ。慈眼寺ノ護

摩堂ノ跡ヘ建立セシヲ同宗不動院○藥師寺一丁目トス。三寺亦ミナ吉祥院ノ末寺ニシテ、

孰モ創建ノ年時ヲ詳ニセズ。後氷川社ハ稻荷祠ヲ合セテ、今ノ西森神社トナレリ。

○新編武藏風土記稿。武藏通志。東京府村誌。東京近郊名所圖會。

千龍山妙智院慈眼寺。

眞言。

同○千住二丁目。

白幡山不動院藥師寺。

同。

同所。

氷川山閻魔院金藏寺。

同。

同所。

——江戸志

稻荷社。一丁目○千住一丁目ナリ。社ノ所在ハ二丁目ノ鎮守ニシテ先前稻荷ト稱セリ。別當慈眼寺。新義眞言宗。本木村吉祥

院ノ末ナリ。千龍山妙智院ト號ス。本尊彌陀。弘法大師ノ作ナリ。相傳フ、當寺ノ境内ハ本木村吉祥院

ノ辨天社アリシ所ニシテ、後カノ地ヘ移セシ跡ヘ當寺ヲ造立セリト云ノミニテ、年代ヲ知ラス。

氷川社。當所○千住二丁目ノ鎮守ナリ。末社、疱瘡神社。別當金藏寺。コレモ吉祥院ノ門徒ナリ。氷川山地

藏院ト號ス。閻魔ヲ本尊トス。

第六天社。一丁目不動院持。

不動院。○一丁目。新義眞言宗。本木村吉祥院末。白幡山藥師寺ト號ス。本尊不動。興教大師ノ作ナリ。當

徳川氏入國以前

四二七

寺ハ昔二丁目ニアル慈眼寺ノ護摩堂ナリシヲ、後一寺トセシナリ。

氷川社。○掃除宿ニアリ。千住町二丁目ヨリ五丁目マデノ鎮守ナリ。一町目不動院ノ持ナリ。社中ニ本地佛觀音ヲ

安ス。此像ハ元石出掃部亮カ遠州ヨリ本木村ニ持來リテ守護佛トセシヲ、後又コ、ヘ移シテ氷川ニ祀ル

ト云。社ノ傍ニ護城院トイヘル修驗住セリ。末社、三峯社。辨天社。稻荷社。天神社。小名關屋ニアリ

シ社ヲ移セリ。故ニ鳥居ニ關屋天滿宮ト扁ス。○關屋天神ノ條参照ス可シ。神體菅公ノ像ヲ安ス。コレ自作ナリトイヘト、

覺東ナシ。又社内ニ古碑アリ。碑表ニ元應元年○紀元一 九七九年二月十九日行年七十五歳日朗ト彫リ、裏面ニ子

育鬼子母神云々ト刻ス。日朗ハ日蓮高足ノ門人日朗ニヤ、覺東ナシ。碑銘ノ様至テ卑俗ニ見ユ。

八幡社。白幡八幡ト號ス。當社ニ源義家奥州征伐ノ時、カノ渡裸川ノ渡ヘ建シ白幡ヲ持傳ヘシカ、後失

ヒシト云。其幡ハ元名主庄左衛門カ家ニ傳ヘシヲ、當社ヘ納メシナリトイヘト、カレカ先祖掃部亮ハ慶

長ノ頃當所ヘ來リシト云ハ、其イフトコロ更ニ論スヘクモナシ。前ト同持。——新編武藏風土記稿

不動院は千住二丁目ノ西畔に在り。白幡山と號し、藥師寺と稱す。新義眞言宗にして、本木村吉祥院の

末なり。

門前に第十二番荒川附弘法大師、第十五番西國寫觀世音菩薩の石標を建つ。門に白幡山の金字額を掲ぐ。

龍吟の署名あり。○中略。當寺本尊不動ハ興教大師の作なり。寺はもと慈眼寺の護摩堂なりしを、後に一寺と

せしものなりといふ。

慈眼寺は不動院の西隣に在り。千龍山と號し、妙智院と稱す。新義眞言宗にて、本木村吉祥院の末なり。

門に千龍山の額を掲げ、西國三十一番近江長命寺寫と表識す。○中略。地藏堂弘法大師堂藥師堂あり。

風土記稿に、相傳ふ、當寺の境内は本木村吉祥院の辨天社ありし所にして、後かの地へ移せし跡へ、當寺を造立せりと云ふのみにて、年代を知らずと記す。今も蓮池ありて、中島に辨天堂を安置せり。

金藏寺は、千住町二丁目八十六番地に在り。氷川山と號し、地藏院と稱す。新義眞言宗にして、本木村

吉祥院の末なり。もと氷川神社の別當たり。閻魔王殿あり。風土記稿には當寺の本尊と記せり。

當寺に安置せる弘法大師は、荒川附第二十一所第十三番とす。墓域に板碑三基あり。殊に考古者の目を

惹けり。應永八〇月廿八日、文明〇〇正月二十三日の文字を認む。

氷川神社は千住町四丁目の東裏通り長圓寺の北に在り。石鳥居に山岡鐵舟書氷川大神の額を表す。

本社は西面し、拜殿に氷川神社の金字額を掲ぐ。并敬義拜書とあり。内楯にも氷川明神の藍字額を打て

り。少しく隔て、奥殿あり。左右に石燈籠を建つ。之には文化十癸酉年五月吉日と刻す。

境内の東鐵道線に沿へる處に別域を構へ一小祠を置く。傍に高正天滿宮縁起碑あり。因て菅原神社たる

を知る。祠前の石燈籠に左の二句を刻す。

誰識立祠遺闔鄉 莫作尋常報賽場
——東京近郊名所圖會

慈眼寺。千龍山ト號ス。吉祥院末。開山ヲ源榮ト云。寺地千八十四坪。——東京府志料

慈眼寺。寺地東西四十間、南北三十一間、面積一千二百四十四坪。本木村吉祥院末。僧源榮開山。創建

年月詳ナラス。——東京府村誌

金藏寺。氷川山ト號ス。本木村吉祥院末。建武二年創建。開山ヲ惠龍ト云。寺地五百八十八坪。

西森神社。此社ハ元氷川社ト稱シ、祭神建速須佐之男命ナリシヲ、明治六年六月此地ニアル稻荷社祭神

徳川氏入國以前 四二九

宇迦之御魂命ヲ此社ニ合祀シ、西森神社ト改號シ、同時ニ村社トナル。本社間口五尺、奥行七尺。拜殿アリ。末社八宇。社地三千四百三十八坪。

——東京府志料

金藏寺。寺地東西十六間五尺、南北十六間四尺、面積二百八十二坪。建武二年乙亥創建。僧惠龍開山。

西森社。社地東西一町二十三間二尺、南北二十七間、面積二千二百五十一坪。創建年月詳ナラズ。元水

川社ト稱シ、素盞鳴尊ヲ祀リシニ、明治六年六月旁近稻荷社ノ祭神倉稻魂命ヲ合祀シ、今稱ニ改メ、村

社ニ列セシカ、後陞テ郷社トス。祭日九月十五日。

——東京府村誌

西森神社。郷社

千住町賦ニアリ。域内貳千貳百五拾壹坪。素盞鳴尊ヲ祀ル。創建詳ナラス。舊水川社ト號シ。此地ヲ

二森ト云。寛永中其驛西ニアルヲ以テ西之宮ト稱ス。明治六年癸酉近傍稻荷社ノ祭神倉稻魂命ヲ合祀シ、

西森神社ト改メ、同年七月五日郷社ニ列ス。祭日ハ九月十五日トナス。氏子九百五十戸

——武藏通志

西森神社は千住町一丁目大通より西に入りし西新井街道第一折の西衝に在り。

境内入口の南に當社の由來を記せし碑あり。選文左の如し。

西森神社、東京府下千住町第一街第二街鎮護神也。街即往昔千壽里。延長中里民創稻荷社于里西位。

弘安中又建氷川社于其側。併稱曰西宮。又曰二森。明治六年朝命而合兩社。改曰西森神社。以爲

郷社。於是有志者胥謀。更拓社地。改築祠宇。鑿井揭扁。構鐵柵。置社務所。崇敬至矣。○下略

明治二十三年十一月

佐藤元萁 選並書

社殿に通ざる石路の傍に改修紀念之碑あり。明治三十二年石燈の工事成りしを、中條信爾氏の記せる所

なり。

社殿は入口により數十間の奥に在りて東面し、素木破風造りにして、鳳凰の彫刻を附し、拜殿と書せし

小扁を掲ぐ。正三位源有長書八十四歳と署す。殿内には西森神社の金字額を表す。奥殿は兩社相並びて

あり。大ならざるも結構見るべし。

——新撰東京名所圖會

不動院。寺地東西四十間、南北二十間四尺、面積八百三十二坪。眞言宗新義派。本木村吉祥院末派。元

弘二年壬申創建。僧秀天開山。

——東京府村誌

川口町○北足立郡川口市荒川ノ善光寺ハ、寺傳ニ建久六年乙卯○紀元一八五五年眞言僧定尊信濃善光寺ニ

擬シテ草創スト爲スモ、一説ニハ、此傳説ハ元文中ノ寺僧一容ガ附會セルモノト

爲ス。孰カ是ナルヲ知ラズ。或ハ天正年中川口寺ト稱セシモノニテ、別當東明院

西善院ノ開創ヨリ推セバ、寛正文明以後天正以前ニ建立サレシモノ歟。尙考究ヲ

要ス。○江戸鹿子。江戸志。江戸名所圖會。新編武藏風土記稿。武藏通志。大日本地名辭書。

善光寺、東明院、西善院

川口善光寺。

川口。

兩別當。西禪院。東明院。

——江戸鹿子

寺の縁起惠中禪師の筆也。

川口善光寺。

別當。眞言錫杖寺末。西禪院。東明院。

寺傳云、建久六年○紀元一八五五年四月、定尊と云僧、信州善光寺如來の夢想を蒙り、信州善光寺へ至り、一七

徳川氏入國以前

四三一

川口善光寺
眞言草創
説

善光寺事
蹟、附東
明院西善

日籠り本尊を拜し、金銅を以て鑄奉る所なり。四月廿八日開眼供養をなし、この寺に安置し奉ると也。
——江戸志

川口善光寺。川口村渡場の北にあり。天台宗にして、平等山阿彌陀院と號す。本堂には阿彌陀如來觀音勢至一光三尊を安じ。寺傳曰、往古定尊といへる沙門あり、法華經を誦する比外他なし、建久五年元一八五の夏一時睡眠の中に信効善光寺如來の靈告を得る事あつて、直にかしこまふて正しく如來の聖容を拜せ。示現に依て十方に勸進し、財施を集、金銅を以て中尊阿彌陀佛を鑄奉る。時に建久六年己卯元一八五五月十五日なり。佛の御胸中には三寸五分の水晶の寶塔をこめ、うち佛舍利四十八顆を収めてまつる。同六月廿八日廿九日、脇士觀音勢至の二尊を鑄奉る。終に堂宇を建立して善光寺と號す。御告に依て、四十八日の間四十八度の開眼供養を修行しけるに、本師如來降臨あつて、當佛の頂を摩てともに開眼したまふよし。當寺緣起に詳なり。

二王門の額に平等山とあるは黄葉木庵の筆なり。

——江戸名所圖會

善光寺。平等山阿彌陀院ト號ス。堂領十石ノ御朱印ヲ賜フ。此堂ノ濫觴ハ、僧定尊ナルモノ、信濃國善光寺安置スル彌陀ノ告ニヨリ、建久六年元一八五五月十五日三尊ノ彌陀ヲ摸鑄ス。後當所ニ來リ此堂宇ヲ建立シテ善光寺ニ擬シ摸像ノ彌陀ヲ安スト云。サレバ定尊ヲ開山トセリ。此僧ハ尾張國熱田ノ住人南條左京亮經郷ノ三男ニシテ、幼名ヲ大治丸ト號ス。六歳ノ時出家シ、承元四年元一八七七月十六日八十五歳ニシテ示寂ス。其後ハ横曾根村吉祥院豐島郡袋村眞頂院ヨリ僧一人ツ、ヲ置テ此堂ヲ守リシガ、何ノ頃カ各一寺ヲ開キテ別當ト定ム。今ノ東明院西善院ノ二ヶ寺是ナリト云。又或説ニ、古ハ川口寺トイヒシヲ、何ノ頃カ信濃國善光寺ニマカフヘシトテ善光寺トハ改メシトイヘリ。當寺中興ノ開山ヲ一容ト云。元文二年閏十一月二十八日寂セリ。モシクハ此一容ガ時善光寺ト改メテ附會セシニヤ。サレド證ナケレ

バ姑ク疑ヲ存ス。本尊一光三尊ノ彌陀、則定尊ノ作ナリト云。又別ニ同像ヲ造テ其前ニ安ス。其中尊ノ胎中ニ弘法大師ノ作ナル彌陀ヲ納ム。其餘堂中ニ定尊ノ像空也上人本田善光善亮彌生前等ノ像ヲ置、又三尊ノ彌陀ヲ安ス。コレ一容ガ作ト云。

辨財天社。稻荷社。天神ヲ合祀ス。六地藏堂。六體共ニ一容ガ作ナリ。釋迦堂。釋迦ハ涅槃像ニテ、定尊ノ作ナリ。又藥師ヲモ安セリ。此像ハ弘法大師ノ作ト云。以上ノ堂社東明院持ナリ。

地藏堂。又閻魔ノ像ヲモ安ス。以上ハ西善院ノ持。

開山定尊墓碑。本堂ノ後ニアリ。碑面ニ善光寺開山定尊沙門ト彫リ、其餘ノ三面ニハ武州足立郡小川口村法主敬白平等山阿彌陀院別當東明院弘海西善院賢譽トアリ。近キ頃建立ト云。

鐘樓。寶曆年中鑄造ノ鐘ヲカク。

池。永源寺池ト呼ブ。小淵村永源寺古ハ此所ニアリテ、其境内ノ池ナリシカハカク呼ヘリト云。仁王門。

別當、東明院。新義眞言宗。モトハ豐島郡袋村眞頂院末ナリシガ、文化十三年ヨリ御室仁和寺末トナレリ。利劔山大聖寺ト號ス。本尊不動ハ興教大師ノ作ナリ。又一容ガ作レル大黒天ヲ安ス。開山ノ僧有圓ハ永祿十一年元二二八八月十五日寂スト傳ヘタレド、コレ中興ノ祖ナルヘシト、寺傳ニイヘリ。又二世ノ僧有印モ中興ノコトニツキ功アリシト云。慶長三年七月十四日寂セリ。

同、西善院。同宗。横曾根村吉祥院末。無量山阿彌陀寺ト號ス。本尊彌陀ハ惠心ノ作ナリ。開山ヲ有尊ト呼ベリ。文和四年元一五寂スト云。

徳川氏入國以前

金山權現社。鑄物師等カ鎮守ナリ。神體ハ白狐ニ乗タル像ヲ安ス。東明院持ナリ。末社稻荷社。不動堂。石像ノ不動ヲ安ス。東明院ノ持。新編武藏風土記稿

平等山阿彌陀院善光寺。

川口町川口ニアリ。域内千貳百拾貳坪。眞言宗。寺傳云建久六年乙卯八五〇年五月十五日僧定尊、信

濃善光寺阿彌陀像ニ摸シ三尊彌陀ヲ鑄造シ、後此ニ來リ一堂ヲ造リ之ヲ安ス。因テ定尊ヲ開山トナス。

定尊ハ尾張熱田ノ人。南條經郷在京ノ三子。幼名大治丸ト云。六歳薙髮シ、承元四年庚午八七〇年七月

十六日寂ス。年八十五。後本郡吉祥院横曾。豐島郡眞頂院根村。ヨリ各僧一人ヲ置テ堂ヲ守ラシメ、尋テ各

一寺ヲ建。即今ノ東明院西善院是ナリ。徳川氏堂領拾石ヲ付シ、僧一容之ヲ中興ス。元文二年丁巳開山或云、

古ヘ川口寺ト號シ、後善光寺ニ改ムト。堂中定尊空也本田善光善亮等ノ數像ヲ置。境内仁王門地藏堂鐘

樓釋迦堂觀音堂等アリ。

武藏通志

善光寺。川口寺と云ひ、寺説ホ、建久年中僧定尊信州善光寺の本尊に摸して作像建寺せりと云ふ。され

ど一書に、定尊開創の説は、元文中中興一容の時より巧みに言ひ出たるものと論破す。天正十八年日

記云、川口の御寺よりもち來る。校註、御寺とは今の善光寺ならん。

大日本地名辭書

附記 新記、善光寺ノ條ニ定尊承元四年庚午八七〇年七月ニ示寂シ、其後ハ吉祥院眞頂院ヨリ各僧ヲ派

シテ守ル。後ノ別當東明院西善院ノ起原是ナリトイフ。而ルニ眞頂院中興ノ僧有深ハ寛正五年甲申

〇紀元二一三四年。八月示寂ニシテ、定尊ノ寂年ヲ距ル二百五十餘年。タゞ有深ハ中興トアレバ尙可ナランモ、

吉祥院開山有鎮ノ示寂ハ文明七年乙未〇紀元二一三五年。五月ニシテ、定尊ノ遷化後實ニ二百六十五年ナリ。

且吉祥院末西善院開山有鎮ノ寂年文和四年乙未〇紀元二一三五年。ハ吉祥院開山有鎮ニ先ツ約百二十年トス
時代ノ齟齬斯ノ如シ。附記ス。

法臺寺
（時宗改浄
土）

辻村〇新座郡
片山村ノ法臺寺ハ他阿眞教開基ノ時宗ノ古刹トイヒ、境内多ク古碑ヲ遺存ス

レハ、元應以上ノ草創カト想ハル、モ、詳ナラス。後僧存應之ヲ中興シテ浄土宗

ニ改メシハ永祿年間カ。要スルニ亦江戸開府前ノ一舊刹タリ。〇新編武藏
風土記稿

法臺寺

法臺寺。除地四千坪。村〇辻村、今
片山村南ノ方ニアリ。浄土宗鎮西派。江戸増上寺末山ナリ。當寺往古ハ時

宗ノ道場ニシテ、遊行二世他阿眞教上人ノ開基ナリト云。勸建ノ年代ハ詳ナラス。上人ハ遊行十六年ニ

テ、元應元年〇紀元一九七九年。正月廿七日相州當麻山無量光寺ニ於テ、歳八十三歳ニシテ示寂セリ。中興開山ハ

普光觀智國師ナリ。國師ハ天文十三年〇紀元二一〇四四年。當國多磨郡山木村ニテ生ル。俗姓ハ由木氏。平山武者所

季重ノ後胤由木左衛門尉利重ノ次男ナリ。十歳ノ時當寺ニ入テ蓮河上人ノ弟子トナル。此頃マテハ當寺

遊行派ナリシカ、國師十八歳ノ時鎮西派ニ改メ、増上寺十世感譽存貞和尚ノ弟子トナリ、後増上寺十二

世ノ住持ニウツリ、元和六年十一月二日七十五歳ニテ示寂セリ。〇中當寺北條家分國ノ時ハ、寄附ノ寺

料モ多カリシカ、御入國ノ始ニ召上ラレシヲ、慶長年中國師ノ乞奉リシニヨリ、十三石五斗ノ御朱印ヲ

賜リ、今ニ至テカハラス。

石地藏。境内ノ入口左ニアリ。

徳川氏入國以前

庚申塔。同所右ノ方ニアリ。

中門。冠木門ナリ。入口ヨリ百餘歩ヲ隔テリ。南向。

大門。中門ヨリ又百歩許リ奥ニアリ。太平山ノ三字ヲ扁ス。

制札。中門ト大門ノ間ニアリテ。東側ニ建リ。其文左ノ如シ。

- 一、山林竹木境内諸役免許之事、
- 一、於境内殺生堅不可致之事、

月 日

當 山

榜示杭。同所西側ニテ、制札トナラヒ建リ。増上寺中興開山觀智國師御剃髮之處ト書ス。

本堂。門ノ正面ニアリ。十間ニ十一間。本尊阿彌陀如來ノ立像、惠心僧都ノ作ナリ。此本堂ハモト増上

寺江戸龍ノロニアリシ時ノ堂ナリ。後ニ増上寺ヲ芝へ移サレ、本堂以下新ニ御造營アリシカハ、法臺寺

ハ國師剃髮ノ地ナリトテ、ヤカテ下シ賜ハリシナリ。

東照宮御像。御丈七寸。觀智國師増上寺住職ノ時、御歸依他ニ殊ナリケレハ、此御木像モ當寺ヘ納マリ

シナルヘシ。御宮モ境内ニ在シカ、近キ頃破壊セシニヨリ、今ハ本堂ニ安シ奉ル。

觀智國師像。長二尺五寸。慶長十六年十月國師六十五歳ノ時ノ壽像ナリ。

鐘樓。本堂ニ向ヒテ右ニアリ。本堂ヨリ廊下ニ續キ階ヲ設ク。鐘ハ銘文モアレト、近年ノモノナレハ略

ス。

地藏堂。鐘樓ノ側ニアリ。小堂ナリ。

古碑十三。鐘樓ノ後ニアリ。歷代和尚中興以後ノ墳墓ヨリハ南ニアタレリ。十三基トモニ、中ニ名號六字ヲ大ニ刻シ、左右ニ年歴ヲシルセリ。ソノ碑東ニ向ヒテタテルモノ六基、各高サ六尺幅一尺二寸アリ。

正和二年癸丑○紀元一
九七三年。七月廿一日、

元亨二年壬戌○紀元一
九八二年。十月日、沙彌蓮阿之逆修也、

嘉曆四年己巳○元徳元年、紀
元一九八九年。八月廿八日、蓮阿彌陀佛聖、

元徳元年○紀元一
九八九年。十二月廿八日往生、持阿彌陀佛、

建武四年丁丑○南朝延元二年、
紀元一九九七年。三月十七日、見阿彌陀佛。

按ニ建武四年ハ延元二年ニアタレリ、邊鄙ノ地ニテハヤハリ改メサリシト見エ、カ、ルコト關東ニ

ハマ、アリ。○改メサルニハアラス。北朝ニ
テハ尙建武ノ年號ヲ用ヒシナリ。

元亨二年壬戌○紀元一
九八二年。十月日、藤原氏尙之逆修也。

此一基ハ名號ヲ刻セス。

又北ニ向ヒテタテルモノ七基ハ各高サ四尺幅一尺。ソノ文ニ、

建武三年丙子○南朝延元元年、
紀元一九九六年。二月十七日以其男女追修福有大金光照地獄光中演說微妙法開悟父母發意

沙彌儂阿。

此一基名號ヲ刻セス。

貞和三年○南朝正平二年、
紀元二〇〇七年。三月十七日是一房往生。

文和二年○南朝正平八年、
紀元二〇一三年。二月作阿彌陀佛往生。

徳川氏入國以前

延文二年 ○南朝正平十二年 紀元二〇一七年、二月廿九日倫阿彌陀佛。

康安元年 ○南朝正平十六年 紀元二〇二一年、九月六日連阿彌陀佛聖。

正和二年癸丑 ○紀元一三七三年、七月廿一日、

明德二年辛未 ○南朝元中八年 紀元二〇五年、十月廿六日眼阿彌陀佛。

龍燈殿。本堂ノ後園ニアリ。大サ一圍許リ。當寺ノ東字馬場ト云處へ、古へ辨天ノ來降セシコトアリテ、其時コノ木へ龍燈ノ上リシユへ龍燈殿トイヘリ。是モ浮屠氏ノ妄誕ノ説ニシテ、信スヘカラサレト、寺僧ノ傳ル儘シルセリ。

殿。本堂ニ向テ左ニアリ。三圍許リナル老樹ナリ。開山實植ノ殿ト云札ヲ建ツ。

山王宮。大門ヲ入りテ左、實植殿ノ側ニアリ。土ヲモリテ其上ニ祠ヲ建ツ。一間ニ三四尺ハカリナレト、造作ハ頗ル巧ナリ。宮ノ後ニ銀杏ノ老樹アリ。大サ三圍ハカリニ見ユ。

古城跡。境内大門並木ノ北ニアリ。四間四方ホトノ地ナリ。何人ノ館跡ナルヲ詳ニセス。夕、古城址トイヒ傳フノミ。今ハ墓所トナレリ。

塔頭、智光院。大門ヲ入テ左ノ方ニアリ。創建ノ初ヲ詳ニセス。

觀音堂。觀音坂 ○上山ノ村ノ中伏南側ニアリ。石階八級ヲ上リテ、正面ニ堂アリ。二間ニ三間半。創建ノ年代ハ知サレトモ、境内ニ幽譽諦忍大徳ノ碑アリ。元祿十二年九月廿三日寂スト刻セリ。是ヨリ前ハヤアリシ事ハ知ルヘシ。辻村法臺寺持。

阿彌陀堂

阿彌陀堂。境内廿間四方許。村 ○上山ノ村ノ西、辻村中澤村三村入合地ニアリ。堂ハ九尺ニ四間。コレモ創建

觀音堂

ノ年代ハ知ラサレト、古キ堂ニハアラスト云ヘリ。法臺寺持。稻荷社。境内ニ入テ左ノ隅ニアリ。小祠ナリ。古碑三。一ハ上ニ彌陀ノ種字ヲ刻シテ、ソノ下ニ正安廿年七月廿八日ノ九字ホノカニミユ。按ニ正安四年 ○乾元元年 紀元一九六二年ニ改元アリテ乾元ト號ス。サレハ此碑ニシルス處ノ年號恐クハ誤リナルヘシ。殘リ二ツハ損壞シテ見ワクヘカラス。此三碑外ヨリモチ來リテ立シモノナルヘシ。

妙音澤。一名大澤。市場坂 ○上山ノ村ノ下ニアリ。山ノ根ヨリ涌出スル水潺湲トシテ澤中ノ雜草ヲ洗ヒ、イト清冷也。石菖多ク生ス。上ニ小竹生茂リテ幽邃ノ地ナリ。相傳フ、昔杉山檢校トイヒシ盲人此澤ニテ辨天ノ畫像ヲ得タリ、故ニ此名アリト。當所辻村法臺寺ノ緣起ヲミルニ云、寛文ノ頃、十二天村鈴木氏ノ子ニ盲人アリ、幼ヨリ善ク琵琶ヲ彈セリ。天和三年ニ檢校職ニス、ム。性念佛ヲ信シ、日課三萬返ヲトナヘ、常ニ觀智國師ヲ崇敬シ、法臺寺ニ詣テ、影像ヲ拜シ、又辨財天ヲ信シテ祈念スル事廿餘年ニ及フ。カクテ正徳二年六月十六日ノ夜夢ニ一美人ヲ見ル、告テ云、明日市場坂下ノ澤ニテ琵琶ヲ傳授スヘシト、檢校奇異ノ恩ヲナシ、黎明ニ身ヲ清メ淨服ヲ着テカシコニ行ムカヒ、叢中ニ座シテ恭敬禮拜シ、一心ニ御名ヲ唱ヘ、卯ノ刻ヨリ巳ノ刻ニ至リシカ、頻ニ眠ヲ催シテ一睡セシニ、異香アタリヲ薫シ、巖上ニ辨財天アラハレ、琵琶ヲ彈シテ座シタマヘリ、其妙曲人間ノ及フ處ニアラス、告テノタマハク、汝年來國師ニ祈願スルノ志ヲ憐ミテ、コ、ニ來リテ見シムト、巳ノ時ヨリ午ノ時ニ至マテ悉ク秘曲ヲ授ケ畢テ、イツクトモナク去タマフト、見テ夢サメタリ、檢校感涙ヲ流シテ頂拜セシカ、具シタル男ノ云ヤウ、コ、ナル鬼樹ノ櫻ニ辨天ノ御影カ、レリト、巻收テ授ケ、レハ、檢校一シホ歡喜シテ、家ニモチ歸リシト云。カノ緣起ニ載ル所カクノ如クニシテ、檢校ノ稱號ヲ載セス。若シ杉山檢校ナリトイヘハ、カ

ノ本所一ツ目ノ辨天ヲ創立セシ檢校ト、同人カ、ハタ別人カ。杉山カ事跡ヲ閱ルニ、檢校ハ勢州出生ノ人ニシテ、元祿七年六月廿四日没セリト云トキハ、此檢校ニテハアラサルヘシ。杉山カ辨天ヲ信セシコトハ世ノ人知ル所ナレハ、土人ノ説ハ附會セルモノナルヘシ。又縁起等云所モカノ法便ノ説カ、信シカタクハ勿論ナリ。

地藏堂

地藏堂。除地。村^{〇堀ノ内}ノ中央ヨリ東ニヨリテアリ。堂ハ二間半ニ四間。本尊地藏菩薩。坐像ニシテ、其丈蓮華坐トヲ合テ一丈許。惠心僧都ノ作ナリト云。前立モ同像ニテ、長二尺アリ。寮ノ事ナレハ山號寺號等モナシ。當郡辻村法臺寺ノ持。

——新編武藏風土記稿

東光院(天台)中興

淺草^{〇柴崎町}ノ天台宗東光院^{〇醫王寺}ハ僧光尊ノ開基ナリ。草創ハ不詳ナルモ、開府以前ノ舊刹ニシテ、舊常盤橋北ニアリ。天正十九年辛卯十一月寺領ヲ附セラル。ソ

ノ小傳馬町ニ移リシモ亦當時カ。慶長中僧賢海中興シ、萬治元年戊戌現地ニ移轉セリ。^{〇江戸名所記。江戸惣鹿子。再校江戸砂子。淺草寺社書上。江戸名所圖會。}

東光院事跡

東光院

淺草藥師

藥王山醫王寺東光院は、慈覺大師の御草創として、顯密二教ともにひろまり、台家一百八箇寺の惣本寺なり。本尊は春日の御作として、東方淨瑠璃世界の教主藥師醫王の形像なり。そのかみ太田の持資入道灌この御本尊をゆがめ奉り、江城の鬼門にたて、利生のまもりをあふがれしに、東照權現この城にお

はしましける御代にも、猶あがめたまふこと古しへにもこえたまへり。その時院主におほせて、御殿中にして毎年の正五九月又は大般若を轉讀せしめて、江城長久の御祈禱ありけり。そのときは今の常盤橋の北の地に有けるを、江城月をかさね日を追てにぎはひさかえたまふによつて、寺を傳馬町に引うつされたり。寺院いらかをみがき、樹木梢をあらそひけるを、酉のとしの回祿にことく焼ほるびて、わづかに本尊の藥師と智證大師御作の不動尊ならびに雲慶のつくれる彌陀如來の尊像のみのこらせたまふ。

——江戸名所記

藥王山醫王寺東光院。

上野末。

北寺町。

開山慈覺大師。日光御門主一品尊敬親王、山門無動寺の松林坊賢海法印に仰て、寺院再興あり。往古ハ天台宗一百八ヶ寺の惣本寺なりと云。

本尊藥師如來。春日の作。太田道灌尊敬の本尊也。慶長年中正五九月大般若轉讀なさせ給ふ。其頃ハ常盤橋の北にあり。其後小傳馬町へ移さる。此所を今ハ藥師堂まへと云。明曆年中今の地^{〇淺}ニ移る。

——江戸惣鹿子、江戸砂子

淺草東光院本坊並寺中八ヶ院舊例書

一、境内ニ儀々往古常盤橋御門北ニ方ニ御座ハ處、御用地ニ相成、於小傳馬町替地被下置ハ寺地ニ有、舊寺院相續罷在ハ。門前唯今ハ藥師堂前と相唱ハ場所ニ有御座ハ。

天台宗東叡山御末。

王山醫王寺東光院。草創慈覺大師、開基光尊阿闍梨。其後歴代曉々相分り不申ハ。元和年中多當院

徳川氏入國以前

住職詮長儀之寛永年中東叡山御造立之砌、蒙仰同所之詰切罷在、既之吉祥院開基仕也。尤當院も兼任仕也。其頃東光院末門百八ヶ寺御座也處。八十ヶ寺餘東叡山末寺之差上、其節東光院之義之御末寺頭之被仰付、残り寺中末門貳十ヶ寺當時當院之支配仕也。元來當山之江戸天台宗大寺三ヶ寺淺草寺、觀音院、東光院古寺本跡之有、三別當とも相唱。灌頂室之法窟。然所天正十八年御神君様關東御入國之最初、當山本尊藥師如來御信仰被爲在、同十九年卯十一月御朱印高拾五石被下置也。別當東光院於御城正五九月大般若轉讀御祈禱被仰付也由之有、唯今以於自坊正五九月大般若修行、毎月八日本寺東光院秘法借寺中之衆徒藥師經讀誦、密咒相唱御祈禱。是迄無怠慢修行仕來也。○中略

一、本尊藥師如來、座像、御長八寸三分。

脇士日光月光菩薩、立像、御長九寸。

右三尊共之木像、春日作。

一、客殿本尊阿彌陀如來、立像、御長三尺九寸。

脇士觀音勢至菩薩、立像、御長貳尺。

右三尊木像、運慶作。

一、護摩堂本尊不動明王、立像、御長貳尺九寸三分。

右木像智證大師御作。○中略

一、東光院開基光尊阿闍梨。延喜元辛酉年○紀元一五六一年。命終已來、光圓、慈觀、權僧正全海、湛海、此四代

年月相知不申也。元和年中當院住職詮長義之於小傳馬町寺院寛永十七年辰四月十五日命終。○中略

一、御朱印高拾五石、天正拾九年卯十一月御神君様御寄附被下置也處、慶長年中御用地に相成、其節御奉行衆四人御連名之御書付を以麻布今井郷之内之代地被下置也。反別名寄帳今以所持仕也。○中略

寄進

東 光 院

武藏國豐島郡江戸之内

拾五石之事

右令寄附畢、殊寺中可爲不入者也、仍如件。

天正十九年辛卯十一月 日

右御本紙之大鷹紙二ツ折之有之也。

此已前之御神領御普請場之罷成也替高拾五石分於今井郷之内相渡申也。辰年物成之可有御所務者也。

巳 二 月 九 日

彦 阪 小 刑 部 元 正 判
伊 奈 備 前 守 忠 次 判
内 藏 修 理 亮 清 成 判
青 山 常 陸 介 忠 成 判

東 光 院

右御本紙之粘入貳ツ之有之也。

辰年之今井之内東光院渡ル田畑帳

徳川氏入國以前

上田半四拾ア
 上田大五拾七ア
 上田大三拾ア
 中田壹反小拾ア
 上畠大拾六ア
 中畠大七拾壹ア
 中畠九十ア
 中畠大拾ア
 中畠七十二ア
 下畠壹反九十ア
 以上
 上田壹反三拾七ア
 下田壹反六十九ア
 中畠壹反半ア
 以上
 上田大六拾ア
 下田壹反半世ア

宮ノ下 助 左衛門分
 同所 同 同 人分
 こよへ下 同 同 人分
 さかいと 同 同 人分
 番匠免 同 同 人分
 畠い向 同 同 人分
 万坂 同 同 人分
 上のたい 同 同 人分
 ひかし 同 同 人分
 たい向 同 同 人分
 山崎 惣 同 七分
 こよへ下 同 同 人分
 向たい 同 同 人分
 そしつめ 雅 樂 助分
 大やと 同 同 人分

中畠半ア
 上畠小卅六ア
 中畠小廿六ア
 上田九十ア
 中田二反小卅五ア
 中田壹反大八十五ア
 上田八拾ア
 下畠七拾五ア
 以上
 右之寄
 上田合四反半拾九ア
 此分米五石四斗七升六合
 中田合五反大卅ア
 此分米四石六斗貳升七合
 下田合貳反大四拾九ア
 此分米壹石七斗
 上畑合壹反小卅九ア
 徳川氏入國以前

たいの上 同 人分
 南窪 同 人分
 たひ向 同 人分
 さかいと 源 十 郎分
 同所 同 人分
 さかいと 源 七分
 北ノ上 新 三分
 宮ノ前 同 人分

此分米壹石貳升五合
中畑合四反廿ア

此分米壹石八斗五升二合

下畑合壹反半拾五ア

此分米三斗二升

田畑合貳町大拾九ア

分米合拾五石之

右之分相渡申、仍如件

已三月十一日

藥師別當

東光院

權太三郎手代
横山庄

右印

右帳ハ横帳ニテ有之。

——淺草寺社書上

按するに、此文書年號を記さざるとも、伊奈忠次か備前守と稱せし頃、支號已に當るもの今年○慶長十年のみなり。

——朝野舊聞哀藁

藥王山東光院。同く西に隣る。○天臺院ノ西ノ意。醫王寺と號す。天台よして、東叡山に屬す。本尊瑠璃光如來の像ハ佛工春日の作なり。傳へ云、慈覺大師當寺を草創ありしとぞ。往古ハ顯密二教とも弘りて、台宗一○尊敬法親王ハ寛永十一年ノ降誕ナレバ、慶長年中トナスハ當ラズ、江戸名所記ハ萬治ニ淺草ヘ移轉ノ時トナスガ如シ。其條參照。百八箇寺の總本寺たり。中古太田道灌此靈像を崇敬し、江城の鬼門に置、又其後慶長年中日光御門主一品尊敬法親王○尊敬法親王ハ寛永十一年ノ降誕ナレバ、慶長年中トナスハ當ラズ、江戸名所記ハ萬治ニ淺草ヘ移轉ノ時トナスガ如シ。其條參照。山門無動寺の松林坊賢海法印も仰せて再興

金町香取社
(葛西神社)

金町香取
社事蹟

せしむ。神祖其時院主に命ありて、江城長久の御祈禱として、正五九月に大般若經轉讀せしめらる。
——江戸名所圖會

金町

○葛飾區金町四丁目ノ香取神社○今ノ葛西神社

ノ勸請年代ハ詳ナラサルモ、豊臣氏ノ頃淺野長吉

ガ其祭事ニ就キテ令セリトイヘバ、亦江戸開府前ノ一舊社ナルベシ。

○新編武藏風土記稿。葛西神社文書。

葛西志。遊歴雜記。東京府村誌。武藏通志。

香取社

香取社。村○金ノ鎮守ナリ。社領十石。御朱印ハ天正十九年十一月附セラル。例祭ハ九月九十ノ兩日ニテ、神輿ヲ神輿殿ヘ移シ、拜殿ヘ差掛ヲ施シ、破風柱等ニ葵御紋ノ金具ヲ打附ケ、機關ヲ設ケタル三番叟ノ人形ヲ飾リ、神酒ヲ備テ、天下泰平五穀成就ヲ祈誓ス。下ニ出セル淺野長吉ガ文書ニ記セル村々ヨリモ警固ヲ出シ、時ノ御代官ヨリ非常ノコトアリシトキ指揮ノ備ヘトシテ手代ノ者ヲ出セリト云。相傳フ、古東照宮此邊ヘ成セラレシ時、神事ヲ上覽アリテ、奇特ノコトニ思召サレ、社領モ附サセラルト云。神輿殿。供所庵。

末社。太神宮、天神、疱瘡神、辨天、水神、道祖神、三社權現稻荷合社、開道明神發道明神合社。

別當。吉祥院。新義眞言宗。村内金蓮院末。龍香山ト號ス。本尊十一面觀音ハ香取ノ本地佛ナリ。

藥師堂。

寺寶。御茶碗一。東照宮御放鷹ノ時當社ヘ御腰ヲ掛サセ給ヒ、御茶ヲ召上ラレシ器ナリト云。

徳川氏入國以前

淺野長吉所出古文書。一通。

當所の御朱印取次ける遣は間、狼籍候族有間敷候、若違犯も輩於有之者、此方へ可申來は也。

卯月廿九日

淺野彈正少弼長吉花押

笠井卅三郷之内

さるかまた村

いづつかむら

かなまち村

まはまた村

——新編武藏風土記稿

寄進香取宮

武藏國勝鹿郡葛西庄金町郷之内拾石之事

右令寄附畢、彌可專祭禮之狀如件。

天正十九年辛卯十一月

御朱印

——葛西神社文書

香取社。天正十九年社領拾石の御朱印を賜ふ。則正保田文に、吉祥院領拾石と記せしもの是なり。吉祥院は當社の別當寺なり。

吉祥院。金蓮院の末なり。則香取明神の別當寺なり。

——葛西志

武州葛飾郡東葛西領金町村香取大明神は、下矢切の渡し場より川端を西北へゆく事凡十二三町にあり

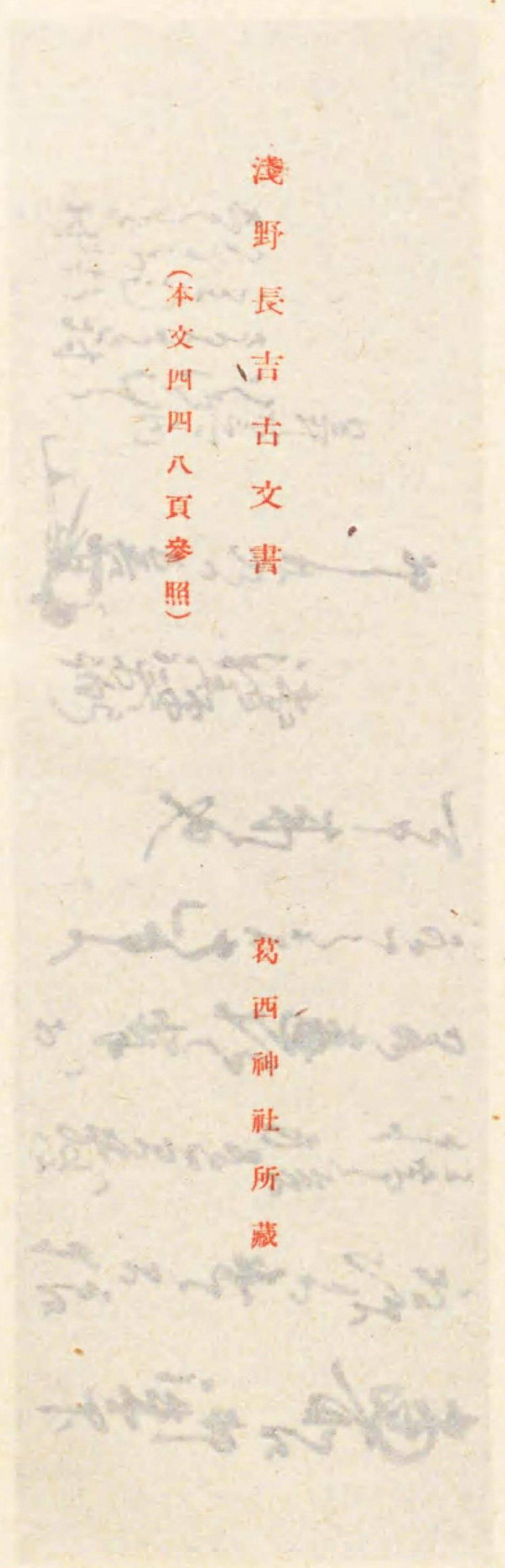
社内廣く閑寂として木立ふり、宮居の風情石の玉垣自然に神さびて、久しき世よりの神社と見ゆ。神樂

堂神輿殿は宮居の正面にならべ建て、花表には正一位香取大明神といふ額かゝれり。神領は拾石にして、

例祭は九月九日十日兩日間は操芝居などありて、近郷より群参し、人の山をなす事とかや。別當は社内

淺野長吉古文書

(本文四四八頁参照)



葛西神社所藏

淺野長吉所出古文書 一通

當所の御朱印取次ひの遣ひ間、狼籍候族有間敷候、若違犯と輩於有之者、此方へ可申來い也。

卯月廿九日

淺野彈正少弼長吉 花押

笠井卅三郷之内

こわいむら

かなまち村

さるかまた村
まはまた村

——新編武藏風土記稿

寄進香取宮

武藏國勝鹿郡葛西庄金町郷之内拾石之事

右令寄附畢、彌可專祭禮之狀如件。

天正十九年辛卯十一月

御朱印

——葛西社文書

香取社。天正十九年社領拾石の御朱印を賜ふ。則正保田文に、吉祥院領拾石と記せしものは是なり。吉祥院は當社の別當寺なり。

吉祥院。金蓮院の末なり。則香取明神の別當寺なり。

——葛西志

武州葛飾郡東葛西領金町村香取大明神は、下矢切の渡し場より川端を西北へゆく事凡十二三町にあり

社内廣く閑寂として木立ふり、宮居の風情石の玉垣自然に神さびて、久しき世よりの神社と見ゆ。神樂

堂神輿殿は宮居の正面にならべ建て、花表には正一位香取大明神といふ額かゝれり。神領は拾石にして、

例祭は九月九日十日兩日間は操芝居などありて、近郷より群參し、人の山をなす事とかや。別當は社内

淺野長吉古文書

葛西神社所藏

(本文四四八頁參照)

東坡先生詩集卷之八
蘇東坡先生詩集卷之八
蘇東坡先生詩集卷之八
蘇東坡先生詩集卷之八
蘇東坡先生詩集卷之八
蘇東坡先生詩集卷之八
蘇東坡先生詩集卷之八
蘇東坡先生詩集卷之八

蘇東坡先生詩集

(本文四四八頁卷册)

蘇東坡先生詩集

を離れ村の中に別居して、吉祥院言と號す。

——遊歷雜記

香取神社。村○金ノ鎮守ナリ。天正十九年社領十石ヲ附セラル。一新後上地トナル。明治五年十一月郷社トナル。攝社九坐。社地九百坪。

——東京府志料

香取社。村○金ノ中央ノ東南江戸川堤外ニ在リ。社地東西五十三間四尺二寸、南北四十四間四尺八寸、面積二千四百十五坪七合。經津主命ヲ祀ル。村ノ鎮守ナリ。此社神事ヲ營ム古ヨリ盛ニシテ、既ニ豊臣氏ノ頃淺野彈正少弼長吉ヨリ祭事ノ警固ヲ近村ニ令セシコトアリ。而シテ又徳川氏ノ時ニ至テモ猶之ヲ崇敬シ、社領若干ヲ寄附セリト云フ。明治八年十二月郷社ニ列ス。祭日九月二十九日。

——東京府村誌

葛西神社。郷社。

金町村金町村 字河原ニアリ。江戸川ニ沿フ。域内貳千四百貳拾坪。經津主命ヲ祀リ、徳川家康ヲ合祀ス。創建詳ナラズ。此祭事ヲ修スル、古ヨリ盛ニシテ、豊臣氏ノ時淺野長吉彈正少弼祭事警固ヲ本村及飯塚塚又小合柴又五村ニ令ス。社藏文書天正十年九年辛丑十一月徳川氏社領五拾石ヲ付ス。明治八年乙亥十二月廿五日郷社ニ列ス。舊香取神社ト號ス。同十四年辛巳十二月葛西神社ト改ム。祭日九月廿九日トナス。氏子貳百五十戸アリ

——武藏通志

泰平神明
(天祖神社)

本所○龜ノ泰平神明社○今ノ天ハ古キ勸請ト思ハル、モ、其時代明ナラズ。今暫ク此ニ附載ス。○江戸惣鹿子。再校江戸砂子。新編武藏風土記稿。江戸名所圖會。東京府志料。東京近郊名所圖會。

徳川氏入國以前

神明宮。龜戸梅やしき隣。

九郎右衛門といふ農家の内大木比榎比下に小祠在り。縁起あれど疑はしければまざるさむ。いかよも古きほこらなり。
——江戸惣鹿子

神明小祠。梅やしきの隣九郎右衛門と云農家の地大なる榎あり。里民の云、淺草觀音淺綱まで引上し濱成竹成の舟をつなきたる木といひつたへたり。いふかしき事よそ。此木陰よいつのころか神明宮を勸請せしとこ。

そのさる此所たりいくなる地よかありけん、山變て海となる、千餘年の地理論しうたし。

——再校江戸砂子

神明社。往古大樹ノ榎神木タリシカ、此木枯タリシトキ、天下泰平ノ文字ヲ虫喰シヨリ、泰平神明ト尊稱スト云。香取中務持。
——新編武藏風土記稿

神明宮。同所戸〇龜あり。宮居は一堆の塚上あり。相傳ふ、上古此地ハ一の小島にして其繞りハ海面なりしと。其頃渡海の船風浪の難に逢けるに、伊勢兩皇太神宮の加護により命を全ふせし報賽のため、此地に此御神を勸請なし奉り宮居を營みしといふ。往古は此地船多く泊る所なる故に人と唱へしを。もて今も古きを失はせして此地字に呼ぶといふ。網干榎と云ハ社の傍にありて神木と云。昔此邊ひとつ、きの海なりし頃漁者の網を懸干たる故に去か號るといふ。今も此あたりの地を穿ては土中より漁網に具する所の確と名つくるもの出るとなり。依海邊なりし證とするよし、土人云ならハせり。此榎の一名を太平榎と號く。社地をも太平塚と稱せり。
——江戸名所圖會

天祖神社。モト神明社ト云。一新後社號改マル。往古大樹ノ榎神木タリシカ、此木枯タリシトキ、天下太平ノ文字ヲ虫喰シヨリ、泰平神明ト稱ス。社地四十二坪。
——東京府志料

泰平神明社は臥龍梅園の傍にありといふ。

——東京近郊名所圖會

第三節 關東首都時代

天正十八年庚寅○紀元二五〇〇年德川家康關左八州ヲ領シ、七月二十九日戊辰小田原ヲ發シ、八月朔庚午江戸城ニ入ル。爾來江戸ノ面目頓ニ改マリ、從テ社寺ノ勸請草創地方ヨリノ移轉年ヲ逐フテ累出踵起セリ。蓋シ八朔ハ既ニ一歳ノ半ヲ過グルモ、斯ル新情勢ノ下ニアリテハ、此年中社寺ノ異動亦多クハ入城後ニ屬セム。是今明白ニ八朔以前ノ月日ナキモノハ、舉ゲテ暫ク入國後ニ繋クル所以ナリ。

局澤十六寺
移轉

天正十八年庚寅九月五日甲辰○甲辰、三正統覽江戸城局澤ノ十六寺ノ移轉ヲ命ズ。○天正日記爾後年末ヨリ翌十九年ニ及ビ社寺ノ移動相踵グ。蓋シ主トシテ德川氏入城ノ爲ナリ。

五日。天正十八年九月五日はれ。つぼね澤の寺々のこりなく引うつし候へと仰出さる。日れんしゆ五ヶ寺、かいつかのまつ寺三ヶ寺、しんごん二ヶ寺、天だいしゆ一ヶ寺、ぜんしゆ五ヶ寺、つがう十六ヶ寺なり。

局澤ハ、北條役帳ニモ見エテ、古キ地名ナリ。舊説ニハ、今ノ吹上御苑ノ邊ト云ヘドモ、其地ニ十六寺アリシヲ以テ考フレバ、猶廣クシテ、上下平川ニモ互リニシヤ。按ニ、今府下ノ古刹中往時本城ノ前後ニ在リト云モノ、凡三十餘宇ニ及ビ、十六寺ノ名ハ殆考定シ難ケレドモ、姑其事蹟ノ稍近キモノヲ舉グレバ、日蓮宗ハ本所法恩寺、小梅大法寺、丸山本妙寺、淨心寺、谷中本行寺、芝承教寺ノ内、

貝塚ノ末寺淨土宗ハ淺草善徳寺、聖徳寺、赤坂淨土寺、四谷西迎寺ノ内、眞言宗ハ淺草地藏院、牛込多聞院、天台宗ハ淺草東光院、清水寺、東漸寺、麻布東福寺ノ内、禪宗ハ淺草祝言寺、谷中青雲寺、小石川祥雲寺、牛込寶泉寺等ナルベシ。

此二數ヘシ寺々ハ現在セルモノニ就テ云フ。文政三年ノ夏清水門ノ石壁寺ノ變セルモ許多ナレバ、其内ニモアルベシ。其餘ハ不詳。崩レテ、土中ヨリ四五百年前ノ古墓碑多ク出テシコトアレバ田安ノ邊モ其舊迹ナルベシ。

又按ニ、當時寺院ノ多キヲ以テ、士民ノ家ノ少ナカラザリシヲ知ルベシ。江戸ハ德川氏以前ト雖悉草茅ノ曠野ニハ非ス。江亭記ヲ以テ證ス可シ。

六日。はれる。ひき寺のしらべ、神田のだい、谷原まちのかたへ、十六ヶ寺を引わけて、寺やしき地わり。神田ノ臺ハ駿河臺ナリ。谷原町ハ、前後ノ所記ヲ通考スルニ、蓋駿河臺ノ東ヨリ馬喰町ノ邊ニ至リ、明曆ノ頃マデ寺院ノ多クアリシ處ナルベシ。淺草龍福院觀音院等ノ舊傳ニ、昔此邊ヲ谷寺町ト呼ビシトイヘルハ其一證ナリ。又淺草寺中ノ古石像如意輪觀音ノ銘無年ニ、願主神田谷原町泉屋久兵衛ト題セルモノアリ。乃當時ノ物ナルベシ。

七日。はれる。つぼねざはのはか、すべて引うつし可申、せしゆのしれぬ分公義にて御うつしと申事。八日。はれ。地ぞうさまの御寺と、やくしさまの御寺と、いままでならびて有り。新地にてもならび候様、地わりたのみ入と申事也。

地藏ハ淺草地藏院、藥師ハ東光院ナルベシ。明曆ノ頃マデ、小傳馬上町ノ邊ニ在テ兩寺相隣リシハ局澤ヨリ移リシモノナルベシ。——小宮山本天正日記

此際ノ寺刹移轉ハ、市街編第二頁〇四八以下參照。尙各寺ニ就キテハ、法恩寺ハ大永四年、大法寺ハ同六年、

本妙寺ハ天正十八年、淨心寺ハ天文十九年、本行寺ハ大永六年、承敬寺ハ正安元年○宗教 篇第一（以上法華宗）善徳寺ハ享徳二年、聖徳寺モ亦同年、淨土寺ハ文龜三年、西迎寺ハ寛永十二年、（以上淨土宗）地藏院ハ同十一年、多聞院ハ慶長十二年、（以上眞言宗）東光院（天台宗）ハ天正十九年ノ各條下ヲ参照スベシ。

徳川氏増上
寺ヲ香火院
トス。

此年○天正 十八年 徳川家康ノ江戸城ニ入ルヤ、淨土宗増上寺ヲ以テ香火院トナストイフ。

○参考落穂集。台徳院實記。開運録。三縁山志。東京
通志。新撰東京名所圖會。○慶長三年移轉ノ條参照。

其事蹟

増上寺香火院事蹟

問云、江戸表に於て三縁山増上寺を御菩提所金龍山淺草寺を御祈願所と被仰出とあるは、御入國以後の儀有之いと申す、其通りの事に依哉。答云、此儀は付ては色々の説を申觸はへ共、我等承及は趣は、權現様御入國遊されしハ天正十八年八月上旬と申に相違無御座は。然とも北條家を御たやし其跡を御拜領と有之前方より相定りたる儀も有之は哉、權現様小田原表御着陣被遊以後、江戸表に於て御祈願所は可被遊天台宗一ヶ寺と、御菩提所は可被成様なる淨土宗一ヶ寺、見立は様よとの御吟味被仰出は節、淨土宗は可然寺とは傳通院増上寺と申て二ヶ寺有之、其内傳通院ハ古跡は有之はへ共、其所柄一向の在郷にて御座は、増上寺ハ前ハ海後ハ山を抱、殊の外なる景地にて有之、其上江戸城へも程近く有之は。御祈禱所の儀ハ淺草寺觀音堂の外可然天台宗と申ハ無御座は由、御聞に達し、然らばとて、増上寺方丈と淺草觀音院を小田原御城へ招呼され、御目見仰付られ、兩寺へ境内亂妨禁制の御書付を被下。

往年山口南川語て云、天正十八年八月御入國後神君最初ハ御城下御通り被遊は節、今の八重州河岸の南

日比谷町の方ハ萱葺の一字ありしゆへ、則御入被遊、此寺の名ハ何といふぞ、宗旨は何宗ぞと御尋被遊は。住持御答申上は、六代先迄ハ眞言地、夫より後淨土宗にて、寺號ハ増上寺と申はと申上は。其時御意に、扱々大慶は、我等は代々淨土宗にて、菩提所は三河大樹寺にてはへ共、遙ハ國を隔たる事はへは、向後ハ當寺を菩提所と致さべしと、御約束有之はより、長く將軍家の御寺となりはと云々。世俗の口碑亦かくの如し。且彼寺の僧徒及世俗は、其時の御意に、幸ひ今日先祖の命日にては間、城へ參り齋飯たへはと被仰はて、即時に住僧登城いたし御供養申たると云々。此時の住持是即當寺十二世貞蓮社源譽上人存應和尚。慶長十五年七月十九日勅賜普光觀智國師と、是なり。——参考落穂集

——徳川實紀

廿日、○慶長十 八年二月常陸國江戸崎領主青山播磨守忠成卒す、○中關東にうつらせ給ふはじめ、忠成御先に江戸に參り、諸事を沙汰し、このとき芝の稱名院を御菩提所とさだめられ、號を増上寺と改め、堂宇造營の事を奉行し。八月十九日五千石の采邑を賜ひ、又城西放鷹のとき、赤坂の邊より、西は原野村に至るまで、御目の及ばせたまふかぎり、忠成が宅地にたまふ。（その地をのち青山宿と唱ふ。）——台徳院實紀

秋八月○天正 十八年改て江戸の城へ御入部ありければ、老若男女群集し、御入部の體を拜見す。其比増上寺の境地ハ今の龍の口の東あり。其時の現住は源譽存應和尚五十とて、開山西譽上人より第十二の住持な

り。御入國の儀式を見奉らんとて、門より出つ。然る公は馬上にて寺の門前御通ありけるが、不思議や御馬とままり進み得ず、左右を顧みたまふに、一僧寺の門に侍りぬ。御近習に仰付られ、あれなる出家の如何なる僧ぞ尋よとのまふ。即其由を尋問はれければ、寺の浄土宗、其名は存應と答へ給ふ。御近習いまだ其由を申上ざるに、公は馬上にて御聞、さては感譽か弟字の存應歟と仰らる。和尚あつと答給ふ。然る寺へ立寄んと、御馬より下させ給ひ、即増上寺に御入あり。和尚大に悦び、御茶など上らる。時に公の仰より、某一人明朝此寺にて齋を受用せし、調茶は必無用なりとのまへ、和尚存寄ざる事なれば聊寔としやかに存奉らせと申上らる。君又宣ふに、成程明朝來て御齋召んと堅き御意にて御立あり。和尚想ひけるに、太守明朝の御出實しからざといへども、かたくの仰なれば、萬一若御入あるへきよもやあらんと、其用意なとありしに、御約束にたぐひたまはせ、翌朝御入あり。和尚喜悅斜ならぬ、即鹿菜の御齋を奉らる。僧公仰られけるに、今朝齋を所望申事別儀あらぬ、大將たらんもの菩提所なきは死を忘るに似たり、勿論先祖代々の菩提所は三州大樹寺なり、當所にて菩提所の貴寺を頼み入、師壇の契約仕らん爲なりとあれば、和尚兎角の返答なく、只涙を流さる。公御覽じ、涙を流し給ふ故を御尋あれば、和尚云く、されは昨日の御入府にて、間もなくか様の御沙汰あるへきとも存奉らぬ、其上愚僧躰の者御菩提所の住持となり申さん事想ひもよらまはなり、扱く有難き御事とて、落涙まばしやまざりき。公御感悅淺からぬ、さらば師壇の契約に十念を御授けへとて、即御拜受ありて、御歸城なり。其御跡より和尚は無僕の躰にて登城有ければ、即和尚を御前へ召し、大樹寺よりの次第を遂一御物語ぞ遊ばしける。其後増上寺を平川口へ移し給ひしか、御城の要地逼れりとて、後程なく慶長三年今の

芝濱の面に御引移ありと云々。

開運錄

永祿のはしめ、存應和尚諸國の知識は遍參の時、三河國に至り、大樹寺登譽上人の智德慈行宗門の英匠なりしは、是は隨從し、三四年の間侍座聽法せられける。此時大神君大高を御開城、大樹寺へ入御。此時存應の行狀解慧の卓然たるをよろしめさせられける。天正十八年小田原攻の時四月に至りて、關東の諸國みな豊太閤は謁見を願ひしは、鎌倉並に諸方の大地由緒勝れし古跡勝境の寺院へ、縁よりて殿下の禁札を乞ける。是此ころ軍勢敵味方亂入の故也。殿下それく點檢せしめ、其由緒正しくもかも大地の寺院へは是を賜りける。鎌倉諸本寺類みな賜りける。此時武藏國より願けるは當山と觀音院等也されば禁札は落穂集神君と記せるいかが殿下より給へり。此時既不開山千葉新田の氏子法流東關の談所なる事を申上ければなり。然るに開運記其外に住持無儀躰の御禮と記せる。又一説は、御入府よりさき、九戸政實が逆謀を誅伐の爲、殿下神君とも小奥州におもむき給ひし時、御陣所を勤めける。これは去四月禁札を賜へりしよりよろしめされければ、殿下へ御入城あらせられしかと、大神君は當寺へ入御あらせらまひけるとぞ。此夜も存應をめされ、御目見あり。其後八月御入府の時に至り、寺の前を御通御の時、寺主かねて御懇の上意を蒙られしは、拜向のため寺前に跪き拜座なしければ、大神君少し寺のこなたまで下馬なし給へり。是を御馬とままりしと外目に見れば上のごとくまをせるにや。又寺主へ其むねを通しめ給へり。これを開運錄等に、寺名等をたつねさせ給へりとおもへり。抑大神君は古今稀代の良將一天平定の明君なり。御菩提所を定めさせ給へるま及び、聊爾の儀あるべきや。今時の貴賤田舎町住の身すら、其所を改め師檀を頼むも、猶其由緒を糺し、其後事をはかれり。されは愚按には、大神君はしめ大樹寺にて存應隨從の時、よろしめされ、小田原御陣所並御陣用の時御目見被仰付、其人物の英長德行を見

聞知歸なし給ひ、且又寺名にも増上るゝとあり、住持の源譽とひへる嘉名と、白旗の流儀と、開山の新田の縁由と、三縁の三河に縁ある山との、自然美妙の事跡不思議に合同せるを稱美し、御悦喜ましく、其後よ至て表向の御尋合あらせられ、寺へ入御の上、住持を登營せしめ、大樹寺にての永祿中勢譽か誠心御加助のむかしを御演説まし、且又親氏君泰親君信光君より不改不易の御宗門たるを以て、御菩提所を當寺ふさためさせ給ひけるか。又青山家に傳ふる作事の務へ慶長三年八月今の地より堂閣御建立の時ならんか。貝塚の時御造營ありし事不詳。○中又學譽大僧正の自記に、慶長中御菩提所とあり。若此説よらば、御入國の後程過ける間は、諸寺院の道德兼備の僧を内々清撰仰出され、存應和尚の外へ淨家に智行勝れし僧あらざりしらば、慶長中仰出され、寺を直に今の地に移し給へるにや。○中されと諸書にみな悉く御入國の年とあれば、正否定りたし。又或人の云、そのかみ御菩提所の御契約はあらせられしかと、寺院御引移へ後よ至れり。故に傳通院殿の御葬事の比は、慶長七年今の寺全備せざると、國師の奏にて、開山上人の師なる了譽上人の牌所光榮を存せられ擧用なせしとそ。是當山に傳ふる所にして、古記よ見へたり。然りといへとも、其らみ仰出されし御誕全くかくのことくよして、此外に別の義なしと、今定むるふらあらざ。

三縁山廣度院増上寺。

○上天正十八年庚寅第十二世僧存應源譽ノ時、徳川氏以テ香火院トナス。○下

——東京通志

當山○増の中興は第十二代の住持源譽存應上人と爲せ。上人の時即天正十八年八月徳川家康公江戸に入るの時、當山を以て菩提所と爲せしより益隆盛よ赴けり。

——新撰東京名所圖會

日輪寺、神田神社移

同年○天正十八年庚寅十月芝崎道場(日輪寺)ヲ神田ニ移ス。神田明神社モト道場ト同處ニ在リシガ、亦駿河臺ニ移ル。タゞソノ移轉ハ、或ハ道場ト略同時トイヒ、或ハ慶長八年トナシ、時代一定セズト雖トモ、移轉ノタメ道場ト神祠ノ分離セシヤ言ヲ誤タズ。

○天正日記。江戸往古圖説。江戸砂子。江戸紀聞。其阿上人話。淺草寺社書上。江戸名所圖會。神田神社書上。望海每談。東京通志。新撰東京名所圖會。○第一卷嘉元年間神田明神勸請日輪寺草創慶長八年ノ日輪寺。元和二年ノ神田明神ノ條等參照。

柴崎道場(日輪寺)移轉

六日。○天正十八年十月六日はれる。芝崎上人の繩ばり内にて引せ可申、ひたち殿と此方一所にて申渡す。

芝崎上人ノ所ハ所謂芝崎道場ニテ、今ノ淺草日輪寺是ナリ。當時神田橋ノ内ニ在リシヲ白銀町ニ移セ

ルヨシ。辛巳六月大手町二丁目ノ大路ヲ穿チシニ、土中ヨリ永樂鏡及石礎ノ類ヲ出セルコトアリ。或云、是芝崎道場ノ舊迹ナリ。

按ニ、此文ニ據レバ、今ノ一橋神田橋常盤橋ノ邊ハ、此時ニ曲輪ヲ設ケシナルヘシ。○中

七日。はれる。しば崎上人道場ひきうつし候事でき不申候と申。藤澤よりも助力出き不申と書付いたす。日輪寺ハ藤澤清淨光寺ノ末寺ナリ。

十九日。くもる。芝崎の道場引うつしはじむる。大工百五十人、くろくわ二百五十人、三四郎七五郎うけ取、上人より大工へかゆを出さる。

七日。○十一月くもる。芝さきの御寺より引地すみの御禮に豆二俵外二しな持參、葛野殿迄いだす。

外二品ハ村田古書ニ豆二俵米六斗椎茸一俵トアリ。

葛野ハ、眞田信尹、初名ヲ葛野市右衛門ト稱スレバ、乃眞田ノコトカ。

關東首都時代

柴崎道場。遊行二世眞教坊草庵也。延文中より凡四百四十九年。其後柳原土手下に移り、明暦三年淺草今の地にうつりし也。
——江戸往古圖説

神田山日輪寺。芝崎の道場と云。
當寺は神田はしの所芝崎村にあり。其後柳原土手下元誓願寺邊にうつり、明暦の後當所にうつる。
——江戸砂子

神田山日輪寺。○中略寛永江戸圖を見るに、柳原土手下に遊行道場と云あり。則この寺なるべし。この頃までも遊行道場と唱へしを見るべし。
——江戸紀聞

當寺○日輪寺。は開山了圓、天台宗にて芝崎村にあり。芝崎道場と號。○中略天正十八年芝崎村より今ノ本町四丁目に移さる。今舊蹟道場橋の號あり。
——日輪寺其阿上人話

一、拙寺○日輪寺。は往古天台宗にて、了圓法師といへる僧、今御城中神田橋御門内芝崎村といへる所に草創也。○中略其後天正十九年社は今の湯島に移り、寺は葬儀に關係するが故に、今の白銀町に移る。慶長八年今の寺地方七十間を賜はる。
——淺草寺社書上

神田山日輪寺。芝崎道場と號。○中略其後あまたの星霜を経て、慶長年中神田明神ハ駿河臺へうつされ、當寺は柳原のもとに地を賜ふ。又明暦の頃今の地にうつる。
——江戸名所圖會

神田山日輪寺。古へ僧了圓芝崎村今神田橋内ニ創建シ、天台宗タリ。嘉元三年乙巳○紀元一五六五年遊行第二世僧眞教之ヲ再興シテ時宗ニ改メ、芝崎道場ト稱ス。天正十九年辛卯神田白銀町ニ移リ、後神田紺屋町柳原等

ニ轉シ、明暦三年丁酉今ノ地○淺草柴崎町ニ移ル。

神田明神社移轉

武陽神田神廟記。

欽稽神田祠○中略鎮坐豐島郡芝崎邑。○今神田橋内、後爲土井大炊頭利勝之宅地也。○中略後有故去遷坐于駿河臺。○此所又俗稱神田台、後爲小堀遠江守宗甫之宅地。元和二年丙辰夏四月又遷坐于赤城臺。此所亦俗稱神田台。○下略
——神田神社書上

神田大明神。○中略古へは神田橋の内右手の角屋敷地なり。先年丁酉○明暦三年の大火後、今の湯島の宮所の地へ社をうつしたり。
——望海每談

神田明神社は湯島壹丁目に建り。古へ今の神田橋御門の内有しかは、神田明神とは唱ふるなり。○中略元和二年丙辰今の湯島壹丁目ヲ移し奉しなりと。按に元和二年に神田橋の内より今の地へ移されしといふはうたかふへし。おそらく慶長八九年の後まつ駿河臺へ移されしと見ゆ。
——改撰江戸志

神田神社。○中略天平二年庚午芝崎村今神田橋内ニ創建シ、天正十九年辛卯十一月徳川氏社領三拾石ヲ付シ、慶長八年癸卯神田臺今駿河台ニ移シ、元和二年丙辰四月今ノ地ニ移ル。
——東京通志

神田神社の舊地。社傳曰○中略慶長八年當社を駿河臺にうつされ、元和二年又今の湯島にうつさせらる。されば十四年間駿河臺の地にましませしなり。而して芝崎の道場は後に日輪寺と改稱し、神社の駿河臺に移りし頃は、別に柳原にて地を賜ひ、神社とひきわかれたるが如く記るせり。
——新撰東京名所圖會

十月江戸城門外ノ天台宗三藐院ヲ移ス。院ハ後ノ坂本ノ養玉院ナリトイフ。○天正日記

三藐院(天台)
後ノ養玉院)移轉

神田明神社移轉

南向茶話。參考落穂集。改撰江戸志。江戸圖説。續府内備考。江戸名所圖會。

三藐院移轉事蹟

三藐院(養玉院)移轉

八月。○天正十八年十月八日。あめつよし。ちやあどのより御用申來る。三みやくいん引うつし方、此方にて手傳い様申さるゝ。

三藐院ハ今ノ坂本養玉院是ナリ。其頃大手門ノ外ニ在リシト云フ。——小宮山本天正日記

下谷養玉院と云天台宗の寺ハ、本ハ大手の向に有。三藐院と云。寶永年中に養玉院と號せ。

——南向茶話

下谷坂本壹丁目江戸の方至る所ハ、今世養玉院といふ天台宗の寺あり。寶永の頃までは三藐院と申たり。此寺もつとも東叡山末よして、塔頭の列たりといふ。天海僧正いまた東叡山をひらかぜ、御城内大手の前、今の酒井雅樂頭宅地を寺に賜りし、その以前より武農工商等の檀那を持て滅罪を執行ひて居られし處、天台一宗の法灯となされ、東叡山の起立を被仰付てより、彼檀那を此三藐院に渡し、墓石等も悉くその儘にさし置、自分ハ東叡山本坊に移られたり。○中略今其三藐院を改號して養玉院といふ。

——參考落穂集

今按せるに此三藐院といへるは、則江戸古圖にも見へたり。其圖によれば、今の愛宕の下邊もありし寺なりとおもはる。又寶永年中に養玉院とあらためしと云へうけかひかたし。寛文十三年の江戸圖を見るに、養玉院といへる寺此所よ有よしをのま。是に據ればをし寛永の誤寫にや。寛永の頃ならんには、世も又

隔りぬれば、さもありしや知らむ。一説に養玉院ハもと桔梗御門の外に有りて山明院といひし寺なりと。是ハ三藐院の傳誤りにや。——改撰江戸志

坂本養玉院の事、予か知る人文山なる者養玉院に至り、院主の直談に聞しを爰に記す。是迄古く云傳へ世よ行さるゝ處の板本の説とは相違せり。當寺もと三明院天覺寺といふ。廓内きゝやう御門外邊もあり。南光坊弟子念海和尚を開山とす。其後今の坂本の地へ移し、對劬奥方養玉院殿此寺よ納るよよつて、寺號を改る由。三藐院といふ説大手櫻田等の事相違あり。——江戸圖説

元御城近邊よ三明院といふ寺ありしを、寛永中其寺號のみを引て建立せしなれば、起立は全く寛永年中なり。——續府内備考

金光山養玉院。下谷坂本壹丁目の南あり。天台宗にして、往昔は今の御城内大手の邊にありしと。慶長の頃今の地に遷させらる。往古ハ三藐院と號けるを、寶永年間今の名ハ改るといへり。——江戸名所圖會

寛永六年養玉院ノ條ヲ參照ス可シ。附記、

同年○天正十八年庚寅。法華宗本妙寺駿河ヨリ江戸城清水門内ニ移ル。寺ハ元龜二年辛未○紀元二

一三。僧日慶ノ開創ナルモ、久世廣宣○三。阿部忠政○四。大久保忠俊○新ノ移ス所

ナリトイヘバ、徳川氏入城後ノ事ナラム。

後飯田町ニ移リ、慶長年中牛込門内ニ移リ、元和二年丙辰小石川ニ移リ、寛永十

本妙寺(法華)移轉

三年丙子本郷丸山ニ移レリ。○江戸砂子。江戸惣鹿子。江戸志。改撰江戸志。本郷寺社書上。東京通志。

本妙寺事蹟

本妙寺

德榮山本妙寺。

法花宗。

越後本成寺末。

丸山。

開山、日慶上人。

慶長年中草創。

——江戸砂子、江戸惣鹿子、江戸志

寺傳云、當寺ハ正親町院御宇元龜二年辛未○紀元二二二一年駿河國ヲ開闢シ、天正十八年彼國ヨリ江戸清水御門ヘうつリ、又飯田町ニ轉ス。その比は寺も殊に美麗なりしかは、世ニ板屋寺と稱シ、今按るに、此比はかや板屋は殊に珍らしき事と見えし。事蹟合考に云、古老の語に、福井の松平の本案後守四番町の居宅かき葺にせしめて人々見物いたせしと云々、誠ニ延享より凡五十年前ハ六番町三番町通り其外も類焼せざる古來の儘の武士屋敷は皆萱葺にてありしかは、弱年のむかしよく覺えたることなり。寺院もこれにひと。東照宮の御聞にも達し、御稱美ありしと云。慶長年中また牛込御門の内ニ移リ、元和二年丙辰小石川ニ移リ、其後四世智運院日圓のとき、寛永十三年丙子今の本郷丸山ようつる。明曆三年丁酉七世靜世院日曉のとき當寺より出火し、出火となりて江戸の中三分の二烏有となれり。是を世ニ丸山本妙寺火事とて、たくひなき事とせり。寛文七年丁未勝劣派の觸頭職をうけたまはる。

——改撰江戸志

日蓮宗勝劣派 丸山

本 妙 寺

一、當寺草創ス、正親町院ニ御宇元龜二年辛未年○紀元二二二一年駿州ニ開闢起立。後陽成院ニ御宇天正十八庚

寅年當地ニ引寺ニ砌、清水御門ニ内ニ住居ニ所御用地ニ付、飯田町下ニ替地拜領。慶長年中類焼ニ砌牛込御門ニ内ニ替地拜領。又々元和二丙辰年小石川ニ替地拜領。其後寛永十三丙子年類火ニ節當時在居ニ本郷丸山ニ替地拜領仕。

一、日蓮法華宗勝劣派。越後國長久山本成寺末、德榮山本妙寺惣持院。寛文七丁未年從公儀勝劣諸派ニ觸頭被仰付。

一、開山智存院日慶上人。生國越中。氏姓不詳。起立ニ檀主久世三四郎大久保新八郎阿部四郎五郎ニ歸依僧として、廿六歳ニ時駿州ニ於テ當寺を創シテ菩提寺とシ。夫より當府ニ引移、度々引地。在職都る四拾餘年。退院後地内ニ隱寮茂結ひ、當時ハ地中感應院ニ稱シ。元和六庚申年二月十四日八拾五歳ニ遷化。

一 開基檀那、久世初三四郎、後三左衛門。廣宣。法名眞性院殿日詠居士。寛永三丙寅年三月十九日卒。當山ニ葬。

一 同、阿倍初四郎五郎、後四郎兵衛。忠政。法名源光院殿常覺居士。慶長十二丁未年五月六日卒。三州尾尻村長福寺ニ葬。

同 初四郎兵衛、後四郎右衛門。正之。法名正善院殿日住居士。正保四辛卯年三月十二日卒。當山ニ葬。

一、同、大久保初新八郎、後五郎右衛門。忠俊。法名大久院殿淨源日保居士。天正九辛巳年九月廿六日卒。三州尾尻村長福寺ニ葬。

同 初新八郎、後五郎右衛門。忠勝。法名智感院殿德源日久居士。慶長六辛巳年九月二日卒。三州尾尻村長福寺ニ葬。

同 初新八郎、後五郎右衛門。康忠。法名本地院殿日致居士。元和七辛酉年十月九日卒。當山ニ葬。

關東首都時代

- 一、中興、本山十六世靜明院日柔上人。事蹟不知。寛永十癸酉年より暫兼職。此節當山之法式相定。正保七丙戌年四月廿九日、九十九歳遷化。
- 一、中興檀主、久世大和守廣之。法名自證院殿心光日悟大居士。延寶七己未年六月廿五日、七十一歳卒。當山に葬。

德榮山本妙寺歴代

夫當寺者往昔於駿劬草創之號山德榮名寺本妙矣。正親町院御治元龜二辛未年也。○紀元二二二三年。其舊跡在子今經二十年。平云々。開山日慶上人號智存院。在任四十餘年。越之中州之人。氏姓不審。草創之頃年廿六。器敏而風奇之。住持誦法華在崇敬之德。大久保氏歸依僧乎。曠昔北條之家臣被招多米氏。主於武劬神奈川豐顯寺。或時家康公寵臣被延鶴殿氏。主於遠劬東漸寺矣。右二ヶ寺住在於當寺草創之前。後陽成院之御宇天正十八庚寅之年被延。大久保氏從駿劬移於東陽。則地理元在于清水御門之内。大樹尊公於江府築大都城。因茲於其地。元珠尊院御在居之地也。替地被下飯田町之下。于世名板屋之寺。早疾寺院被構之由達上聞。預東照宮御褒美矣。飯田町之地引則慶云々々々。安藤前對馬守引地。同内室爲本願主。德權和二丙辰年寺地下置小石川。那扶助ヲ以建立於本堂客殿鐘樓等云々。退院而寓屋寺内。同六庚申二月十四發微疾。誦經要宿。齡八十五。噫從壯歲志弘法。迨耆年願望足。一簣之功既成。山岳是此師之德耳。

二代惠性院白耆。住院六年。越之中劬人。氏俗不審。智行兼備。不慮世事。又不蓄貨財。偶然如見戲晨夕誦法華經。一朝集衆堂内誦方便壽量之兩品。到于自我偈一心欲見佛之句。合掌安坐而無疾化。天奏音樂。隣寺聞之。寛永二丁丑十月十五日。年五十七。

地中、

圓立院圓乘坊。

- 一、開闢起立年代。

久世家先祖と菩提所三州額田郡尾尻村長福寺地中圓乘坊住持圓立院日怡と申僧。久世三四郎廣宣歸依僧なる故、天正十八年本妙寺從駿州引地と砌、當府に來り久世家に寓居ス。爰日怡義本妙寺開山日慶上人に隨身し、三檀家久世三四郎阿倍四郎五郎大久保新八郎卜志を同し、清水御門之内に於本妙寺を建立と砌、同時に起立仕仕。

- 一、開祖圓立院日怡和二丙辰年十月十四日遷化、行年七十二才。事蹟等不詳。
- 一、開基久世三四郎廣宣。法名眞性院殿日詠居士。寛永三丙寅年三月十九日卒。本行院成本坊。
- 一、起立年代本妙寺同時に御座。
- 一、開祖本行院日善。寛永三寅年八月朔日遷化。事蹟不知。感應院一林坊。
- 一、起立と義と本妙寺開山日慶上人まで、則隱寮に御座。

——本郷寺社書上

德榮山總持院本妙寺。

本郷區菊坂町ニアリ。域内千五百貳十六坪。日蓮宗。元龜二年辛未○紀元二二二三年。僧日慶駿河に創建シ、大久關東首都時代

保忠俊新八久世廣宣三四阿部正之四郎等ヲ以テ開基トナス。天正十八年庚寅江戸ニ移リ、清水門内ノ地ニアリ。又飯田町ニ移ル。當時諸家屋皆葺替タリ。本寺獨リ板ヲ以テ之ヲ葺ク。因テ板葺屋寺ト云。慶長中火災ニ罹リ、牛込門内ニ移リ、元和二年丙辰小石川ニ移ル。日慶後退隱シ、同六年庚申二月十四日寂ス。年八十五。四世僧日圓ノ時、寛永十三年丙寅再ヒ火災ニ罹リ、今ノ地ニ移ル。七世僧日曉ノ時、明曆三年丁酉正月十八日本寺火ヲ失シ、延テ府下ニ及ヒ、市街三分ノ二ヲ焚燬ス。世之ヲ丸山火事ト云。
——東京通志

遍照寺(浄土)創立

同年 ○天正十八年庚寅。浄土僧善空遍照寺ヲ櫻ノ馬場○本郷ニ創立ス。後淺草○柴崎町ニ移ル。

○江戸惣鹿子。再校江戸砂子。淺草寺社書上。續府内備考。江戸名所圖會。東京府志料。新撰東京名所圖會。

遍照寺事蹟

遍照寺

光明山天獄院遍照寺。

増上寺末。

北寺町。

當院いよしへ馬喰町上へ寺町あり。明曆年中當所ニ移る。

手嶋觀音と云靈佛あり。豊島とも。

塔頭 光樹院

貞松院

專修院

松樹院。

——江戸惣鹿子

光明山天獄院遍照寺。

増上末。

北寺丁。

豊島觀世音。又手島とも。宋育王山能仁寺の靈像也。

補。建保年中鎌倉鶴岡社僧良真僧都入宋の時傳來の像也。後まゆへありて、太閤秀吉公幕下津田孫右衛門勝重此像を得、其子半右衛門元重此像の告よりて、伊賀國手島といふ所まで群盜の難を去のき武威を國中にぬるふ。世人手島殿と稱し、終に姓號とせ。元重江戸より來りて、寛永十六卯年此像を當寺にお

さむ。その比へ當寺馬喰町あり。明曆三酉年回祿の時此像火中より出現あり、全體毫末の損壞なしと云。當寺は明曆後此所へうつさる。
——再校江戸砂子

一、古跡拜領地、境内坪數千八百坪。

一、淨土宗。芝増上寺末。

一、光明山天獄院遍照寺。

天正十八寅年起立。元地櫻馬場邊。其後馬喰町ニ移リ、年月不詳其後明曆三酉年亦々淺草ニ移ル。

一、開山、圓蓮社滿譽善空上人。寛永十三丙子年正月十四日入寂。

一、中興五世慧蓮社日譽聞徹上人。延寶八庚申年五月十五日示寂。

——淺草寺社書上

本堂。間口七間、奥行六間。

本尊、阿彌陀如來、坐像。

兩大師像。

開山圓蓮社滿譽善空上人像。

名體不離と名號。圓光大師筆。

觀世音。唐佛。手嶋觀音ト號ス。

縁起

そもく此尊像ハ武劔江戸淺草光明山天獄院傳授の尊像也。古老傳へらく、往昔鎌倉の右大臣實朝公ある夜夢むらく、大宋國よいふる、はからせして嚴麗の一寺ヲ入る、長老陞坐し、衆僧環坐して、

貴賤男女竹蓐のこたく集會せり。公かたはらの僧よとふ、此寺何とか名つく、長老ハ誰ぞ。僧云、是京師能仁寺、長老ハ開山道宣律師也と。公大ニ驚ていはく、入滅既ニ數百年を経たり、何ぞ現在せん、僧笑て云、ちらそや聖神測難生死自在にして應現機よまたかふ、律師今日本ニ誕生す、右大臣の征夷大將軍源實朝公是なりといふ。公渴仰歡喜身ヲ汗して、左邊の侍者をみれば舊知の人ニ似たり。是亦誰そととふ。僧云、彼ハ是律師ニ從奉るの契ふかく、同く日本に生を得たる靈岡八幡の供僧良眞僧都是こと。公貴はかりかたく頭を擧て徐禮されは、白衣の武士觀世音光色皓月ノ等く拜れさせ給ふとみて、夢覺ぬ。急ぎ上使をして良眞を召。良眞もまゝ夢感ありて、夙ニ幕府ニ趣く路上ニ相逢て、俱ニ參謁す。互ニ夢を説て宿契の深きを悦ぶ。是より公渡宋の大志を發すといへとも、元帥の大任撫民の父母として異國ニ趣し例なきを以て、臣諫め君ゆるさせ。公やむ事を得ずして十二人の使節を宋國ニ遣す。良眞大僧都葛山の願成を首として、大友豊後守少貳孫太郎小山七郎左衛門宇津宮新兵衛菊池四郎村上次郎三浦修理亮海野小太郎勝間田兵庫南條次郎等、金銀貨財を載せ、終ニ大宋國の京師育王山能仁寺ニ達し、感夢の事をのへ、財寶を佛僧ニ施し奉る。衆僧且怪且喜て報答をせかる。上使衆僧ニ告て云、釋尊の牙舍利今鎌倉圓覺寺にまします。白衣觀音を日本ニ奉持し實朝公ニ拜せしめ奉らんと。衆僧一たひは訝り疑といへとも、宿契の深きを感じて、終ニ奉送す。公使節の將來を聞て大ニ歡喜し、自街に迎ふ。從人樂を奏し伎童蓋を捧げ、衆僧伽地を誦し萬民幣帛を捧ぐ。時ニ當て紅雲一道靈岡の宮より出て、二尊の寶輿をおほふ、南海の波上ニ衣冠の人數百連立て合掌し、良久して没せ。公彌感歎し、扉を啓て慈顏を拜すれば、夢ニ禮せし尊容ニ毛髮も違はざりしそ、まこと

に希有の妙應なる。其後津田孫十郎元勝といふ士、ふしきの夢告に依て、此尊像を奉持し、瑞應日々にあらたなり。末葉津田孫右衛門勝重太閤秀吉公の幕下にして、軍功倫ニ越りといへども嗣子なき事を歎きて、偏ニ此尊像ヲ祈る。大士告たまさく、汝先生の報因子なしといへとも、我ニ便生福德智惠の男比誓約あり、汝か祈願また至誠なり、仍て一子を授ん、此子成人の後汝ノ家代々稱せし家名を改ん、これ報として子なきの印なりと示したまふ。果して一子を生し、後ニ津田半右衛門元重といふ。武勇父も勝れり。ある時伊賀國手島といふ處にして群賊元重を害せんとはかる。此尊像あらかしめ示現し給ふに依て、怨賊還て敗北し及び、武勇彌秀、國民尊て手島殿と稱す。是より家名を手島とあらたむ。曾て大士の御告またかはぬふしきを末の代ニ傳へて、手島の觀音と號し奉る。元重當院を菩提寺と定め、一字を建立し、此尊像を奉納す。寛政十八年十月元重聊病を得たり。兼て往生を求願し、此尊の迎接を祈る。十四日の夜此尊梵音を出して、種々諸惡趣地獄鬼畜生生老病死苦以漸悉令滅と告給ふ。元重生生の近つける事をさとりて、同十五日正念ニ念佛し、往生を遂わらんぬ。高勝院西岳道本居士と號す。明曆三年の大災火、此寺もと馬喰町ニありて、諸堂一時ニ灰燼と成し、尊像火中にして毫末の損壞なし。大丸建保四年〇紀元一八七六年。日本國ニ渡り給ふて、星霜爰ニ數百年、利益猶牛車に充へし。何ぞ秃筆の及ふ所たらんや。聊其濫觴を誌せ而已。

大佛。唐銅坐像。銘云、延寶八年五月十五日。

鎮守熊野權現繪像。當時鎮守社無之に一幅。付此所に安置せ。

大鐘。銘に云、延寶三年甲寅十月廿七日再鑄。

塔頭。

松樹院。

開祖稱蓮社單譽殘貞。元祿八乙亥四月二日寂。

本尊、三尊、彌陀如來。立像。

專修院。

開祖、明蓮社光譽了也。年月不知申、十五日寂。

本尊、彌陀如來。立像。

長松院。

光樹院。

貞松院。

右三ヶ院之内、長松院光樹院の年月不知疊置、貞松院の文化七年疊置申也。

——續府内備考

光明山天嶽院。遍照寺と號す。日輪寺の西に隣る。淨社の法窟にして、天正年中善空上人草創也。開山は圓蓮社滿譽上人と號せり。本尊手島觀世音菩薩は唐佛にして、順德帝建保年中相州鎌倉鶴岡の社僧良眞僧都入宋の時育王山能仁寺より將來せる尊像なりしを、其後豐太閣の幕下津田勝重といへる者此像を感得と。息元重伊賀國手島と云所に至る頃、此靈像の告よりて群賊の蜂起を治め、武威を國中に振ひぬ。依て人民伏して手島殿と稱す。其後元重當國に趣きし頃、故所りて當寺に收む。則寺内は手島元重

の墳墓あり。當寺舊は淺草橋のうちありしか、明曆回祿の後此地に移る。

——江戸名所圖會

天嶽院。光明山下號す。淨土宗。芝増上寺末。天正十八年櫻馬場邊にて起立。後馬喰町へ移り、明曆三年今ノ地へ再轉ス。開山滿譽。寺地千六百坪。

——東京府志料

天岳院は柴崎町二十九番地あり。光明山と號し、遍照寺と稱す。淨土宗にして、芝増上寺の末なり。

天正十八年善空和尚江戸櫻の馬場(天成就の西)に創立す。のち馬喰町に轉じ、明曆の大火後此地に移る。

——新撰東京名所圖會

長善寺(法華)草創

同年 ○○天正十八年庚寅。法華僧日義、谷中

○荒川區日暮里町四丁目。ニ長善寺ヲ開創ス。○江戸志。江戸紀聞。新編武藏風土記稿。東

京府村誌。東京近郊名所圖會。此寺今ナシ。烏山ニ移ルトイフ。○

如法山長善寺。

同宗。○法華宗。

小湊流。

芋坂。

開山、日義大徳。

——江戸志、江戸紀聞

長善寺。同宗。○法華宗。安房國小湊誕生寺末。如法山下號す。開山圓立院日義。天正十八年二五〇年。起立。慶

長十九年二月十九日化ス。本尊三寶祖師立像ノ鬼子母神及三光天子石像ノ祖師ヲ安ス。鬼子母神ハ傳教

ノ作ト云。

三十番神堂。是モ村内鎮守ナリ。祭禮正月十五日。堂内ニ鬼子母神十羅刹女及毘沙門ヲ置。

——新編武藏風土記稿

長善寺。善性寺ノ西ニアリ。寺地東西二十五間、南北二十四間三尺、面積六百十二坪五合。日蓮宗。安

房國小湊村誕生寺末派。慶長二年丁酉僧日義開基。

——東京府村誌

關東首都時代

長善寺は同所○寺踏切の西角に在り。如法山と號す。日蓮宗にして、安房國小湊誕生寺の末なり。開基は圓立院日義大徳にて、天正十八年○紀元二二五〇年の創立なりといふ。——東京近郊名所圖會

龜戸○城東區龜戸町三丁目金藏院（天台）草創

龜戸○城東區龜戸町三丁目ノ天台宗金藏院ハ天正十八年庚寅○紀元二二五〇年僧延海ノ草創トイフ。○新編武藏風

土記稿。葛西志。東京府志料。

金藏院。天台宗。江戸淺草東光院末。香林山ト號ス。本尊彌陀。開山ヲ延海ト云。天正十八年○紀元二二五〇年ノ起立ナリ。

金藏院。境内餘地四三坪龍光寺の南なり。天台宗。淺草東光院末。香林山と號す。天正十八年○紀元二二五〇年の起立なり。本尊阿彌陀如來および辨天を安す。

——新編武藏風土記稿

金藏院。香林山ト號ス。天台宗。淺草東光院末。開山ヲ延海ト云。天正十八年○紀元二二五〇年ノ起立。寺地四百三十坪。

——葛西志

同年○天正十八年庚寅法華僧日信、常圓寺ヲ衾○日黒區衾町ニ開創ス。○新編武藏風土記稿

常圓寺。境内年貢地四千四百坪餘。字東根ニアリ。日蓮宗ニテ、身延山久遠寺末ナリ。山ヲ小杉ト云。開山ハ日信上人ナリ。文祿二年八月十一日示寂セリ。寺傳ニ云、日信ハ江戸谷中ノ感應寺第九世ノ住僧日長上人ノ師ニテ、ハシメ西林坊日運ノ庵室ニラリシカ、彼僧寂セシ後、天正十八年ソノ小庵ヲ一寺トナシ、常圓寺ト號ス。當寺ハハシメ碑文谷法華寺ノ末寺ナリシカ、元祿年中法華寺ノ住僧罪有シ時、本寺ハ天台宗ニ改メラレシカハ、ヤカテ身延山ノ末ニ加ヘラル。

——東京府志料

常圓寺（法華）

本堂。八間ニ六間ナリ。本尊三寶釋迦多寶ハ座像一尺餘。表門。兩柱ノ間二間。何レモ南向ナリ。七面明神社。門ヲ入テ左ニアリ。——新編武藏風土記稿

善徳淨土移轉

淨土宗善徳寺ハ享徳二年癸酉○紀元二一一三年ノ起立ト傳フルモ詳ナラス。天正十九年辛卯坪根澤ヨリ平川口ニ移リ、慶長十三年戊申馬喰町ニ、明曆三年丁酉七月遂ニ現地○淺草松葉町ニ移ル。○再校江戸砂子。淺草寺社書上。東京府志料。東京府誌。新撰東京名所圖會。

善徳寺事蹟

善徳寺

獅々吼山善徳寺專稱院。

増上末。

新寺町。

開山樂譽上人惣林和尚。

享徳二酉年起立。むかしは吹上坪根澤ありしを、慶長の頃當所よりうつさるゝと云。○慶長ニ現地へ移ルトハ誤ナリ。書上ヲ見ヨ。

——再校江戸砂子

武州江戸淺草新寺町

善徳寺

一、境内坪數起立並替地ニ年代。

當寺古跡拜領地惣境内坪數千九百三十一坪二合六夕。表間口四十間四尺、裏行四十七間三尺。

已前は坪根澤ニ在之由、神君様御入國翌年○天正十九年平河口ヨリ移リ、○續府内備考、コノ下二又三年を過大船町に移リ慶長十三年馬喰町近郊りに移リトアルヲ可ト

關東首都時代

ス。脱。十三年之馬喰町近廻りニ移、明曆三四年七月朔日唯今ニ此地淺草に引移。

一、宗旨は淨土宗ニ在。増上寺末。淺草新寺町獅子吼山專稱院善德寺。

一、開山、十蓮社樂譽上人。

但し在住四十年。遷化明曆^〇三寅年七月十六日。行年八十八歳ニ在。

一、開基相分り不申。

一、當寺起立、享徳二四年^〇今年迄三百七十二年ニ相成。

一、開山行狀由緒來歴等、明曆三四年大火ニ節不殘書物等焼失ニ在、不分明ニ御座。

一、本堂。本尊、阿彌陀如來、丈二尺五寸、坐像。

兩祖師。共坐像。丈二尺。

一、釣鐘堂。銘文左ニ通。

大日本國武州豐島郡江戸淺草獅子吼山善德寺供鐘並序

夫覺鐘者諸佛善巧衆生得悟良緣也。二龍含靈雲而吐於海潮、兩虎嘯惠風發於梵音矣。法本曰、

梵聲猶雷震八音暢妙響。信哉此言焉。因茲施主近藤宗哲齊慈父心休淨哲信士相當五十年忌、新鑄

洪鐘修東後追福、兼又結將來善緣者也。冀者檀家安泰寺門隆盛現當兩益豈口捐乎。

銘曰

新鐘高掛

晝夜無量

槌纜撞却

聲震萬方

覺三有夢

破四生障

所庶幾者

國家吉祥

師檀和睦

久久長長

于時寛文十一辛亥年九月廿三日

江戸境町

施主 近藤喜兵衛尉勝

御鑄物師 渡邊近江大椽源正次

二十六歳作之

當寺中興心蓮社負譽敬白

奉祝延

今上皇帝聖化无窮

大檀那本命元辰

西方大德聖君星斗

寺中、春翁院

惣地面、南々北々十七間、東々西々七間半、

但し坪數百廿二坪半。

初代俊蓮社翁譽自然和尚。慶長三年九月十七日寂。慶長午年^〇今年文政八酉年迄二百廿九年ニ相成

申。

——淺草寺社書上

善德寺。獅子吼山下號ス。淨土宗。芝増上寺末。往古坪根澤ニテ起立。徳川氏入國ノ後平川口へ移リ

慶長十三年馬喰町へ移リ、明曆三年此地へ移サル。開山樂譽。寺地千九百三十一坪。

關東首都時代

四七七

—東京府志料

善徳寺。町○松葉町南ニ在リ。寺地東西四十五間三尺、南北二十五間五尺、面積千八百八十八坪五夕。増上寺末派。創建遷徙ノ年月上ニ同シ。○坪根澤ニ創建。明僧聰林開基。曆三年現地ニ移ル。

—東京府誌

善徳寺は同町○松葉町八十二番地一號に在リ。獅子吼山と號し、專稱院と稱す。淨土宗にして、芝増上寺の末なり。開山は樂譽上人惣林和尚とす。享徳二年の創立にして、初坪根澤に在リ。天正十九年平川口に移リ、三年にして大船町に轉じ、慶長十三年馬喰町に轉じ、明曆三年大火後今の地に移る。

—新撰東京名所圖會

西藏院(眞言)福生
院(眞言)雨岡不動堂

金杉○下谷區中根岸町ノ眞言宗西藏院ハ、開山ヲ平眞トイフ。創建ノ時代不明ナルモ、天正

十九年以前ノ舊刹ニシテ、モト三島神社ノ別當寺ナリ。○第一卷三島神社條參照。附近ニ僧滿海ヲ

開山トセル眞言宗福生院アリ。亦元和以前ノ古寺ニシテ、時雨岡不動堂ヲ管理ス。

○新編武藏風土記稿。再校江戸砂子。江戸志。江戸紀開。東京府村誌。新撰東京名所圖會。江

戸名所圖會

西藏院

蹟

西藏院。新義眞言宗。足立郡元木村吉祥院末。圓明山寶福寺ト號ス。本尊大日。開山平眞ト云。寂年ヲ失ヒタレト、天正十九年上野郷ノ水帳ニモ寺號ヲ載タレハ、古キ寺ナリ。淺草田原町續ニ祀ル三嶋明神ノ別當寺ナリ。
—新編武藏風土記稿

圓明山西藏院。

モト木 吉祥院末。

下谷。

—江戸砂子

寺領五石。

延命山地藏寺西藏院。

眞言。

元木吉祥院末。寺領五石。

金杉中村。

開山權大僧都平眞和尚。

開基河野氏よて、もと三嶋社當寺あり。

後、淺草ニ移る。三島の社も河野氏の勸請なり。故に此邊を

元三嶋といふ。

—江戸志

延命山西藏院地藏寺。

二千二十五坪。

本木吉祥院末。

同所○金杉中村。

寺領五石。

開山權大僧都平眞和尚。

開基、河野氏。○下略。

—江戸紀開

西藏院。圓明山ト號ス。

新義眞言宗。足立郡本木村吉祥院末。

開山平眞。寺地二千二十五坪。

—東京府志料

西藏院。圓光寺ノ東北ニアリ。

寺地東西一町四間三尺、南北三十二間、面積二千零二十五坪。眞言宗。

京都御室仁和寺末派。年月不詳僧平眞開基。僧祐永中興。

—東京府村誌

西藏院は中根岸町二十六番地に在リ。圓明山と號し、法福寺と稱す。新義眞言宗にして、智山派なり。現住職は山本了典。創立の年月詳ならぬ。天正十九年の上野郷水帳にその名を記しあり、且近年土中より康安二年の文字ある板碑を發見したるよしなれば、蓋し當地ニ於ける最古の寺院なるべし。開山は法印平眞にして、中興は第二十世法印祐永なり。その墓碑を檢せしに、平眞の墓には年月を識さ

關東首都時代

四七九

、祐永には文政二卯年八月二十一日とあり。

當寺はもと三島神社の別當にして、今は時雨岡不動堂並に釋迦堂を管理し居れり。

門はしら木造りにて、扉上に牡丹の透し彫あり。結構頗優美なり。門前に八十八ヶ所第二番弘法大師と
まゐりたる石標を建つ。又門には御府内二十一ヶ所第十一番の黒地金字札を貼す。本堂玄關は破風作り
にて、楣上に赤鬼を附したり。玄關前に橋松の二樹あり。○中略傍に弘法大師一千五十年遠忌供養塔あり。
墓域の入口の傍に地藏堂ありて石地藏を安置せ。奉納云々西國四國阪東願主宗清と刻す。惜むらくは年
月を銘せざ。

——新撰東京名所圖會

福生院、時雨岡不動堂

福生院、
時雨岡不
動堂事蹟

福生院。同宗。○新義出羽國湯殿山大日坊末。今其山ノ役寺ナリ。本尊大日。當寺元和九年マテハ村内御

行松ノ邊ニアリ。開山滿海寛永五年九十六歳ニテ寂ス。アル時東照宮寺領ヲ賜ハルヘシト仰アリシカ、

滿海出家ハ三衣一鉢ニテ足レリトテ、辭シ奉リケレハ、御感マシクケリト云。

不動堂。時雨岡不動ト號ス。縁起ハ御行松ノ下ニ出ス。福生院持。

御行松。堂傍ニアリ。高サ二丈餘、周廻三圍ニ及ブ。或ハ大松トモ呼。舊井アリ。洗垢離ノ水ト云。此

松ニツキサマサマノ説アリ。弘法大師此地ニテ大日不動ノ修法ヲ行セリト。或ハ康平ノ頃源頼義治承ノ

頃頼朝等ノ故事及文覺行ヲナセシ所トモ云傳フ。元來此所ハ福生院ノ舊地ニテ、世代ノ墳墓今モ、此所ニ

アリ。先ノ年岡田安兵衛ト云モノ、先祖左衛門カ襟掛及ヒ文覺カ作レル不動ヲ石櫃ニ納メ、此松ノモト

ニ埋メ、上ニ石像ノ不動ヲ置シカ、其子孫安兵衛寶曆中先祖ノ遺書等ノ入シ一櫃ヲ再ヒ彼襟掛不動ノ入

シ石櫃ノ内ニ藏メ、新ニ大像ノ石不動ヲ建立シ、境内頗ル景致ヲナセシニ、故アリテ廢却セラレ、石像
ノミ松根ニアリシヲ、文化三年貞照トイヘル比丘尼本願トナリ、公ニ乞奉リ、不動堂ヲ建立シテ、松根
ノ不動ヲ遷シテ安スト云。
——新編武藏風土記稿

時雨岡。同所。○根庚申塚といへるより三四丁良の方小川に傍てあり。一株の古松のもとに不動尊の草堂
あり。土人此松を御行の松と號く。來由ハ姑くこゝニ省略ス。一に時雨の松
ともよへり

回國雜誌。忍ふの岡といへる所まで、松原のありけるかけにやをみて、

霜の後あらはれよけり時雨をは

忍ひの岡の松もかひなし

道興准后

按に忍の岡といへるは東叡山の舊名なり。此地も東叡山より連綿されは、回國雜誌よ出るところの和
歌の意を取て、後世好事の人の號けしならん歟。
——江戸名所圖會

不動堂。時雨岡不動ト號ス。堂傍ニ大樹ノ松アリ。御行ノ松ト云。此地所ハ福生院ノ舊地ニテ、往年岡
田安兵衛ト云者先祖左衛門カ襟掛及文覺ノ作レル不動ノ像ヲ石櫃ニ納メ、松ノ下ニ埋メ、上ニ石像ノ不
動ヲ置シカ、子孫安兵衛寶曆年中新ニ大像ノ石不動ヲ建立シ、境内頗ル景致ヲナセシニ、故アリテ福生院
廢却セラレ、石像ノミ松根ニアリシヲ、文化三年貞松院ト云ル比丘尼、官ニ乞テ不動堂ヲ建立シ、松根
ノ不動ヲ遷シテ安置セリト云。堂地六十坪。
——東京府志料

不動堂。西藏院ノ北ニアリ。時雨ノ岡不動ト稱ス。堂地東西八間、南北七間三尺、面積六十坪。此地初
福生院ト云ルアリ。其傍ニ巨松アリ。時雨ノ松ト云フ。往昔岡田某(左衛門)僧文覺手作ノ不動佛ヲ石櫃

ニ納メ、此松下ニ埋メ、上ニ石像ノ不動ヲ安ス。後故アリテ福生院廢セラレ、石像不動ノミ存セシヲ、文化三年丙寅比丘尼貞松院ナル者官ニ乞テ不動堂ヲ建テ、石像ヲ其内ニ置ケリ。又其松ハ寛永年間上野御門主其下ニ於テ行法ノ事アリシヨリ、又御行ノ松トモ稱ス。

—東京府村志

時雨の岡とは、俗間に中根岸不動堂のある邊をいふ。後世好事家の名つけしものなるへし。因て不動堂を時雨岡不動と稱し、その傍の松を時雨松と唱ふ。

御行の松、一名時雨の松は、時雨岡不動堂の傍に在り。故に一に時雨の松と唱へ、又單に大松ともよぶ。高さ二丈餘、周圍三圍に餘れり。今尙繁茂して鬱蒼たり。

時雨の松の名あるは、回國雜記の歌に基くといふ。同書云、淺草を立て新羽といへる所におもむき侍るとて、道をがら名所ともたつねけるなかに、忍の岡といへる所にて、松原のありけるかけにやをみて

霜の後あらはれにけり時雨をは

忍ひの岡の松もかひなし

此歌により、此地をも忍ひ岡に連り、殊に此松ハ秀されは、後世好事家の名けしものならむ。

御行の松と稱する事に就ては定説なし。新編武藏風土記稿に、此松よつきさまくの説あり。弘法大師此地にて大日不動の修法を行せりと。或ハ康平の頃源頼義治承の頃頼朝等の故事及ひ文覺行を爲せし所とも云傳ふと見ゆ。然れどもその證なし。東京案内には、其松は寛永中上野門主その下に行法の事ありしより、一にお行の松と呼ふと明記せり。前説より稍信をべしと雖も、確證を擧げざれば未俄かに従ふを得ず。松下の碑に徴されば、弘法大師修行の處とを。これ素より傳説に據るものなり。松は大さ三圍

ありて、大枝四下に垂下し、みごとなるものなり。注連繩をかけ、六本の支柱を添へあり。傍に二碑ありて、一は和漢朗詠集の詩歌を刻し、一はその由來を識せり。左の如し。

十八公榮霜後露 一千年色雪中深

常盤なる松の緑も春くれは

今一しほの色まさりけり

八十八叟大澤超外書

碑背に安政二卯年三月とあり。

御行松不動尊之碑

吾祖弘法大師曰、山藏玉草木茂、嶽收劍光彩衝。東京根岸里有名像不動尊。云、大師修行於此所。刹有松。乃所安像也。因稱御行松。中世廢頽、殿堂就荒。寶曆中有湯殿山僧快秀。依夢感得此像於松下土中、岡田利完者造堂奉焉。爾來香煙至今云。所謂是松之茂由於有是像乎。銘曰、

純乎甘雨

普灑石田

良心不動

魔障那邊

有信分影

救迷泛船

眞成感德

松操萬年

明治十五歲次辛巳五月

少教正

吉堀

慈恭撰

その後根岸及近傍圖の解説を読み、上野の宮御行の説答信すべきを知れり。その説にいふ。

御行の松偃蓋巨松にして、西面の枝振最もよし。金杉村水帳に大松とありし由。これ本名ならむ。宮家の舊臣本間八郎翁いふ、上野の宮御加行とて百日間毎朝山内及根岸邊の神祠佛宇を徒歩にて廻らる

關東首都時代

ることありて、此松の下に息はせらるゝを例としたり。土民因て御行の松と稱せりと。此説得ざるが如し。小畑詩山(名行簡、稱良卓)は上野の宮の侍讀よりし由にて、其御行の松の作に、後凋松偃翠掃清、雨雪風霜老倍榮、一自□王蒙御幸、晝宵時有吹笙聲、拙調なれども旁證とせ。空海文覺行法の説は取らぬ。

時雨岡不動堂は中根岸町五十七番地御行の松の傍に在り。今の堂は新築のものにて、護堂者住せり。前に不動堂の扁額(龍眠偈)を掲げ、鰐口を掛く。此まは貞照の文字明かに見ゆれば、新編風土記稿にいふ比丘尼の奉納せしものと知らる。

—新撰東京名所圖會

永福寺(禪)再興

杉並○杉並區 永福寺町ノ禪刹、永福寺ハ、寺傳ニハ大永二年壬午○紀元二一八二年八月ノ創建トナシ、後

地名トナルモ、寺ハ廢絶セシガ若ク、天正十八年庚寅小田原城陥落ノ後、北條氏

ノ遺臣安藤某○式部此ニ移住シ、僧秀天○慶實ヲ招シテ再興セリ。○新編武藏風土記稿。武藏名勝圖會。東京府志料。武藏志通。

永福寺

永福寺事蹟

永福寺村ハ○中略天正十八年小田原ノ家人安藤式部ト云モノ主從七人相州大住部ヨリ來リ、永福寺ヲ再興シ、土地ヲモ開墾セシト云。サレト證トスヘキモノナク、唯土人ノ口碑ニ傳フルノミ。

永福寺。除地一段三畝二十六步。村ノ東ハツレニアリ。禪宗曹洞派。相摸國大住郡田原村香雲寺末。萬歲山下號ス。客殿七間ニ六間。南向ナリ。開山秀天慶實。遷化ノ年月ヲ失セリ。本尊十一面觀音。木ノ

坐像。長七寸許。其作ヲ傳ヘス。脇士不動毘沙門。木ノ立像ニシテ、各長三寸許ヲ安置ス。門、客殿ノ正面ニアリ。

鐘樓。門ヲ入テ右ニアリ。堂ハ八尺四方。鐘ノ徑二尺五寸。寛延四年ノ銘文ヲ刻セリ。

稻荷社。上屋二間ニ一間半。内ニ小祠ヲ置。拜殿三間ニ二間。社前ニ鳥居ヲ立。村内ノ鎮守ナリ。牛頭天王。境内乾ノ方ニアリ。

—新編武藏風土記稿

辨天祠。表門ノ前ニアリ。辨天ハ木ノ坐像。長四寸許ナリ。

永福寺。永福寺村ニあり。此地小田原所領帳ニ二十壹貫文、永福寺成宗沼袋、島津孫四郎と出たれば、寺傳よりいふより古き地にて、永福寺といふ慶寺跡を天正後より成て取立しものなるべし。

萬年山と號す。曹洞宗。相州田原香雲寺末。

本尊、十一面觀世音。協立、不動明王、毘沙門天。

開山、天秀慶實和尚。

天正十八年小田原落城の頃、安藤式部といふもの主從七人並當寺開山相伴て小田原城より此所に落來り居住し百姓となり。民戸取立、菩提所も取建、天秀和尚を開山となし、永福寺と名附、村名又永福寺と號し、本國內相州小田原香雲寺の末寺となる。式部が忰兵部といふをの御繩受の地なりといふ。

—武藏名勝圖會

永福寺。萬歲山下號ス。曹洞宗。相摸大住郡田原村香雲寺末。開山ヲ慶實ト云。寺地二千四百二十七坪。

—東京府志料

萬歳山永福寺。

同村 ○和田堀内村。ニアリ。域内千貳百四拾九坪。曹洞宗。寺傳云、大永二年^{○紀元二}一八二年。壬午八月之ヲ創建

ス。小田原役帳島津孫七郎廿一貫文永福寺ト記ス。即此地ノ謂ナリ。後衰廢シ、北條氏遺臣安藤某^{○式}部

此ニ來リテ再建シ、僧秀天^{○實}ヲ以テ開山トナスト。

——武藏通志

吉祥寺(禪)

天正十九年辛卯 ○紀元二 十一月、禪刹吉祥寺和田倉ヨリ神田臺 ○本郷區元 町一丁目邊ニ移ル。徳

川氏ノ寺領寄附ハ此際ニ在リ。 ○江戸名所記。南向茶話。江戸志。改撰江戸志。駒込寺院書上。府内備考。續府内備考。竹橋餘筆。江戸名所圖會。東京通志。新撰東京名所圖會。

吉祥寺事

吉祥寺

諏訪山吉祥寺は太田の道灌遠山丹波守心ざしを合せてこんりうせらる。開山は青岩周陽和尚也。此寺そ

のかみは和田倉橋のうちにありし。○中はるかにとし月を経てのち、東照權現はしめて江城にうつりた

まひしときに、當寺は第五代の住持用山玄照和尚なり。城内きはめてせばかりけるゆへに、吉祥寺を神

田よりうつして城をひろくなしたまふ。そのころ寺の替地をてに城を去事はるかに遠かりければ、人倫通

ざる事稀にして、寺のためいかゞあるべきと上意ありしに、玄照和尚こたへていはく、今この江城の氣

をみるに、君の御代大にはん昌して市をなし、月にしたがひ日を追て家居たちひろまるべし、この故に

後には此替地の寺もまた地を替られ侍べらんと、申たまへば、御感なのめならむ、すなはち當寺に七十

五石の寺領御寄附あり。——江戸名所記

吉祥庵は御入國以來小石川水道橋の北の方へ被移、吉祥寺と號せ。仍之古江戸繪圖には此橋を吉祥寺橋

と相記し。

——南向茶話

諏訪山吉祥寺。

同。○禪。

上州永源寺末。

寺領五十石。

當寺開闢略記曰、長祿年中太田左衛門太夫持資江戸御城營開有とき、井を堀りて、井中より吉祥の文字

ある金印を得たり。是吉瑞なりとて、寺を開闢して吉祥寺と名づく。その寺和田倉の内より有て、諏訪明

神の鋪地なりしゆへふ、山を諏訪山と號せ。開山は青巖周陽禪師なり。天正十一年辛卯 ○十一年ハ癸未、辛卯ハ十九年ナリ。九

代元照和尚この地面よりは後々繁榮して大勢の衆徒參禪辨道のたよりよろしからむと、替地を願ひ、神

田臺に移る。今の水道橋は其時の表門の橋なり。故よかの橋を吉祥寺橋といふ。○中明曆三丁酉年駒込今

の地に移る。——江戸志

天正十一年ハ癸未なり。十九年辛卯の誤なるへし。殊に十一年ハ御入國より前のこと。按ざるに元和

の頃の圖に據るに、西ハ今の石川石丸建部などの屋敷の邊をかきり、東の方は大岡源左衛門か屋敷に隣

れり。今の水道橋は吉祥寺の前にかゝればかくいひしなるへし。表門の前の橋といふともあるべし。

表門の橋とは云かたからん。

瀬名貞雄云、むかしの吉祥寺は今の小川町松平紀伊守屋敷の所にありしを、御入國の後水道橋の外、今

の石川石丸家等の所に移され、明曆三年回祿まで此地よりありしを、かの大火に焼亡せしかは今の地にう

つさる。かく明曆年中までも寺ありしかは、世々寺橋ともいひしを、延寶のはしめの頃より水道橋とい

ひしなり。其事古き江戸圖に見へたり。按ずるに當寺の小川町にありしと云はうけりひかたし。神田の

臺にありしといふ疑ふへからむ。既に天正十九年辛卯の文書も神田の臺吉祥寺とあり。此神田の臺

といふは今の駿河臺より本郷の臺へかけていひしと見ゆ。江戸川の堀割なき前へ、駿河臺へかけ當寺の境内にてありし也。元和の頃の圖又は全く前よものゑることく、本郷の方はかりなり。此神田の臺へ移らざる前へ寺地の舊跡まぢくよして、いまた正しき所を知らず。

——改撰江戸志

吉祥寺御由緒書

一、長祿年中太田左衛門太夫殿江戸御城被築の時分、井戸と内る吉祥と文字をわりの金印出の付、當寺建立有之。其節と寺は今之和田倉と内る、諏訪明神と鋪地たるによりて、山を諏訪山と號し、井中より出の金印と文字を以、寺を吉祥寺と被名付。

一、權現様元龜二辛未年○寛元二十二月遠州濱松の吉祥寺看榮被爲召、御懇と奉蒙上意、天正二年迄滯府仕罷在。天正十壬午年未年御壽四拾貳歳ニ被爲成ニ付、御除厄と御懷中御守、看榮加持仕、御直ニ奉差上。天正十二年十二月權現様御幼少御所持被爲遊由なる、興聖菩薩御作毘沙門天王尊像御奉納被爲遊、則毘沙門堂御建立被下置。天正十九辛卯年三月六日紋紗と紫衣拜領仕、以後代々着用可仕旨被仰渡。同年六月六日於御前吉祥寺儀と御府内一宗第一と寺格と奉蒙上意。一、其後當寺五代と住持元照と申僧の御歸依被爲遊、毎度登城被爲仰付、御聞法被爲遊。慶長十二丁未年六月三日任上意法門結縁と御血脈奉授與。其時分當寺代々上意を以住職仕、天下國家と御祈禱始終無怠慢相勤申。有時元照言上申上者、當御城地と兼象を相伺ひ處、東西南北千里と外迄も相續き、御代萬歳と可有御座ひ之間、何方に成共御替地被下置、寺宇引移申度段申上ひ得之、御感不淺、則本多佐渡守殿並金阿彌陀承之、於神田臺御替地被下置。雖然彼地遠方と上意有之、

御禁制書並ニ御用地ニ被召上間敷と御書被下置。

○由緒書ハ石ノ如クナルモ、書上ノ他ノ部分ハ左ノ如シ。

略。其後天正中權現様拙寺五代目元照と申僧ニ御歸依。○前文ニ同シ。キユヘ中略。本多佐渡守並金阿彌承之。天正十九年十一月於神田臺御替地被下置。雖然彼地遠方と御上意有之、御禁制書並ニ御用地ニ被召上間敷と御書被下置。

御書被下置。

——駒込寺院書上

吉祥寺跡は水道橋の外、本郷と小石川の境なるべし。今の石川石丸建部氏等の屋敷などすべてその舊跡にや。この寺に藏むる天正のころの文書には神田の臺とあり。このころをべて此邊を神田といひしにや。元和年中の本郷の圖を見るに、水道橋の外に吉祥寺ありて、よほど廣きさまなり。東の方は大岡源右衛門が組のものをれり。北は小笠原壹岐守が下屋敷なり。西南又は道をおべり。又寛文中本郷臺の圖といへるものを見るに、吉祥寺はすべて松平紀伊守曾我伊賀守石丸石見守安藤九郎左衛門の屋敷とを。吉祥寺は明暦三年の回祿の後駒込へうつりしなり。曾我の家譜を見るに、萬治四年辛丑六月十六日吉祥寺明地水道橋の角にて屋敷を賜へりなどあれば、此頃より旗下の士に賜ひしこと知るべし。寛文の江戸圖に曾我伊賀守屋敷のよしまるすは今の石川氏の屋敷なり。

——府内備考

吉祥寺址は、今の元町一丁目一番地より三番地まで其舊地なるべく、小石川砲兵工廠(舊水戸邸)の一角も之に加はりしなるべし。

——新撰東京名所圖會

諏訪山吉祥寺

御朱印寺領五拾石、

中興五世用山元照大和尚。慶長三戊戌年八月二十七日寂。○中略。

關東首都時代

古文書五通、文左之通。〇一通ハ既出。

六貫文

飯倉郷之内有之但此内貳貫七百辛未之增自前と處真輪大藏寄進と事

六貫九百五十八文

鳥越村之内有之但此内三貫貳百八十八文辛未と増前ニ自御小屋寄進と事

八貫六百廿七文

下平川之内有之但此内壹貫六百廿七文辛未と増自古丹波時寄進と事

三拾貫文

同所之内 田義實得政景寄進但御印判濟之事

以上五拾壹貫五百八十八文定納

此外

四貫文 寺内御裁園分從丹波時寄進申事

以上

右此度先寄進をも憲法ニ相改殊當代爲寄進三拾貫文改永代付申、然る當寺可有之間儀之謂爲未來當寺に御直し自長老可被迦御廻向末代爲如此也仍如件

元龜二年辛未七月廿八日

遠山左衛門太夫政景(花押)

吉祥寺看榮天海和尚尊下

禁制

武藏國豊島郡

江戸 吉

祥

寺

一、軍勢甲乙人等濫妨狼籍事

一、放火事

一、對寺家門前之輩非分之儀申懸事

右條々堅令停止訖、若於違犯之族者思可被處嚴科者也

天正十八年四月日

掟

神田臺吉祥寺境内永不可有替地者也

天正十九辛卯十一月

金

阿

彌

吉祥寺

禁制

一、殺生禁斷ノ事

一、竹木切採事

一、横合非分之事

右三ヶ條令停止、若於背此旨輩者速處罪科者也。仍如件。

辛卯十一月

金

阿

彌

吉祥寺

御朱印寺領

右者天正十九卯年十一月東照宮様拙寺五代目元照と申僧之御歸依被爲遊、每度御聞法被爲遊、依之則

關東首都時代

豊島郡本郷之五拾石高被下置_レル。

——續府内備考

寄進

吉祥寺

武藏國豊島郡本郷之内五拾石之事

右ハ先規令寄附訖、殊寺中可爲不入、彌守此旨佛法相續不可有怠慢者也、仍如件

天正十九辛卯十一月

大納言朝臣御書判

——竹橋餘筆

寺中四軒

洞仙寺。開山者本山五代元照和尚。

宗寶院。開山同斷。

喜藏庵。開山同斷。

東陽庵。

——續府内備考

諏訪山吉祥寺。天正年中御城御造營の時、五代目用山和尚、現在の頃なり。神田の臺に地を賜ひ、寺領等を附せられ、遂に明

曆三年今の地ようつさる。水道橋は當寺神田の臺にありし頃の表門の地なりとぞ。故に寛文年中江戸繪圖にも、水道橋を吉祥寺橋と記せり。

——江戸名所圖會

諏訪山吉祥寺。

本郷區吉祥寺町ニアリ。域内六千五百二十三坪。曹洞宗。長祿二年戊寅太田資長之ヲ和田倉ノ地ニ創建

シ、略中。天正十九年辛卯十一月、五世僧元照用山。ノ時神田臺ニ移シ、元和圖今ノ本郷元町一丁目水道橋外西南角ニアリ。寛文圖今ノ水道橋ヲ吉祥寺橋ト記ス。徳川氏

寺領五十石ヲ付ス。明曆三年丁酉正月火災ニ罹リ、今ノ地ニ移ル。曹洞檀林ノ一タリ。因テ梅檀林ト云。

——東京通志

徳川氏ノ社
寺領寄附

同年○天正十九年辛卯。十一月、徳川氏江戸内外ノ古社舊刹若干ニ社寺領寄進ノ朱印ヲ給ス

神社ニテハ府中六所明神○今ノ大國魂神社。王子權現、大宮ノ氷川明神、神田明神、六郷八幡

○今ノ六郷神社。芝神明、金町ノ香取明神○今ノ葛西神社。山王權現○今ノ日枝神社。湯島天神、品川ノ稻荷○品川神社。

貴布禰○荏原神社。寺利ニテハ吉祥寺、青松寺、總泉寺、東光院、西應寺、宗參寺、妙國寺、

清徳寺、法恩寺、淨光院○祥雲寺。等ナリ。○新編武藏風土記。江戸名所記。江戸砂子。江戸志。改撰江戸志。江戸惣鹿子。江戸雀。江戸名所圖會。寺社書上。日枝神社文書。葛西神社文書。武徳安民記。武邊雜談。東武談叢。神代餘波。竹橋餘筆。續府内備考。東京府志。武藏通志。新撰東京名所圖會。東京近郊名所圖會。○市街編天正十九年ノ條參照。

六所社領。神領ト云ハ、天正十九年御入國ノ後、六所宮神領五百石ヲ寄附セラレ、府中三宿ノ鎮守ニシ

テ、社壇モ三宿ノ地ニ接スレトモ、其地域ハ別ニ一區ヲナシ、社地ノ東ニ續ケリ。四境東ハ是政常久上

染屋ノ三村ニ界ヒ、西ハ三宿ニ入交リ、南ハ是政村ニ及ヒ、北ハ貫井村ニサカヘリ。地形平夷ニシテ、

土姓眞土ノ所ハ玉川ニ寄レリ。水田ハ少ク陸田ハ野土ニテ水田ヨリ多シ。東西六丁許、南北凡七八丁、

此内三宿ノ地入交リケレハ、其境界ワカチカクシ。五百石ノ内三百石ハ神主猿渡近江ノ持、二百石ハ彌

宜社僧以下ニ配賦ス。

六所社。御開國ニ及ンテモ、當社ヲ尊信セサセタマフ事淺カラス、先規ニ任セテ神領ヲ附セラル

寄進

六所宮

關東首都時代

四九三

武藏國多東郡府中之内五百石之事

右如先規令寄附訖。彌守此旨可抽武運長久懇祈、殊可專祭祀之狀如件

天正十九年辛卯十一月

大納言源朝臣花押

——新編武藏風土記稿

武藏國總社六所明神社。府中驛路の左側にあり。略中御入國よ逮ひて御當家より尊信なし給ひ社領五百

石を附し、御祈禱の事を命せらる。

——江戸名所圖會

大國魂神社。

府中驛所字六ニアリ。域内壹萬三千三百九十三坪。略中六所宮ト稱ス。略中天正十九年辛卯十一月徳川氏社

領五百石ヲ付ス。

——武藏通志

王子村禪夷山金輪寺東光院の社は若一王子の宮なり。これ熊野權現の別宮なり。略中中興東照權現ふか

く御歸依あつて、社領二百石を御寄附ありけり。

——江戸名所記

王子權現社。天正三年、同十一年、同十六年等寺中不入ノ禁制ヲ與へり、同十九年北條氏ノ寄附ニ任セ

テ、神領二百石ノ御朱印ヲ賜ハル。

——新編武藏風土記稿

水川神社。天正十九年御當代ヨリ賜ヒシ御朱印ニモ、先規ニ任セテ社領百石ノ地ヲ御寄附ナサセラレシ

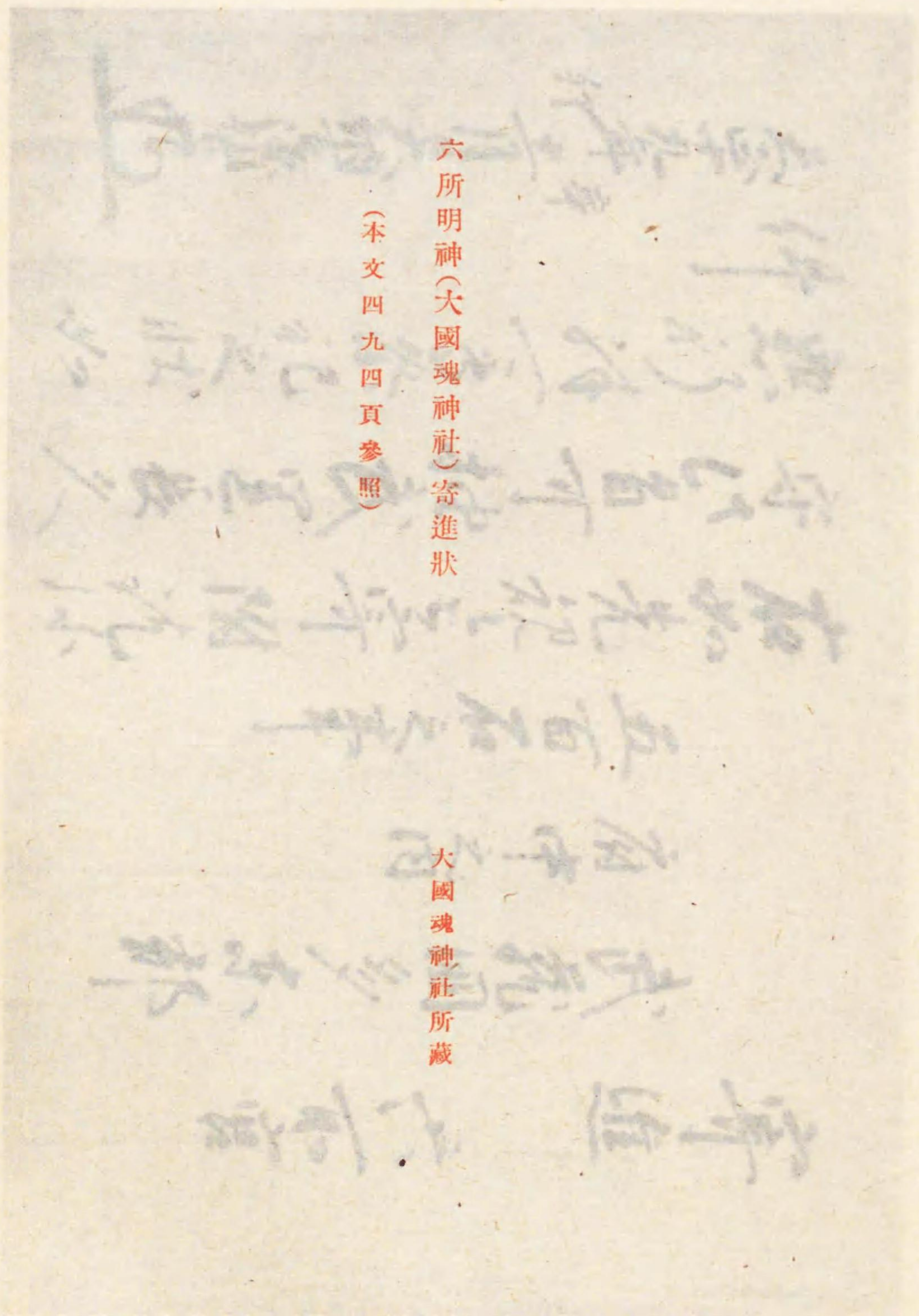
由記シ賜ヘリ。其後略中慶長九年社領二百石ヲ増セラレテ、前ニ賜フ所ト合テ、三百石ヲ御寄附アリ。

コノ時伊奈備前守金阿彌兩名ニテ出シタル添狀ノ文ニ、今度大宮へ御社領三百石ニ成下サル、但シ後ノ

二百石ノ内百石ハ少破御造營ノ爲ニ除置ルヘク、惣中残り百石ヲ以宮相聞ノ爲大社ニテハ間小彌宜三人

王子權現

大宮水川社



六所明神(大國魂神社)寄進狀

(本文四九四頁參照)

大國魂神社所藏

武藏國多東郡府中之内五百石之事

右如先規令寄附訖。彌守此旨可抽武運長久懇祈、殊可專祭祀之狀如件

天正十九年辛卯十一月

大納言源朝臣花押

——新編武藏風土記稿

武藏國總社六所明神社。府中驛路の左側にあり。○中御入國ヲ逮ひて御當家より尊信なし給ひ社領五百石を附し、御祈禱の事を命せらる。

——江戸名所圖會

大國魂神社。

府中驛字六所口ニアリ。域内壹萬三千三百九十三坪。○中六所宮ト稱ス。○中天正十九年辛卯十一月徳川氏社領五百石ヲ付ス。

——武藏通志

王子村禪夷山金輪寺東光院の社は若一王子の宮なり。これ熊野權現の別宮なり。○中中興東照權現ふかく御歸依あつて、社領二百石を御寄附ありけり。

——江戸名所記

王子權現社。天正三年、同十一年、同十六年等寺中不入ノ禁制ヲ與へり、同十九年北條氏ノ寄附ニ任せて、神領二百石ノ御朱印ヲ賜ハル。

——新編武藏風土記稿

大宮氷川社

氷川神社。天正十九年御當代ヨリ賜ヒシ御朱印ニモ、先規ニ任せて社領百石ノ地ヲ御寄附ナサセラレシ由記シ賜へり。其後○中慶長九年社領二百石ヲ増セラレテ、前ニ賜フ所ト合テ、三百石ヲ御寄附アリ。

コノ時伊奈備前守金阿彌兩名ニテ出シタル添狀ノ文ニ、今度大宮へ御社領三百石ニ成下サル、但シ後ノ二百石ノ内百石ハ少破御造營ノ爲ニ除置ルヘク、惣中残り百石ヲ以宮相聞ノ爲大社ニテハ間小彌宜三人

六所明神(大國魂神社)寄進狀

(本文四九四頁參照)

大國魂神社所藏

(本文四十四頁参照)

六祖印轉(大國興轉印)密藏集

大國興轉印密藏

齊進 六和宮
 武龍國多東都
 府中之內
 五百石之事
 在如先記之齊附流
 守以首可押武運長之
 想行河一為祭記之狀如
 仲
 志字北舞^舞青^舞銅^舞鑼^舞五^舞

神子二人懈怠ノ所ヲ早ク仕立ヘクハ。其外餘地ノ分跡々ノ如ク惣中配分有ヘシト見エタリ。由テ今モ三百石ノ内百二十五石ハ社領修理科、七十五石ハ神主三人、百石ハ社僧五ヶ寺ニテ配分ストイヘリ。

——新編武藏風土記稿

神田明神

寄進 神田宮

武藏國豐島郡江戸ミ内參拾石之事

右如先規令寄附訖、彌守此旨可抽武運長久之懇祈、殊可專祭祀之狀如件

天正十九年辛卯十一月

大納言源朝臣

——神田神社書上

八幡社。村○八幡塚村。今八幡塚村。今八幡塚村。ノ東側ニアリ。當所及ヒ高畑古川町屋道塚雑色等六ヶ村ノ總鎮守ナリ。○中御入國ノ頃、東照宮○家御遊獵ノ次、當社ヘ詣タマヒ、明ル十九年十一月○紀元二社領十八石ノ地ヲ御寄附アリ。其文左ノ如シ。

寄進八幡、武藏國荏原郡六郷之内拾八石之事、

右令寄附訖。彌可抽武運長久精誠者也。仍如件。

天正十九年十一月 日

御朱印。

表門。南ニ向フ、前ニ石橋アリ。ソレヨリ多磨川岸堤ノ邊ニ至ルマテ二丁アマリノ間、左右ニ松杉及ヒ雜木ナラヒタテリ。門前ノ往還堤ニ傍ヒタルモノ、昔ハ東海道ノ大路ナリトゾ。コノ海道、今ノ地ヘウツサレシヨリ、往來ノ人モマレナルニヨリ、今ハ門ヲ設ケタルノミニテ、常ニ戸サシシタリ。

關東首都時代

四九五

六郷八幡
社(六郷神
事蹟)

鳥居。表門ノ内ニテリ。

裏門。海道ニ向ヒテ建リ。今ハ出入コノ門ヨリス。

鳥居二基。共ニ石ニテ作ル。

本社。二間ニ三間。祭神三座ナリシカト、今ハ一座トナレリ。社記ニ云、イツノ頃カ、祭禮ノ時、三座ノ神輿ヲ各船ニシテ、多磨川ニ漕出セシニ、一座ノ神輿ヲ載セシ船大師河原ノ邊大野ノ鼻ト云所ニテ、船底ヨリ水サシ入テ水底ニ沈ミ、ソノアリカラ失ヘリ。カクテ神輿ハ波浪ノタメニユラレテ、上總國八幡ノ岸ニツキタリシヲ、彼所ノ人取アケ、社ヲタテ、祭レリトソ。又一座ハコトニ荒神ニシテ、土人シハシハ崇ヲ受シニヨリ、衆議シテ神體ヲ毀テ土中ニ埋ミシト云。共ニイフカシキ説ナリ。サレハ今神體ハ只一座トナレリ。祭禮ハ年コトニ六月十五日ナリ。ソノ式ハ神輿ヲ舁出シ、往還ヲワタス。又獅子頭ノ假面三箇ヲ持出ツ。其餘白木綿ノ割手三尺ハカリナルモノヲ竹ノ先ニツケ、コレヲ御旗絹ト唱テ、カツキメクル。コレ頼朝出陣ノ時ノ旗ニ擬セルナリトソ。コノ祭禮昔ハ年々十五日ニ行レテ、神輿ハ隣村羽田村ヨリ船ニ奉シ、多磨川ヲ漕メクリシカト、前ニイヘルコトク、一座ノ神輿水ニ没セシ時ヨリ、今日ニアラタメ、舟ヲモヤメシトソ。又早魃ノ時ハ、獅子頭ヲイダシテ雨ヲ祈ルニ驗アリト云。當社ニ世々造營ノ棟札ノ文ノ寫アリ。其年代ハ建久二年、永享七年、享祿四年等三度ニテ、其中享祿ノ札ニハ、地官行方半左衛門殿代官串田式部殿御代ナリトアリト云。拜殿。五間ニ三間半。旗懸杉。本社ノ傍ニアリ。頼朝奥州征伐ノ時爰ニ白旗ヲ建ラレシ所ナリト云ツトフ。

東照宮御宮。客殿ノ前ニアリ。石ニテ造ル。相傳フ、御入國ノ後シハシハ當地ヘワタラセラレシヨリ、當時境内ニ御殿タテリ。年経テ後廢セラレタレト、猶御座ノ地ヲ欽慕シ奉リテ、御宮ヲツクリシト云。熊野稻荷合殿。境内ニアリ。小祠。

八幡塚。本社ニ向テ右ノ方林ノ中ニアリ。前ニイヘル荒神ノ神體ヲ埋メタルシルシノ塚ナリ。村名モコノ塚ニヨリ起リシコトハ已ニ前ニ見ヘタリ。

別當、寶珠院。社地ヨリハ往還ヲ隔テ西側ニアリ。新義真言宗。御幡山建長寺ト號ス。本郡高畑村寶幢院末山ナリ。寺傳ニ、開基辨榮、承應二年七月寂スト見エタレト、コレハ中興ノ人ナルヘシ。天正年中ノ記録ニ、當寺ノ號已ニ見エタレハ、古キ開闢ナラン。本尊、阿彌陀如來。客殿ニ安ス。立像ニシテ、長三尺餘ナリ。

——新編武藏風土記稿

六郷八幡宮。六郷の惣鎮守として、八幡塚村あり。別當は眞言宗にして、御幡山寶珠院建長寺と號す。○中略。祭禮は六月十五日にして、神輿羽田より大師河原へ移りたまふ。○中略。

八幡塚。本社より右の方の草林の中あり。一堆の塚にして、樹木繁茂せり。

旗立杉。社地にあり。

古家敷。大門のかたへの畑をまかとなへたり。按に行方禪正明達が家の跡ならん歟。當社大門石橋の通りを古の海道と稱せり。又竹林あり。昔頼朝御旗竹に用ひられたりとも、或は又籬を地にさし給ひしものかく繁茂せしともいふ。

——江戸名所圖會

六郷神社は八町畷の東に在り。一山の林樹鬱として聳ゆれば、何人も早く之を認るを得べし。海道入口に石の鳥居あり。八幡宮の舊額を掲げ、傍に警視廳の制札を建つ。左に盪漱石あり。天和三癸亥歲五月

關東首都時代

四九七

從五位下高木伊勢守源守春と刻す。傍に神職の居宅もあり。北に折れば社殿は南面して建てり。拜殿は新築にて淨潔、總て銅葺にして千木を上げたり。凡そ六間に四間。本社は少しく離れて在り。是は舊造にて銅葺なり。八幡宮の黒地金字額を表す。社前に石狛石燈籠各一對を配せ。傍に老杉二株あり。大さ三圍。是を旗懸杉と爲す。源頼朝奥羽征伐の時爰に白旗を建てしものなりと傳ふ。社の東北は森林にて、東に八幡塚のなごりあり。これ地名の起りし所なり。(江戸名所圖會に塚の圖あり。前に鳥居二基、塚上に松樹二株を畫きたり。)境内に支社六宇あり。標名なきは惜むべし。表門は南に在り。前に石の大鳥居を建つ。境内を遶すに濠池を以てし、こゝに石梁を架せり。往昔行方彈正此山を要害に構へ敵を防ぎしよしを傳ふ。實際に就き地形を見るに、或は然らむかと覺はる。

社傳に當所八幡宮は右大將頼朝の建立にして、祭神三座ありと。○縁起ノコトハ第一卷藤田神社遺訓中六郷八幡ノ條ニ出ツ。故ニ中略ス。 往古の海道は今の中原道なれば、頼朝の旗をこゝに建てしといふこと疑なきにあらず。社傳縁起等には往々此の如きもの多し。

社記に云、いつの頃か、祭禮の時、三座の神輿を各船にして、多摩川に漕出せしに、一座の神輿を載せし船、大師河原の邊大野の鼻と云所にて、船底より水さし入て水底に沈み、そのありかを失へり。かくて神輿は波浪の爲にゆられて、上總國八幡の岸につきたりしを、彼所の人取あげ、社をたて、祭れりとぞ。又一座は殊に荒神にして、土人しばく、崇を受けしにより、衆議して神體を毀ち土中に埋みしといふ。これ八幡塚なり。されば神體は一座となれり。祭禮は年ごとに六月十五日なり。その式は神輿を昇出し、往還を渡す。又獅子頭三個を持出つ。その餘白木綿の割手三尺許なるものを竹の先につけ、之を

御旗絹と唱へてかつき廻る。これ頼朝出陣の時の旗に擬せるなり。此祭禮昔は年々八月十五日に行はれて、神輿は隣村羽田村より船に奉し、多摩川を漕めぐりしかど、一座の神輿水に没せし時より、今日に改め、船をも止しとぞ。又早魃の時は獅子頭をいだし雨を祈るに驗ありと云。當社に往古造營せし棟札の文の寫あり。その年代は建久二年、永亨七年、享祿四年等にして、その中享祿の棟札に地官行方半左衛門殿代官申田式部殿御代なりとありと云。

當社の舊別當は寶珠院にて、社地より東海道を隔て、西側にありたり。

六郷神社の表門石橋より南方六郷堤に至るの間二丁餘、左右に松杉及雑木連りしが、今は一株もなし。維新の際伐り盡せしにや。此表門前の往還堤に傍たるもの、昔時の東海道なりといふ。但こゝにいふ東海道は中原道の古道より以後に設けしものなりと知るべし。

——東京近郊名所圖會

六郷神社。六郷村○今ノ六郷町ニアリ。○中略 舊八幡社ト稱ス。明治五年壬申十月郷社ニ列シ、同九年丙子三月六郷神社ト改稱ス。○中略 社右ノ林中ニ小丘アリ。八幡塚ト稱ス。社傳云、古へ神輿ノ内一座屢崇ヲナセシヲ以テ此ニ埋ムト。其説疑フヘシト雖モ、古塚ニシテ、村名亦之ニ因テ起ルト云。——武藏通志

芝神明
正親町院の御宇天正年中に、東照權現關東御在城の頃より、絶たるをつぎ、廢れたるを興し、神社領額いにしへのことく、此宮○日比谷神明も同じく、昔には似どといへども形のことく再興を營み、宮領御寄附有ける。此故にや社人等安堵の眉を開き、漸く神前賑ひて、灯明の光を和光の月になぞらへ、利物の花房匂ひを施し給ふ。——江戸雀

正親町院の御宇天正年中に、東照權現關東御領知の時よあたりて、○中略 當宮○日比谷神明も宮領御寄附ありて、

しにしへには似せとすへども、形の如くの再興をいとなみ、略。下

——江戸名所記

飯倉神明。此神領十五石。

略。上社頭荒て禰宜が鼓の音も絶しに、天正の末諸社寺院の廢たるを興し給ひ、當社も神領を御寄附あり。

略。下

——江戸惣鹿子

社領御朱印九通○コ、ニ通テ御文言左と通。

寄進神明宮

武藏國豊島郡比々谷郷之内拾五石之事

右令寄附訖、彌可專祭祀者也、仍如件

天正十九年辛卯十一月

御朱印

台徳院様御朱印

神明領武藏國豊島郡比々谷郷之内拾五石之事、任去天正拾九年十一月先判之旨、永不可有相違と狀

如件

元和三年三月廿五日

御朱印

神明宮。社地拜領地四千七百九十三坪、外二百一坪六分六釐。

芝

御鎮座と儀之人皇六十六代一條院御宇寛弘二巳年九月兩宮同日御鎮座有之。略。中天正年中權現様關東御

入國と砌、神明宮に被爲遊御參詣、起立と儀被爲遊御尋ひに付、縁起と趣申上、依御神領御朱印被

成下。慶長五子年九月朔日關ヶ原御出陣御門出之神明宮に御參詣、此節岐阜落城よて、敵と首十一級來

ル。則御實檢之る並木海道の梟首被仰付に。御出陣之敵と首來に者、御利運と祥瑞也、追る社頭御取立可被下間、御利運と丹精可任旨被遊上意に。崇源院様を春日と御局を以大阪御陣中御閉運と御祈禱被仰付に。略。中

當社地之寛弘年中と舊地之る、武藏國豊嶋郡日比谷郷飯倉庄と申に。往古と地坪何程有之に哉、曉と相知不申に。天正年中權現様御入國と砌、前書と坪數拜領仕に。往古と引地等不仕に。

神寶、權現様御代文書。一枚紙、二ツ折紙。

右寫左之通。

急度以折紙申に

飯倉神明領ニ付る

彌宜中之申様御

座にる神主方申

越に當代御繩

と上拾五石と所

御朱印被下置に

上者前々之高に

引合神主彌宜

供僧共わりいて

可被下に定而前々

も其内大小可

有御座に之間

それに引合被申

上と違亂申に者

有之に急度自御

公方可申付に爲

其御代官へ申

入に

極月八日 金阿彌書判

權田織部丞殿

參人ニ

神主西東雅樂助境内五百坪餘。但神明社と内配當。

吉田家配下

寛弘二年の世々神職相續仕。三十一代齋藤修理進始名源太夫勝光儀、天正十八庚寅八月朔日東照宮様御入國之日、當社地に被爲寄御馬、當所御供建之爲遊御入城。其節被爲在御參詣、神主齋藤源太夫被召出、御目見仕、鎮座儀等御直ニ被遊御尋ハニ付、往古縁起御神體趣共奉申上ハ處、兩太神宮鎮座ニ有之ハ、尊神儀以來御在城ニ御鎮守可被遊、且東國ニ伊勢相唱可申旨、上意ニ、錢壹貫文拜領仕。翌十九辛卯年十一月廿八日被召出、源太夫登城御目見仕、御神領ニ御朱印頂戴仕。慶長五庚子年九月朔日濃州關原御出陣ニ節被遊御參詣被爲在御立願ハ内、御先方御勝利ニ、岐阜落城仕ハ間、御軍使到來仕、敵首十一級獻上仕ハニ付、則源太夫修理宅ニ被爲成、右庭ニ首共被遊御實檢ハ上、並木海邊ニ梟首被仰付。其節御稜奉獻上。御出陣ニ御門出ニ敵ニ首來事全御利運ニ祥瑞たるヘクハ、猶於神前御開運ニ御祈禱可申上旨、御直ニ奉蒙上意。同十九甲寅年十月廿九日台徳院様、大阪御陣ニ儀ニ付、御内密御祈禱被仰付、其節卷絹五銀壹包拜領仕。

芝寺社書上

或書曰、今日神君霞ヶ岡邊ニ至リ玉フ處ニ、井伊直政本多忠勝カ脚力到來シ、一封ノ書狀ヲサ、ク。其狀ニ曰、去月廿五日ノ朝石田方ヨリ味方ノ陣ヲ窺カヒ見シタメニ、勇士數十人草刈夫ニ作り立、福島カ陣近ク來リシヲ、正則カ先隊ノ將福島丹波是ヲ恠ミ、軍士百餘ヲ以テカノ菟藁ヲカラメント欲スル處ニ、忽逃去ルニ依テ、シキリニ追カケ、縣助三郎園部彦兵衛森山半之亟榊孫次郎堅田三郎左衛門日下部源藏尾形三郎太郎山崎新右衛門丸林玄蕃日野與五郎關山右馬介等以上十一人、虜ニシテ推問ヲトケシカハ、

右ノ趣キ白狀セシム。其上敵ノヤウスヲ尋ル處ニ、岐阜ノ城攻落サレ、後援ノ三成並島津勢河戸軍ニ利ヲ失フ。以後諸軍氣ヲ落シオハシヌカノ由是ヲ述ル。最モカノ十一人ヲメイメイニ引分ケ、一人ツ、相尋ルニ、其詞符合ス。仍テカノ輩カ首ヲ刎、假名ヲシルシ、是ヲ獻スル旨ヲ載タリ。首桶十一、蓋ノ上ニ姓名ヲ記シ、人夫荷擔シテ來リケレハ、神君出馬ノ刻吉兆ノ由御誕アリテ、御氣色快然タリ。則右ノ首級芝神明ノ社頭ヨリ南通町ニ梟セラル。ソレヨリ増上寺へ台駕ヲマケラレ、法問ヲ聞セ玉フ。此說最モ實録ニ見ヘス。誠ニ信シカタシ。

武徳安民記

關原の時、關東にて、家康公上意ニ、清須城ハ眼の處なり、是を敵み取れてハ大事なりと、御氣遣ハ處、清須城留守居大崎玄蕃、城丈夫ヲ持ハ由マテ、忍ミ者ミ首十一差上、注進仕。九月初日江戸御發駕ニ、芝口神明町ニ右の首を獄門ニ懸置、御覽被成、御首途目出度と、再三御感云々。

武邊雜談

福島正則ノ居城尾州清須ノ留守居大崎玄蕃頭長行武勇ノ侍故、町屋ヲコホチ總構ヲ丈夫ニシ、矢玉ノ用意狭間クハリシテ、寄ベキ様ナシ。ソレ故盜兵忍ノ者ヲ入放火セントシケルヲ、大崎下知シテ三成カ忍ノ者十一人生捕テ首ヲ刎、江戸へ差下シ、芝口神明町ニコレヲ梟タリ。上方へ御出馬ノ時此首共ヲ御覽アリ。

東武談叢

葛西香取宮

寄進 香 取 宮

武藏國勝鹿郡葛西庄金町郷之内拾石之事

右令寄附畢、彌可專祭禮之狀如件

關東首都時代

天正十九年辛卯十一月 御朱印

當所の御朱印取次はる遣は間、狼籍有間敷い、若違犯と輩於有と者此方へ可申來い也。

卯月廿九日

淺野彈正少弼長吉花押

笠井三十三郷之内

いづかむら さるかまた村 こはいむら

かなまち村 しはまた村 葛西神社文書

山王権現

寄進 山王権現

江戸城内五石之事

右令寄附之畢、彌可勵武運長久と懇祈者也。仍如件。

天正十九年十一月 日

印家康

日枝神社文書

千勝氏は大織冠藤原鎌足公の裔なり。常陸國眞壁郡に遷り、千勝明神の神官たり。二十代の孫を信吉といふ。武部と稱す。男あり、勝吉といふ。大和守と稱す。嗣と爲る。性豁達個儻深遠の量あり。此時に當り關東大亂兵燹相踵ぎ、人心洶々、老幼を扶けて負擔奔竄す。武藏殊に慘狀を極む。武藏國日吉神官藤原重季なる者日吉の神體を奉して亂を避け勝吉に投ず。勝吉其狀を憐み遂に唯諾す。後數日を経て重季卒し、其男重恒嗣と爲る。時に亂稍定る。是に於て重恒從容勝吉に謂て曰く、我が厚志を以て幸に命を全ふし神體を奉侍するを得たり。其恩何時か忘るべき、我微身顯報を得ず、願くは子と與に俱に神體を奉して武藏に歸らむ、我が厚志を檀越に語り、子を以て神官と爲せ、子が父子亦以て口を糊る

に足らむ、枉て我意に隨ふを乞ふ、我以て厚恩の一に報するを得む、子以て如何と爲せ。勝吉固辭す。重恒強ゆる再三、遂に志を得せして去る。後又書を寄せて之を強ゆ。勝吉依然從はざ。重恒尙屈せざ。來て之を促す。勝吉已を得せ、家を男勝政に譲り、改めて武藏に至り、日吉山王に仕へ江戸城に居る。時に天正十九年なりき。

——新撰東京名所圖會

湯島天神

湯島天満宮。

境内東西五十七間二尺、南北四十五間三尺、此坪數二千五百九十三坪壹合。

右境内往古と坪數相知不申、御入國後拜領と年月是モ詳相知不申い。

社領御朱印五石。

右者權現様御代ヨリ引續、武州豊島郡湯島郷内ニテ頂戴仕候。御朱印ノ寫左ノ通。

寄進 天神宮

武藏國豊島郡油島郷之内五石之事

右令寄附訖、殊可專祭祀者也。

天正十九年辛卯十一月

御朱印

右と通御代々御朱印表ハ油島郷ノ内ト有之ハ得共、當時者三河島之内ニテ頂戴仕候。尤モ御替地被仰付ハ年月詳相知不申い。

棟札。○安永四年六月

銅燈籠二基。元禄四年末二月建立。施主從四位下行侍從兼備後守源成具。

關東首都時代

内陣入口堅額。 竪三尺一寸八分。 横二尺一寸三分。

大政威徳天。 安永八年正月二十五日。 准三宮一品公達親王書。

拜殿堅額。 竪四尺七寸九分。 横三尺五分。

天満宮。 安永六年九月十一日。 儀同三司藤原兼胤書。 御神坐神祕藏折戸小左衛門政俊調進。

向拜横額。 竪二尺六寸八分。 横四尺八寸五分。

天満宮。 吳興張益文謹書。

神樂殿。 間口二間。 奥行六尺。

額堂。 長七間。 幅三間。

手水屋。 二間。 六尺。

鳥居三基。

銅鳥居。 正面三立、高一丈二尺、柱間一丈一尺、天満宮三字堅額、裏二階池二品良尙親王書之寛文十三癸丑年八月十五日。

石鳥居。 男坂上三立。 高一丈一尺、柱間一丈五寸、天満宮三字額、裏ニ文化五年辰二月二十五日蓮池堂文盟謹書。

木鳥居。 裏門三立、高一丈一尺、柱間一丈、天満宮三字額、裏ニ就官山下道敬拜書。

神寶。

一、天満宮御縁起。 太宰府縁起寫、寛文辛丑年安部弘忠謹記下有。

三卷

一、聖廟御縁起。 北野之寫。 元祿十二己卯年九月朔日熊澤氏寄附。

五卷

一、天満宮畫像。 探幽父子三人寄合ノ畫。

一幅

九條殿植邇公筆之る神詠あゝろたよの御歌を記有之。

一、天満宮御寶號。 少納言藤原家長筆。

一幅

一、天満宮御寶號。

一幅

あゝろたよの御歌を記有之。

一、天満宮木之面。 出目長吉作。 裏書云、天神之面、七百五十年開帳に付る作。 之奉納者也。 慶安五年壬辰二月廿五日。 出目長吉書判。

一、大太刀。 身長四尺、銘ニ奉納御太刀南无天満大自在天神敬白、中心一尺。 一振

鞘表ニ奉納御装束ニ所諸願成就皆令満足敬白、慶安三年寅極月吉日河村孫兵衛安河八郎左衛門八枝

太左衛門荒木清十郎。

一幅

一、後水尾院震翰。 番中四方。 三寸六分。

朝日さほ高根之深雪あらされて立もよはぬ富士の川霧、御製を記有之、寛政三辛亥五月今井淺

右衛門寄進書添アリ。

一、渡唐天神畫像。 傍書ニ奉寄進狩野水眞安信筆印。 一幅

一、八島繪。 菅家文章合本六卷、筆者不知、施主人見友元。 二卷

一、天満宮畫像。 菅公御筆。 二幅

一、白鞘入太刀。 加州藩中奉納、銘ニ備前長船住元重。

戸隠大權現社。 間口二間、奥行二間五尺。

戸隠大權現御手洗池。 〇當時門前町。 屋と内ニ跡アリ。

東叡山末。

別當北野山梅園寺喜見院。

東叡山末。

右別當開闢ニ義詳相知不申。 但元祿十六未年十一月二十九日本社始境内無殘處類焼之付、寶永元申年

四月十一日御寄進金五百兩頂戴。 毎年正月六日住持登城卷數獻上獨禮席ニテ年頭御禮奉申上。

關東首都時代

續府内備考

境内東西三十七間三尺南北二十三間五尺。但此坪數八百五十坪壹合。

開山、度々ノ炎上古來ノ舊記多分燒失ニ付、詳不相知。但六世ノ住職惠寂義正徳五未年三月住職被仰付
以節、上野御本坊之有之御朱印、現住ニ付、惠寂ニ御渡ノ趣書留有之。左以得者其已前モ御本坊御
兼帶處ト相見得也。尤モ惠寂義當寺六世ト書付有之以得共、其已前ノ世代相知不申。且惠寂享保十八年
九月高田寶泉寺へ轉住被仰付以跡、御兼帶處ニ相成也。其已後ニ義又々詳相知不申也。

開基、是又同斷。

——湯島寺社書上

内佛、釋迦如來。木坐像、湛慶作。御丈一尺七寸。

拜殿、辨財天。木坐像、丈六寸五分。

什物

一、後陽成院震翰。朗詠ノ詩歌。

一幅

裏書、此後陽成院震筆一幅寶戒寺珍海の爲紀念讓之者也、萬治二己亥年十月十七日僧正晃海。

一、東照宮御影。草者傳來
共不詳

一幅

一、古書、三寶ノ二字書
弓宗閣書印

一幅

——續府内備考

末社。

笹塚稻荷社。元ハ當山ふもとの町家にありしか、さいつころ別當の僕傳助と云者ようつり、當境内ノ鎮
坐せん事を詫せ。依て小祠を立て末社とせ。

——江戸砂子

笹塚稻荷社。間口二間奥行二間半。

秘佛、神體木立像、作人不知、御丈壹尺位。

右別當、往古ハ日蓮宗妙法寺ニテ、當山境内ニ久ク住スト云凡、宗門違故、當山ノ支配ヲ不受、終ニ正徳
五未年當境内引退キ、笹塚ノ祠ト共ニ萱町宗見寺ニ移住ス。然ルニ享保二酉年十二月板倉出羽守藩中
僕傳助踊上リノシテ申シテ云ク、吾ハ是笹塚稻荷ナリ、去ル頃久住ノ靈場ヲステ、此ニ遷宮スト云
トモ、何ソ有縁ノ群生ラスト、豈必ズシモ无缘ノ衆類ヲ化益センヤ、疾ク湯島ノ舊地清淨ノ梵場ニ遷
リテ普ク有縁ノ衆生ヲシテ一切ノ破闇滿願ナラシメントテ、自ラ白幣一本、米一包、並南無阿彌陀佛
ノ六字ノ名號ヲ染筆シ、是ヲ祠ニ安置シ、一向ヲ彌陀ノ名號ヲ以テ法樂スヘシト云々。見聞ノ諸人奇
異ノ思ヲ懷キ、速ニ任神勅、同月十七日再ヒ此處ニ奉遷宮。其後享保四年依靈夢秘封ノ尊影ヲ彫刻シ
奉リ訖。併シ多端ノ奇瑞比之略ス。

右者喜見院現住惠寂代也。

——湯島寺社書上

稻荷社。略中東海寺ノ北ニ隣レリ。祇園貴布禰ヲ拜殿トシ、又東照宮ヲ祀奉リ、四坐ヲ總テ品川大明神

ト稱ス。略中天正十九年南品川貴布禰及當社領合テ五石一紙ニ御朱印ヲ賜フ。

貴布禰神社。天王横町ノ奥ニアリ。略中天正十八年東照宮當社ニ御立寄アリ。略中明年十一月品川郷ニテ

五石ノ御朱印ヲ寄セラル。サレト此社領昔ヨリ北品川稻荷社ト申分ス。故ニ御朱印御書換毎ニ兩社ノ神

主出テ賜リ、兩社カハルノ所藏シ、當社ニテハ南品川ノ内二石五斗ヲ領ス。

寶物、東照宮御朱印一通。

寄進 大明神

關東首都時代

品川稻荷
貴布禰兩
社(品川
原兩社)

武州荏原郡品川郷之内 五石之事

右令寄附之訖、彌可勵武運長久之懇祈之狀如件。

天正十九年十一月 日

御朱印

——新編武藏風土記稿

吉祥寺

寄進 吉祥寺

武藏國豊島郡本郷之内五拾石之事

右ハ先規令寄附訖、殊寺中可爲不入。彌守此旨佛法相續不可有怠慢者也。仍如件。

天正十九年辛卯十一月

大納言朝臣御書判

——竹橋餘筆

青松寺

寄進 青松寺

武藏國豊島郡貝塚之内貳拾貳石之事

右令寄附畢、殊寺中可爲不入者也、仍如件

天正十九年辛卯十一月 日

御朱印

——愛宕下寺社書上

總泉寺

妙龜山總泉寺。

一、天正十八年東照神君小田原御陣ニ節當寺境内ニ竹旗竿ニ差上、則御利運之る、關八州初る御手ニ入

御喜悅ニ餘リ、御書並御制札御朱印拜領之、翌天正十九年辛卯十一月境内二萬八千坪並御朱印高貳拾石

新規ニ被下置、猶又御府内一宗之支配被仰付ニ事

一、右本書ハ二代將軍御代替ニ節御老中松平出雲守殿ニ差上置ル處、其節御屋鋪ニ燒却之、尤相違無

之ニ付、三代將軍ヨリ御代ニ御朱印賜之也。

——淺草寺社書上

東光院事蹟

淺草藥師

藥王山醫王寺東光院は、慈覺大師の御草創として、顯密二教ともにひろまり、台家一百八箇寺の惣本寺なり。本尊は春日の御作として、東方淨瑠璃世界の教主藥師醫王の形像なり。そのかみ太田の持資人道灌この御本尊をあがめ奉り、江城の鬼門にたて、利生のまもりをあふがれしに、東照權現この城におはしましける御代にも猶あがめたまふ。古しへにこえたまへり。その時院主におほせて、御殿中にして毎年の正五九月には大般若を轉讀せしめて、江城長久の御祈禱ありけり。そのときは今の常盤橋の北の地に有けるを、江城月をかさね日を追てにぎはひさかえたまふによつて、寺を傳馬町に引うつされたり。寺院いらかをみがき樹木梢をあらそひけるを、酉のとしの回祿にことごとく焼ほるびて、わづかに本尊の藥師と智證大師御作の不動尊ならびに雲慶のつくれる彌陀如來の尊像のみのこらせたまふ。この時にあたつて、また寺地を淺草にうつされ、自他宗の寺院おなじくうつされて、新寺町と號す。ことさらに當寺はかたじけなくも一品尊敬親王すなはち山門無動寺の松林坊賢海法印におほせて寺院を再興せしめたまふ。まことに十二願王の威力廣大にして、あまねく色々有界の衆生を利やくしたまふ。顯には衆病ことごとく除き、隱にはあらゆる業煩惱の痼疾をいやしたまふ。すべて現世後世二世の悉地をまんどくせしめたまふ事、しかしながらこの本尊の大悲なり。

なむ藥師いやさせたまへ堪かたき

貧のやまひのはやる世の中

藥王山醫王寺東光院。

上野末。

淺草

開山慈覺大師。一品尊敬親王山門無効寺の松林坊賢海法印よあふせて寺院再興あり。往古へ天台宗一百八ヶ寺の惣本寺なりとぞ。本尊藥師如來。春日の作、太田道灌信敬の本尊也。慶長の頃御たうとみまし、殿中に於て正五九月大般若轉讀なましめ給ふ。其頃常盤橋の北あり。その後小傳馬町へうつさる。此所を今まやくし堂前と云。明曆年中當所へ又うつさる。

——江戸砂子、江戸惣鹿子、江戸志

淺草東光院本坊並寺中八ヶ院舊例書

一、境内に儀を往古常盤橋御門北に方之御座に處、御用地に相成、於小傳馬町替地被下置に寺地之、暫寺院相續罷在に。門前唯今之藥師堂前と相唱に場所之御座に。明曆三酉年類焼之付寺地場所替、於淺草新寺町拜領地被下置に。○中

一、天台宗。東叡山御末。

藥王山醫王院東光院、草創慈覺大師、開基光尊阿闍梨。其後歷代曉と相分り不申に。元和年中當院住職詮長儀を寛永年中東叡山御造立に砌、蒙仰同所の詰切罷在、既之吉祥院開基仕に。尤當院も兼任仕に。其頃東光院末門百八ヶ寺御座に處、八十ヶ寺餘東叡山御末寺之差上、其節東光院と義を御末寺頭之被仰付、残り寺中末門貳十ヶ寺當時當院之支配仕に。元來當山之江戸天台宗大寺三ヶ寺淺草寺觀、古本寺跡之、三別當とも相唱、灌頂室と清窟。然處天正十八年御神君様關東御入國と最初當山本尊藥師如來御信仰被爲在、同十九年卯十一月御朱印高拾五石被下置に。○中

一、東光院開基光尊阿闍梨延喜元辛酉年命終已來、光圓、慈觀、權僧正全海、湛海、此四代年月相知不申に。元和年中當院住職詮長儀を於小傳馬町寺院、寛永十七年辰四月十五日命終。

一、當境内開山中興初世眞迺寛永年中東光院住職罷在に處、明曆三酉年小傳馬町寺院類焼に砌、寺地場所替、於淺草新寺町拜領地被下置、萬治元戌年當所に引移。○中

一、御朱印高拾五石、天正十九年卯十一月御神君様御寄附被下置に處、慶長年中御用地、相成、其節御奉行衆四人御連名と御書付を以、麻布今井郷と内之代地被下置に、反別名寄帳今以所持仕に得共、右今井郷と地所元和年中と頃追々御用地之被召上、承應年中と頃迄之過半御武家方拜領地之相成に内之、唯今以代地拜領無御座に。

寄進 東 光 院

武藏國豊島郡江戸と内拾五石之事

右令寄附畢、殊寺中可爲不入者也、仍如件。

天正十九年辛卯十一月 日

右御本紙へ大鷹紙貳ツ折之有之に。

此已前之御神領御普請場之罷成に替高拾五石分於今井郷之内相渡申に。辰年物成る可有前務者也。巳二月九日

彦阪小刑部 元 正判

伊奈備前守 忠 次判

内藤修理亮 清 成判

東 光 院

右御本紙ハ粘入ニツ折之有之由。
辰年ノ今井ミ内東光院渡ル田畑帳

- 上田半四拾ア
- 上田大五拾七ア
- 上田大三拾ア
- 中田壹反小拾ア
- 上畠大拾六ア
- 中畠大七拾壹ア
- 中畠九十ア
- 中畠大拾ア
- 中畠七十二ア
- 下畠壹反九十ア
- 以上
- 上田壹反三拾七ア
- 下田壹反六拾九ア

- 宮之下 助左衛門分
- 同所 同 人分
- こにへ下 同 人分
- さかいと 同 人分
- 番匠免 同 人分
- たい向 同 人分
- 萬坂 同 人分
- 上のたい 同 人分
- ひかし 同 人分
- たい向 同 人分
- 山崎 惣 七分
- こにへ下 同 人分

青山常陸介忠成判

中畠壹反半ア
以上

- 上田大六拾ア
- 下田壹反半世ア
- 中畠半ア
- 上畠小卅六ア
- 中畠小廿六ア
- 上田九十ア
- 中田二反小卅五ア
- 中田壹反大八十五ア
- 上田八拾ア
- 下畠七拾五ア
- 以上

- 向たひ 同 人分
- はしつめ 雅樂 助分
- 大やと 同 人分
- たいの上 同 人分
- 南窪 同 人分
- たい向 同 人分
- さかいと 源 十 郎分
- 同所 同 人分
- さかいと 源 七分
- 北ノ上 新 三分
- 宮ノ前 同 人分

右之寄

上田合四反半拾九ア
此分米五石四斗七升六合
中田合五反大卅ア
關東首都時代

此分米四石六斗貳升七合

下田合貳反大四拾九ア

此分米壹石七斗

上畑合壹反小卅九ア

此分米壹石貳升五合

中畑合四反廿ア

此分壹石八斗五升二合

下畑合壹反半拾五ア

此分米三斗二升

田畑合貳町大拾九ア

分米合拾五石之

右之分相渡申出、仍如件

已三月十一日

藥師別當

光

院

高辻

權太三郎手代
横山

庄

右印

——淺草寺社書上

西應寺

田中山西應寺、○中天正年中に東照權現この寺に入たまひて、開基の由來その年代を聞しめし、寺領御寄附ましくけり。時の住持御朱印をいたゞきて朝三暮四のたすけゆたかにして、學道をとよしけり。

○下

西應院。○中

——江戸名所記

一、御朱印拜領高拾石。天正十九年十一月神君様御代初る拜領仕出。依之例年四月十七日十八日兩日御

祭禮修行仕出。御朱印御文言寫左之通。

寄進 西應寺

武州豊島郡芝郷内拾石之事

右令寄附訖。殊寺中可爲不入者也。仍如件。

天正十九年十一月 日

御朱印

——芝寺社書上

宗參寺

雲居山宗參寺。○中御朱印御文言左之通

寄進宗參寺、武藏國豊島郡牛込村内拾石事

右令寄進之畢、殊寺中可爲不入者也。仍如件

天正十九年辛卯十一月 日

御朱印

本堂。間口九間半、裏行七間半、

本尊、華嚴會上釋迦如來。木坐像、丈壹尺五寸、運慶作。

脇立、地藏菩薩、毘沙門天。各木像、丈壹尺四寸五分。

達摩大師、圓覺大師。各木像、丈壹尺四寸五分。

大現修理菩薩。木像、丈壹尺四寸五分。

關東首都時代

韋駄天。木立像。丈三尺。協立、護道天、鬼子母神、棟札寫左之通。

夜半正明 天曉不露

文政二己卯年九月第二吉辰

上棟佛寶殿再建當山十六葉無舌泰宣

先行不到 末俊大過 直歲逸宗

同裏書。

大工立川清三郎一義

大棟梁中嶋忠七富隣井小工等造立

小工頭藤田清藏政吉

大鐘。二尺四寸。銘無之。

小鐘。壹尺壹寸。銘無之。

寺寶。

達摩大師畫像。

一軸。

右者常憲院様御筆之由申傳、古來より所持仕。御朱印地所之儀者當時左之通。

高田四ツ谷町

下戸塚村之内

中里村之内

角管村之内

川田久保續キ

綠雲寺境内

同所百姓

久左衛門持明地

反別壹反貳畝拾貳步

牛込改代町

田中寺持境内續キ貸地

觀音堂。貳間。四方。

本尊正觀世音菩薩。木立像。丈四尺壹寸。弘法大師作。

鎮守社。二尺七寸四方。

白山妙理大權現。

稻荷社。九尺四方。

辨財天社。本社土藏。九尺四方。

拜殿。間口三間。奥行二間。

辨財天。木立像。丈々二尺五寸。

右尊像之内御腹籠辨才天之弘法大師作之由申傳以得共、秘佛之有之由之付、寸尺相知レ不申以。

關東首都時代

協立、毘沙門天、大黒天。各丈壹尺五寸。木立像。十五童子。木立像。丈各壹尺五寸。榮之梅。本堂前之有之。

右之太閤秀吉公關東出馬之砌、東照宮様御同道之御立寄之砌、神君様御馬被爲繫由、古來申傳有之。

庚申堂。土藏、間口二間、半二奥行九尺。拜殿。長九尺、横二間。

境外供養塚町之有之

右庚申堂并地所之儀を、文明年中太田持資入道道灌此里之放鷹之砌、瑞雲之中神靈形を現し託宣有之依る其處之一字之草堂を建立し、拜する所之尊像を模寫し安置終て、側之石碑を立供養塚と號し。又往古此筋奥州街道たりし時、此所之壹里塚有之由、申傳之御座也。然ル處寛永十四年拙寺境内御用地之相成、御持弓組屋鋪之相渡の節、爲代地供養塚町四千拾壹坪拜領仕也。庚申堂地所之内之有之に付、拙寺持之御座也。但境内續之無之故、主間人差置也。守護行届不申也之付、町役之者に申付支配爲致也。尤主間人も差置也。又先年拙寺隱居住居能は義も有之に當時之、善正院聖護院宮御末弟子。八丁堀岡崎町。と申修驗差置申也。

石碑三基。各青面金剛之形之御座也。

妙國寺

寄進 妙國寺

續府内備考

武藏國荏原郡品川之内拾石之事

右令寄附訖殊寺、中可爲不入者也、仍如件

天正十九年辛卯十一月 日

御朱印

妙國寺文書

清徳寺

清徳寺。略。○中天正十九年寺領十石ノ御朱印ヲ賜フ。

寺寶。東照宮御朱印一通。

寄進 清徳寺

武藏國荏原郡品川之内拾石之事

右令寄附畢。殊寺中可爲不入者也。仍如件。

天正十九年辛卯十一月

御朱印

新編武藏風土記稿

福聚山清徳寺。同町。○北品川。ニアリ。○中天文中僧梅江之ヲ中興シ、○中同十二年癸卯九月六日島津忠貞右衛門尉。寺領ヲ寄ス。寺藏。文書。天正十九年辛卯十一月徳川氏寺領十石ヲ付ス。○下

武藏通志

法恩寺

平河山法恩寺。

御朱印高五石。天正十九年辛卯年十一月東照宮様御代初之拜領仕也。御文言之寫左之通。

寄進 法恩寺

武州豊島郡江戸之内五石之事。

右令寄附之畢。殊寺中可爲不入者也。仍如件。

天正十九年十一月 日

御朱印

右御朱印頂戴之節江戸之内之有之場所、當時何方邊之有之に哉、相知不申也。其後貞享二乙丑年六月十一日常憲院様御代之御朱印之西ヶ原村之内之被下置也。只今以引續拜領仕能は在也。

關東首都時代

——本所寺社書上

淨光院
(祥雲寺)
事蹟

當寺○祥雲寺寺號を淨光院と號せし所、寶永の頃淨光院殿の御尊號をはかり奉て 祥雲寺と改むといふ當寺はしめは本郷三丁目にありしを、後小日向にうつり。又今の地ようつされしとなり。按るに、鐘の銘によれば、初へ和田藏御門の内ふありて、後駿河臺に移り、又金杉に移し、其後この地ようつると云、いつれか是なるをえらむ。又天正の頃本郷にて寺領五石を賜りしよしへは、初へ本郷ふありしといへるは正しからん。

寺寶。

文書五通。○三通ヲノス。餘ノ二通ト永祿七年、寶永六年ノ條ニ引用ス。

寄進 淨 光 院

武藏國豐島郡本郷之内五石之事。

右令寄附訖、殊寺中可爲不入者也。仍如件。

天正十九年辛卯十一月 日

福徳御判 ○

武藏國豐島郡小石川村淨光院領本郷之内五石雖爲舊領、改之、同郡小日向村内五石事寄附之訖、全可收納、並寺中山林竹木諸役等免除、永不可有相違者也。

御判慶安元年七月十七日

武藏國豐島郡小石川村淨光院領於下落合葛ヶ谷兩村之内、先規雖爲豐島郡小日向村改替此所 ○脱字カ 事

并院内山林竹木諸役等免除、天正十九年十一月日慶安元年七月十七日寛文五年七月十一日先判之旨進

之、永不可有相違者也

御判貞享二年六月十一日

當寺鐘銘 心越禪師眞蹟 一卷

詩文 米元章眞蹟 一卷

卷物 聖堂記 黒川道祐文、獨立禪師眞蹟、 一卷

二十四孝 屏風古畫、筆者不詳

紅葉觀圖 屏風古畫、筆者不詳

瑞鳳山祥雲寺 小石川戸崎町

御朱印寺領五石

中興當院七世國傳韓達大和尚。寛永十六卯年六月廿一日寂。本郷喜福寺、同所丸山長泉寺、小日向臺町清巖寺三末寺開山也。

御朱印寺領五石

權現様御寄附、天正十九卯年十一月武州豐島郡於本郷村拜領仕候。續而御代々様御朱印書替拜領罷在。當寺金杉引地之節本郷村五石之寺領爲替地於小日向拜領仕、寛文五巳年小日向村築地屋敷御用地之相渡に付、右爲替地野村彦太夫殿御代官所下落合村葛ヶ谷村之内五石御證文を以替地拜領仕。

客殿、祥雲寺之額字、豎二尺八寸、横五尺二寸、上元丙寅三月既望滿八十雲無心筆。

關東首都時代

本尊、釋迦如來、木座像。

脇立、文殊菩薩普賢菩薩。

大鐘。銘文左と通。

淨光禪院鐘銘並序

武州豐島郡瑞鳳山淨光禪院者、遠山氏月溪正圓所建之精藍也。當永祿甲子年寺成、請吉祥二代大州安充爲開山。寺初建于和田藏門之内。後承國主之命移建駿河臺。又移建金杉。即今建者小石川也。第拾七代國傳韓達所鑄之法鐘到今猶存。奈何歲久聲不遙聞。蓋以玄黃既兆形聲始折。惟聖人而作之。夫鐘者空也。冀反三輪體空而鐘之妙用距能盡述者乎。茲因第十一代現任龍動洪金謂有調鐘者欣遇忍氏關翁宗無爲富田氏岳林妙榮信女啓發菩提仰藉檀波共襄鑄就喜垂功竣不落虛空屬越作序而銘之。銘曰、

鐘在浮屠 聲聞于州

下徹三途 上窮九界

曉擊末先

誰是聞者

夕扣已後

聞是唯也

或希或微

乍疾乍徐

竺之青石

華之赤珠

勒銘拜頌

永篋瑞鳳

克紹淨光

地久天長

歲闕逢樂敲嘉平之臘八日

大明東牟心越杜多撰
武州江戶住御鑄物師
田中丹波守藤原重正作

禪堂。

虛空藏。木座像。

鎮守社。

稻荷大明神。

大日如來石座像。

右服病の人々立願して利益あるよし申つたふ。

寺中。

淨福寺。

續府内備考

善福寺寺領
寄附

同月 ○天正十九年 德川氏麻布ノ善福寺ニモ亦寺領十石ヲ寄進ス。

○麻布寺社書上。續府内備考。
江戶砂子。二十四輩順拜圖會。

江戶名所圖會。東都歲事記。新撰東京名所圖會。東京通志。改撰江戶志。

善福寺

淨土眞宗 龜子山善福寺

一、御朱印拜領地。境内惣坪數壹万七千七百七拾坪餘。

一、寺領拾石。

右拾石ミ場所麻布郷之頂戴仕所、右場所御用地之被召上、爲替地元祿十二年武州荏原郡六郷

領女塚村之於る、元高ミ通拜領仕事。

一、高拾石並境内竹木諸役御免除御朱印。

右兩通東照宮様初る拜領仕。御文言寫左之通。

禁制

武藏國白金之郷阿佐布

關東首都時代

善福寺

一、軍勢甲乙人等濫妨狼籍事

一、放火事

一、對寺僧門前之輩非分之儀申掛事

右之條々堅令停止訖、若於違犯之族之忽可爲嚴科者也

天正十八年卯月 日

御朱印

寄進

善福寺

武州豐島郡阿佐布郷之内拾石之事

右令寄附一畢、殊寺中可爲不入者也、仍如件

天正十九年十一月

御朱印

右之貳通權現様御朱印。○カク書上ニアルモ、續府内備考ニハ天正十八年、禁制ヲ太閤秀吉ハ給之トナセリ。此方正シカラム。

當寺領武藏國豐島郡阿佐布郷之内拾石事

任先規寄附之訖、全可收納、並寺中竹木諸役等免除、永不可有相違者也

寬永十九年九月廿四日

御朱印

善福寺

右大猷院様御朱印

武藏國豐島郡阿佐布郷之内拾石之事並寺中竹木諸役等免除、任天正十九年十一月日寬永十九年九

月廿四日兩先判旨善福寺進止永不可有相違者也

寬文五年七月十一日

御朱印

右嚴有院様御朱印

武藏國豐島郡阿佐布郷之内拾石之事並寺中竹木諸役等免除、任天正十九年十一月日寬永十九年九

月廿四日寬文五年七月十一日先判之旨善福寺進止永不可有相違者也

貞享二年六月十一日

御朱印

右常憲院様御朱印

武藏國荏原郡六郷領女塚村之内拾石之事並寺中竹木諸役等免除、依當家先判之例善福寺進止永不

可有相違者也

享保三年七月十一日

御朱印

右有徳院様御朱印

右御文言之同

延享四年八月十一日

御朱印

右惇信院様御朱印

右御文言之同

寶曆十二年八月十一日

御朱印

右俊明院様御朱印

關東首都時代

右御文言二同

天明八年九月十一日

御朱印

右御當代御朱印

右拾石之場所武州豐島郡阿佐布郷之内之拜領仕所處、新堀御用地之右場所被召上、右替地所として元
祿十二年卯閏九月武州荏原郡六郷領女塚村に於る、元高之通拜領仕所。

當寺之格別之御由緒有之、往古數百年來麻布領一圓之領地仕御軍用等相勤也。然る處、○中其後境内追

々御用地之大方被召上、天正十九年高拾石並二境内壹万七千七百七拾坪餘之地所諸役御免之御朱印拜領

仕所、且地所追々差上は爲御褒美、獨禮乘輿御免御代替之節御目見並御時服拜領仕所、御中陰之砌納經

拜禮被仰付也。

——麻布寺社書上

本堂、十三間
四面

本尊、阿彌陀如來、木立像、惠心僧都作、
丈三尺

親鸞聖人畫像、明和九年法
如上人裏書。

文如上人畫像、享和元酉年四月廿
五日木如上人裏書。

聖德太子畫像、慶長七壬寅年八月十
五日准如上人裏書。

七高僧畫像、同年
同筆。

龜山院御靈牌、文明三年八月勅額所、
相成に付安置仕所。

今上皇帝御銘。

東照權現宮御尊牌。

台徳院様 同。

大猷院様 同。

嚴有院様 同。

常憲院様 同。

文昭院様 同。

有章院様 同。

有徳院様 同。

惇信院様 同。

俊明院様 同。

喚鐘、長二尺、口差
渡一尺三寸。

棟札寫左之通。

銘、麻布山、安永二己
年三月。

安永九庚子年

天下和順 佛子安穩

奉修造 本堂再建

伽藍榮久 紹隆正法

二月三日

歸命頂禮 前住

廿二世現住

無量壽尊

臨泉院釋亮祐清海

覺源院釋法祐闡海

棟梁甲良筑前源棟村

麻布山之額字、本山十七代信慧院殿筆、
本堂向拜ニ掛有之。

關東首都時代

什物。

- 一、東照宮尊影。 一幅。
右絹地ニ御束帶ニ尊像。上ニ御簾あり。其内金御紋御幕を絞リハ體。前ニ高欄有之ハ。古より傳來仕、毎年四月十七日内佛ニ奉掛讀經仕ハ。
- 一、冷泉院御宸筆和歌。 一幅。
後撰集第二卷頭ニ和歌及ヒ讀人名其傳等を書シ給ヘ。
- 一、後奈良院御宸筆短冊。 一幅。
忍るにあゝろのひまひなけきとも
なをもるも比ハ涙なりきと
- 一、後陽成院御筆色紙。 一幅。
花の香ヲきめし袂の茂えけれハ
あろもろけうき今日よもあるろ形
- 一、後西院御宸筆懷紙。 一幅。
詠嶺樹霞 和歌
山々このおのへるたてハ八重かき見
海を檜原もぬろたゆるの形
- 一、大猷院様御筆色紙。

萬代を松よそ君をなせひつる

千とせのかきよすまむと思へハ

右ニ當寺へ御成ニ節拜領仕ハ由、申傳ハ。

一、親鸞聖人八字名號。

一幅。

右開基了海上人上京ニ御關東門徒へ記念ニ爲附屬。世ニ記念ニ名號と稱シ申ハ。

一、同雛形木像。座像、長一尺二寸五分。

一躰。

右蓮如上人作。本山ニ骨肉ニ木像と申有之ハ。右を摸シハ故雛形ニ木像と稱ハ。

一、同筆名號石。竪五寸七分、横三寸二分。

一顆。

右淺草報恩寺開基性信房より了海上人ハ同弟ニ好ミを以讓受之ハ。

一、源信僧都眞筆六字名號。傳來不詳。

一幅。

一、圓光大師眞筆六字名號。同上。

一幅。

一、蓮如上人眞筆六字名號。

一幅。

右蓮如上人當寺へ立寄ニ節書。

一、同筆火中出現名號。

一幅。

右ニ當寺燒失ニ節火中より飛出木の枝ヲ掛リ有之ハ由。

一、毘沙門天木像。立像、長八寸。

一躰。

右弘法大師作。當寺眞言以來傳ル。

一、如意輪觀音木像。長五寸。

右同作同斷。

一、子安觀音木像。長二寸三分。

一、阿彌陀如來木像。長一寸八分。

右鳥佛師作。南都法隆寺に聖德太子開眼之上納給ふ千佛之内。

和州法隆寺之寶藏一像也。有之也。

厨子ニ這釋佛者昆首羯摩十六世之支流爲佛工師之作、崇峻皇御宇勅之造二千小佛像。太子使開眼之納于

一、同木像。

右惠心僧都作。開基了海上人改宗之節安置。

一、法然上人筆文書。伽陀と文。傳來不詳。

一、寂如上人筆朗詠詩歌。

右當寺住職永海上京之節賜之。

一、親鸞聖人繪傳。慶長七年寅年。准如上人裏書。

一、吉備大臣眞筆。經文三行。傳來不詳。

一、蓮如上人畫像。文龜二年戌年九月廿一日。實如上人裏書。

一、准如上人畫像。寬永九年甲午六月七日。良如上人裏書。

一、實如上人畫像。寬文五年四月三日。寂如上人裏書。

一、良如上人畫像。寬文五年四月三日。寂如上人裏書。

一、寂如上人畫像。享保十七己巳年十月廿六日。住如上人裏書。

一、住如上人畫像。元文五年庚申年四月五日。湛如上人裏書。

一、湛如上人畫像。寬延元年戊辰年八月十三日。法如上人裏書。

一、法如上人畫像。寬政二年庚戌年五月廿一日。文和上人裏書。

一、同上人九字名號。

一、同上人十字名號。

一、範賢拜師所持之鈴。了海上人は附屬。形尋常に異ならず。口と渡り二寸三分。

一、天滿宮畫像。菅家高辻家と筆と申傳は。

一、親鸞聖人火中出現畫像。本堂燒失と御火中ニ燒殘有之也。

一、同聖人眞筆十字名號。關東經通と御當寺に立寄了海上人は附屬。

一、同聖人白鷺名號。

一、弘法大師眞言六字名號。

右入定之前年楊柳水を以書給、當山開闢之印ニ是を殘し給ふ。世に刷毛書之名號と稱す。

一、三尊名號。

一、二尊念佛弘通之畫像。善惠上人筆。了海上人は記念と品。

一、冠纓聖德太子木像。

右自作。越後高田瑞泉寺傳來之處、依夢想之告當寺住職教海讓之受也。

關東首都時代

一、顯如上人軍中書翰。

一幅。

右石山陣之砌當寺之兵糧願書也。

一、教如上人軍中書翰。

二幅。

右同斷。

一、軍中船印之旗。

一。

右石山陣之砌、三好之勝林房と申者船中所持之品、靜謐之後勝林房當寺に納ル。

一、千蝶之硯箱。

一。

右東山將軍義政公之本山の寄附之品之處、勝林房戦功之依而給之。旗同様に當寺に納ル。

一、五大力明王。

一幅。

右弘法大師筆。當寺在住之砌護摩壇之本尊也。

一、蓮如上人眞筆偈文。

一幅。

一、實如上人眞筆之文。

二卷。

右當寺住職秀海上京之節附屬。

一、同上人眞筆燒殘。

一幅。

右當寺燒失之節火中へ飛出殘ル。

一、尊圓法親王宸翰。

一卷。

一、北條家御朱印。

一通。

右寫左之通。

掟

一、去今兩年一向宗對他宗度々宗師回答出來、自今以後令停止了。既一向宗令絶以來及六十年由之處、以古之筋目至之探題他宗を公事不可有際限造意基也、一人成共就招入他宗者可爲罪科事。

一、□申歲長尾景虎出張、依之大阪へ度々如頼入之、越國へ加賀衆就亂入者、分國中一向宗改先規可建立旨申届處□行一圓無之。誠無曲次第。雖然申合上之當國對一向宗不可有異儀事。右門徒中へ此趣爲申聞可被存其旨狀如件。

永祿九年丙寅十月二日

阿佐布

一、親鸞聖人眞筆六字名號。
顯如聖人添狀付。

一幅。

右石山陣之節紀州鷲森門徒に給ふ。同所門徒より當寺に納ル。

一、古碑

七枚。

右明和九年本堂燒失之後、山の堀出申ル。

續府内備考

當寺法物七拾三品之内顯如上人教如上人軍中書翰、其外法物等都合十七品、右之去年春已來門徒爲結縁北國筋に差出し置ルに付、尤飛脚等も差出ル得共、遠路之事故未歸國不仕、依之右拾七品之分へ何卒歸國之上御届可申上之間、其節御調被下様、此段奉願ル。以上。